



毎月2回10日・25日発行
 発行所
 川崎市役所
 (総務企画局総務部法制課)
 川崎市川崎区宮本町1
 電 話 044-200-2062
 F A X 044-200-3748

目 次

規 則

◇川崎市心身障害者総合リハビリテーションセンター条例施行規則の一部を改正する規則(第58号)…………… 2445

告 示

◇身体障害者福祉法による医師の指定(第435号)…………… 2445
 ◇身体障害者福祉法による医師の指定内容の変更(第436号)…………… 2448
 ◇身体障害者福祉法による医師の指定の取消(第437号)…………… 2454
 ◇指定自立支援医療機関の指定(第438号)…………… 2455
 ◇指定自立支援医療機関の指定内容の変更(第439号)…………… 2456
 ◇指定自立支援医療機関の指定の更新(第440号)…………… 2462
 ◇川崎市営霊園の手数料の収納事務の委託(第441号)…………… 2462
 ◇自転車等の撤去と保管(第442号)…………… 2463
 ◇道路区域の変更(第443号)…………… 2463
 ◇道路の供用開始(第444号)…………… 2463
 ◇自転車等の撤去と保管(第445号)…………… 2463
 ◇土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の全部解除(第446号)…………… 2464
 ◇土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の全部解除(第447号)…………… 2464
 ◇介護保険法によるサービス事業者等の指定等(第448号)…………… 2464
 ◇介護保険法によるサービス事業所等の廃止等(第449号)…………… 2465
 ◇自転車等の撤去と保管(第450号)…………… 2466

公 告

◇公募型プロポーザルの実施(第434

号)…………… 2466
 ◇一般競争入札の執行(第435号)…………… 2467
 ◇一般競争入札の執行(第436号)…………… 2469
 ◇一般競争入札の執行(第437号)…………… 2471
 ◇港湾施設に放置されている物件の撤去命令(第438号)…………… 2472
 ◇一般競争入札の執行(第439号)…………… 2472
 ◇開発行為に関する工事の完了(第440号)…………… 2475
 ◇環境影響評価に関する条例による条例方法審査書の公告(第441号)…………… 2475
 ◇一般競争入札の執行(第442号)…………… 2478
 ◇開発行為に関する工事の完了(第443号)…………… 2479
 ◇一般競争入札の執行(第444号)…………… 2479
 ◇一般競争入札の執行(第445号)…………… 2481
 ◇公募型プロポーザルの実施(第446号)…………… 2482
 ◇道路の指定(第447号)…………… 2483
 ◇一般競争入札の執行(第448号)…………… 2484
 ◇指定特定非営利活動法人となるための申出(第449号)…………… 2486
 ◇道路位置の指定(第450号)…………… 2486
 ◇都市公園の区域の変更(第451号)…………… 2486
 ◇都市公園の供用開始(第452号)…………… 2486
 ◇大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出(第453号)…………… 2486
 ◇大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出(第454号)…………… 2487
 ◇特定非営利活動法人の設立の認証申請(第455号)…………… 2488
 ◇特定非営利活動法人の定款の変更認証申請(第456号)…………… 2488
 ◇特定非営利活動法人の定款の変更認証申請(第457号)…………… 2488
公 告 (調 達)
 ◇公募型プロポーザルの実施(第293号)…………… 2489
 ◇落札者等の公示(第294号)…………… 2490
 ◇落札者等の公示(第295号)…………… 2490

税公告

- ◇配当計算書(謄本)の公示送達(第137号)..... 2490
- ◇差押調書(謄本)の公示送達(第138号)..... 2490
- ◇配当計算書(謄本)の公示送達(第139号)..... 2490
- ◇差押調書(謄本)の公示送達(第140号)..... 2490
- ◇配当計算書(謄本)の公示送達(第141号)..... 2491
- ◇市民税・県民税特別徴収税額の決定・変更通知書の公示送達(第142号)..... 2491
- ◇配当計算書(謄本)の公示送達(第143号)..... 2491
- ◇差押調書(謄本)の公示送達(第144号)..... 2491
- ◇差押調書(謄本)の公示送達(第145号)..... 2491
- ◇納税通知書(課税額変更(取消)通知書)の公示送達(第146号)..... 2491
- ◇納税通知書の公示送達(第147号)..... 2491

上下水道局告示

- ◇川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定事項の変更(第31号)..... 2492

上下水道局公告

- ◇一般競争入札の執行(第62号)..... 2493
- ◇一般競争入札の執行(第63号)..... 2494
- ◇一般競争入札の執行(第64号)..... 2497
- ◇川崎市入江崎余熱利用プールの指定管理者の公募(第65号)..... 2502

交通局公告

- ◇一般競争入札の執行(第60号)..... 2504
- ◇一般競争入札の執行(第61号)..... 2505
- ◇一般競争入札の執行(第62号)..... 2506
- ◇一般競争入札の執行(第63号)..... 2507
- ◇一般競争入札の執行(第64号)..... 2510
- ◇一般競争入札の執行(第65号)..... 2513

病院局公告

- ◇一般競争入札の執行(第31号)..... 2516

消防局公告

- ◇指定催しの指定(第12号)..... 2518

教育委員会告示

- ◇教育委員会定例会の招集(第24号)..... 2518

人事委員会公告

- ◇平成29年度川崎市職員(技能・業務)採用選考の実施(第6号)..... 2518

農業委員会告示

- ◇川崎市農業委員会総会の招集(第8号)..... 2525

職員共済組合規程

- ◇川崎市職員共済組合住民基本台帳ネットワークシステムセキュリティ管理規程(第1号)..... 2525

職員共済組合公告

- ◇平成28年度決算の公告(第6号)..... 2528

区告示

- ◇自動車臨時運行許可番号標の無効(幸区第1号)..... 2540

区公告

- ◇住民票の職権消除(川崎区第83号)..... 2540
- ◇印鑑登録の抹消(川崎区第84号)..... 2540
- ◇国民健康保険料に係る納入通知書の公示送達(川崎区第85号)..... 2540
- ◇国民健康保険料に係る納入通知書の公示送達(川崎区第86号)..... 2540
- ◇国民健康保険料に係る納入通知書の公示送達(川崎区第87号)..... 2541
- ◇介護保険料に係る納入通知書の公示送達(川崎区第88号)..... 2541
- ◇国民健康保険料に係る納入通知書の公示送達(幸区第40号)..... 2541
- ◇印鑑登録の抹消(中原区第30号)..... 2541
- ◇住民票の職権消除(中原区第31号)..... 2542
- ◇国民健康保険料に係る納入通知書の公示送達(中原区第32号)..... 2542
- ◇国民健康保険料に係る還付通知書の公示送達(中原区第33号)..... 2542
- ◇差押通知書及び差押解除通知書の公示送達(高津区第35号)..... 2542
- ◇国民健康保険料に係る納入通知書の公示送達(高津区第36号)..... 2542
- ◇国民健康保険料に係る納入通知書の公示送達(宮前区第39号)..... 2543
- ◇住民票の職権消除(宮前区第40号)..... 2543
- ◇印鑑登録の抹消(宮前区第41号)..... 2543
- ◇国民健康保険料に係る配当計算書(謄本)の公示送達(多摩区第39号)..... 2543
- ◇国民健康保険料に係る納入通知書の公示送達(多摩区第40号)..... 2544
- ◇国民健康保険被保険者証返還請求書の公示送達(麻生区第41号)..... 2544
- ◇国民健康保険料に係る納入通知書の公示送達(麻生区第42号)..... 2544

辞 令

- ◇ 8月1日付け…………… 2545
- ◇ 8月4日付け…………… 2545
- ◇ 8月14日付け…………… 2545

規 則

川崎市心身障害者総合リハビリテーションセンター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年 8月 4日

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市規則第58号

川崎市心身障害者総合リハビリテーションセンター条例施行規則の一部を改正する規則

川崎市心身障害者総合リハビリテーションセンター条例施行規則(昭和46年川崎市規則第25号)の一部を次のように改正する。

第16条の20の表中「40名」を「44名」に、「24名」を「20名」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

川崎市告示第435号

身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項に規定する医師として次のとおり指定します。

平成29年 8月 1日

川崎市長 福 田 紀 彦

No.	指定年月日	氏名	医療機関名	所在地	診療科目	担当する障害区分
1	平成29年 8月 1日	猪狩 栄利子	総合新川橋病院	川崎市新川通 1-15	眼科	視覚障害
2	平成29年 8月 1日	河西 雅之	総合新川橋病院	川崎市新川通 1-15	眼科	視覚障害
3	平成29年 8月 1日	相馬 利香	総合新川橋病院	川崎市新川通 1-15	眼科	視覚障害
4	平成29年 8月 1日	秦 エミ	小杉眼科	中原区小杉町 3-441 伊達ビル 4F	眼科	視覚障害
5	平成29年 8月 1日	八木橋 めぐみ	日本鋼管病院	川崎市鋼管通 1-2-1	眼科	視覚障害
6	平成29年 8月 1日	松村 綾子	川崎市立多摩病院	多摩区宿河原 1-30-37	眼科	視覚障害
7	平成29年 8月 1日	富里 周太	日本鋼管病院	川崎市鋼管通 1-2-1	耳鼻咽喉科	聴覚又は平衡機能障害 音声・言語又は そしゃく機能障害
8	平成29年 8月 1日	藤井 可絵	川崎市南部地域療育センター	川崎区中島 3-3-1	耳鼻咽喉科	聴覚又は平衡機能障害 音声・言語又は そしゃく機能障害
9	平成29年 8月 1日	守本 倫子	川崎市南部地域療育センター	川崎区中島 3-3-1	耳鼻咽喉科	聴覚又は平衡機能障害 音声・言語又は そしゃく機能障害
10	平成29年 8月 1日	原 真理子	川崎市南部地域療育センター	川崎区中島 3-3-1	耳鼻咽喉科	聴覚又は平衡機能障害
11	平成29年 8月 1日	館下 亨	川崎市立多摩病院	多摩区宿河原 1-30-37	形成外科	音声・言語又は そしゃく機能障害
12	平成29年 8月 1日	堀内 正浩	川崎市立多摩病院	多摩区宿河原 1-30-37	神経内科	音声・言語又は そしゃく機能障害
13	平成29年 8月 1日	中村 純子	虎の門病院分院	高津区梶ヶ谷 1-3-1	リハビリテーション科	音声・言語又は そしゃく機能障害 肢体不自由
14	平成29年 8月 1日	小島 利彦	総合新川橋病院	川崎市新川通 1-15	脳神経外科	肢体不自由
15	平成29年 8月 1日	吉野 仁浩	総合新川橋病院	川崎市新川通 1-15	整形外科	肢体不自由
16	平成29年 8月 1日	清田 毅	総合新川橋病院	川崎市新川通 1-15	整形外科	肢体不自由
17	平成29年 8月 1日	清野 毅俊	日本鋼管病院	川崎市鋼管通 1-2-1	整形外科	肢体不自由
18	平成29年 8月 1日	堀 岳史	日本鋼管病院	川崎市鋼管通 1-2-1	整形外科	肢体不自由
19	平成29年 8月 1日	保坂 聖一	川崎市立井田病院	中原区井田 2-27-1	整形外科	肢体不自由
20	平成29年 8月 1日	佐竹 美彦	日本医科大学 武蔵小杉病院	中原区小杉町 1-396	整形外科	肢体不自由

21	平成29年8月1日	友利 裕二	日本医科大学 武蔵小杉病院	中原区小杉町1-396	整形外科	肢体不自由
22	平成29年8月1日	岡崎 愛未	日本医科大学 武蔵小杉病院	中原区小杉町1-396	整形外科	肢体不自由
23	平成29年8月1日	岳野 光洋	日本医科大学 武蔵小杉病院	中原区小杉町1-396	リウマチ 膠原病内科	肢体不自由
24	平成29年8月1日	宮本 暖	日本医科大学 武蔵小杉病院	中原区小杉町1-396	整形外科	肢体不自由
25	平成29年8月1日	河路 秀巳	日本医科大学 武蔵小杉病院	中原区小杉町1-396	整形外科	肢体不自由
26	平成29年8月1日	赤石 諭史	日本医科大学 武蔵小杉病院	中原区小杉町1-396	形成外科	肢体不自由
27	平成29年8月1日	佐瀬 泰玄	聖マリアンナ 医科大学病院	宮前区菅生2-16-1	脳神経外科	肢体不自由
28	平成29年8月1日	内野 賢治	聖マリアンナ 医科大学病院	宮前区菅生2-16-1	神経内科	肢体不自由
29	平成29年8月1日	佐々木 梨衣	聖マリアンナ 医科大学病院	宮前区菅生2-16-1	神経内科	肢体不自由
30	平成29年8月1日	遠藤 亜沙子	聖マリアンナ 医科大学病院	宮前区菅生2-16-1	整形外科	肢体不自由
31	平成29年8月1日	小山 亮太	聖マリアンナ 医科大学病院	宮前区菅生2-16-1	整形外科	肢体不自由
32	平成29年8月1日	飯沼 雅央	聖マリアンナ 医科大学病院	宮前区菅生2-16-1	整形外科	肢体不自由
33	平成29年8月1日	川畑 仁人	聖マリアンナ 医科大学病院	宮前区菅生2-16-1	リウマチ・ 膠原病・ アレルギー内科	肢体不自由
34	平成29年8月1日	山本 寿子	川崎市立多摩病院	多摩区宿河原1-30-37	小児科	肢体不自由
35	平成29年8月1日	本田 祐士	川崎市中央 療育センター	中原区井田3-16-1	リハビリテーシ ョン科	肢体不自由
36	平成29年8月1日	岩波 知子	川崎幸クリニック	幸区南幸町1-27-1	神経内科	肢体不自由
37	平成29年8月1日	江口 智也	総合新川橋病院	川崎区新川通1-15	循環器科	心臓機能障害
38	平成29年8月1日	進士 和也	総合新川橋病院	川崎区新川通1-15	循環器科	心臓機能障害
39	平成29年8月1日	高木 友誠	総合新川橋病院	川崎区新川通1-15	循環器科	心臓機能障害
40	平成29年8月1日	平野 梯志	AOI国際病院	川崎区田町2-9-1	循環器科	心臓機能障害
41	平成29年8月1日	中村 彩子	川崎幸クリニック	幸区南幸町1-27-1	循環器内科	心臓機能障害
42	平成29年8月1日	斎藤 丈	日本鋼管病院	川崎区鋼管通1-2-1	内科	心臓機能障害
43	平成29年8月1日	石塚 淳史	日本医科大学武蔵 小杉病院	中原区小杉町1-396	循環器内科	心臓機能障害
44	平成29年8月1日	村瀬 達彦	川崎幸病院	幸区大宮町31-27	循環器内科	心臓機能障害
45	平成29年8月1日	伯野 大彦	川崎市立川崎病院	川崎区新川通12-1	循環器内科	心臓機能障害
46	平成29年8月1日	奥山 和明	聖マリアンナ医科 大学病院	宮前区菅生2-16-1	循環器内科	心臓機能障害
47	平成29年8月1日	桜井 祐加	聖マリアンナ医科 大学病院	宮前区菅生2-16-1	心臓血管外科	心臓機能障害
48	平成29年8月1日	鈴木 寛俊	聖マリアンナ医科 大学病院	宮前区菅生2-16-1	心臓血管外科	心臓機能障害
49	平成29年8月1日	北 翔太	聖マリアンナ医科 大学病院	宮前区菅生2-16-1	心臓血管外科	心臓機能障害
50	平成29年8月1日	猪口 孝一郎	関東労災病院	中原区木月住吉町1-1	循環器内科	心臓機能障害
51	平成29年8月1日	宮本 典子	川崎協同病院	川崎区桜本2-1-5	総合内科	呼吸機能障害

52	平成29年8月1日	大塚 健悟	日本鋼管病院	川崎区鋼管通1-2-1	内科	呼吸機能障害
53	平成29年8月1日	高橋 太郎	日本鋼管病院	川崎区鋼管通1-2-1	内科	呼吸機能障害
54	平成29年8月1日	成田 宏介	日本医科大学武蔵小杉病院	中原区小杉町1-396	呼吸器内科	呼吸機能障害
55	平成29年8月1日	吾妻 安良太	日本医科大学武蔵小杉病院	中原区小杉町1-396	呼吸器内科	呼吸機能障害
56	平成29年8月1日	松本 優	日本医科大学武蔵小杉病院	中原区小杉町1-396	呼吸器内科	呼吸機能障害
57	平成29年8月1日	黒瀬 嘉幸	あいホームケアクリニック	幸区都町37-10 さいわい都町ビル1階	呼吸器内科	呼吸機能障害
58	平成29年8月1日	村岡 弘海	聖マリアンナ医科大学病院	宮前区菅生2-16-1	呼吸器内科	呼吸機能障害
59	平成29年8月1日	加行 淳子	川崎市立井田病院	中原区井田2-27-1	呼吸器内科	呼吸機能障害
60	平成29年8月1日	五十嵐 尚志	川崎幸クリニック	幸区南幸町1-27-1	呼吸器内科	呼吸機能障害
61	平成29年8月1日	石井 保夫	虎の門病院分院	高津区梶ヶ谷1-3-1	腎センター 外科	じん臓機能障害
62	平成29年8月1日	澤 直樹	虎の門病院分院	高津区梶ヶ谷1-3-1	腎臓内科	じん臓機能障害
63	平成29年8月1日	柳澤 佳奈	日本鋼管病院	川崎区鋼管通1-2-1	内科	じん臓機能障害
64	平成29年8月1日	岸田 杏子	日本鋼管病院	川崎区鋼管通1-2-1	内科	じん臓機能障害
65	平成29年8月1日	小向 大輔	川崎幸病院	幸区大宮町31-27	腎臓内科	じん臓機能障害
66	平成29年8月1日	服部 吉成	総合新川橋病院	川崎区新川通1-15	内科	じん臓機能障害
67	平成29年8月1日	澤田 大地	あいホームケアクリニック	幸区都町37-10 さいわい都町ビル1階	内科	じん臓機能障害
68	平成29年8月1日	寺下 真帆	聖マリアンナ医科大学病院	宮前区菅生2-16-1	腎臓・高血圧 内科	じん臓機能障害
69	平成29年8月1日	仲田 真由美	聖マリアンナ医科大学病院	宮前区菅生2-16-1	腎臓・高血圧 内科	じん臓機能障害
70	平成29年8月1日	矢萩 浩一	聖マリアンナ医科大学病院	宮前区菅生2-16-1	腎臓・高血圧 内科	じん臓機能障害
71	平成29年8月1日	新井 桃子	日本医科大学武蔵小杉病院	中原区小杉町1-396	腎臓内科	じん臓機能障害
72	平成29年8月1日	奥村 太輔	帝京大学医学部附属溝口病院	高津区二子5-1-1	泌尿器科	じん臓機能障害 ぼうこう又は 直腸機能障害
73	平成29年8月1日	齋田 将之	太田総合病院	川崎区日進町1-50	外科	ぼうこう又は 直腸機能障害
74	平成29年8月1日	加藤 聡彦	あいホームケアクリニック	幸区都町37-10 さいわい都町ビル1階	泌尿器科	ぼうこう又は 直腸機能障害
75	平成29年8月1日	田村 公嗣	川崎幸病院	幸区大宮町31-27	泌尿器科	ぼうこう又は 直腸機能障害
76	平成29年8月1日	善山 徳俊	川崎幸病院	幸区大宮町31-27	泌尿器科	ぼうこう又は 直腸機能障害
77	平成29年8月1日	下島 礼子	川崎幸病院	幸区大宮町31-27	外科	ぼうこう又は 直腸機能障害 小腸機能障害
78	平成29年8月1日	松森 智子	聖マリアンナ医科大学病院	宮前区菅生2-16-1	消化器・ 一般外科	ぼうこう又は 直腸機能障害 小腸機能障害
79	平成29年8月1日	古畑 智久	聖マリアンナ医科大学東横病院	中原区小杉町3-435	消化器外科	ぼうこう又は 直腸機能障害 小腸機能障害
80	平成29年8月1日	栗原 毅	川崎市立多摩病院	多摩区宿河原1-30-37	泌尿器科	ぼうこう又は 直腸機能障害

81	平成29年8月1日	西 智弘	川崎市立多摩病院	多摩区宿河原1-30-37	泌尿器科	ぼうこう又は直腸機能障害
82	平成29年8月1日	高橋 秀奈	川崎市立川崎病院	川崎区新川通12-1	外科	ぼうこう又は直腸機能障害
83	平成29年8月1日	掛札 敏裕	川崎市立井田病院	中原区井田2-27-1	外科	ぼうこう又は直腸機能障害
84	平成29年8月1日	新堀 萌香	川崎市立井田病院	中原区井田2-27-1	泌尿器科	ぼうこう又は直腸機能障害
85	平成29年8月1日	八田 浩平	日本鋼管病院	川崎区鋼管通1-2-1	外科	ぼうこう又は直腸機能障害 小腸機能障害、 肝臓機能障害
86	平成29年8月1日	染矢 剛	日本鋼管病院	川崎区鋼管通1-2-1	内科	肝臓機能障害
87	平成29年8月1日	渡邊 綱正	聖マリアンナ医科大学病院	宮前区菅生2-16-1	消化器・ 肝臓内科	肝臓機能障害

川崎市告示第436号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師として、次のとおり指定内容を変更

します。

平成29年8月1日

川崎市長 福田 紀彦

1 県内市外からの転入

No.	変更年月日	氏名	担当する障害区分	診療科目	新所属名（所在地）	旧所属名（所在地）
1	平成29年4月1日	杉山 奈津子	視覚障害	眼科	総合高津中央病院 (高津区溝口1-16-7)	昭和大学藤が丘 リハビリテーション病院 (横浜市青葉区藤ヶ丘2-1-1)
2	平成29年4月1日	伊藤 彩子	聴覚又は 平衡機能障害 音声・言語又は そしゃく機能障害	耳鼻咽喉科	関東労災病院 (中原区木月住吉町1-1)	昭和大学横浜市北部病院 (横浜市都筑区茅ヶ崎中央35-1)
3	平成29年4月1日	上田 誠司	肢体不自由	整形外科	川崎市立川崎病院 (川崎区新川通12-1)	済生会横浜市南部病院 (横浜市港南区港南台3-2-10)
4	平成29年4月1日	今泉 陽一	肢体不自由	脳神経外科	AOI国際病院 (川崎区田町2-9-1)	昭和大学藤が丘病院 (横浜市青葉区藤が丘1-30)
5	平成29年4月1日	大野 拓也	肢体不自由	整形外科	日本鋼管病院 (川崎区鋼管通1-2-1)	佐々木病院 (横浜市鶴見区下末吉1-13-8)
6	平成29年4月1日	加藤 薫	呼吸器機能障害	内科	川崎市立井田病院 (中原区井田2-27-1)	横須賀市立うわまち病院 (横須賀市上町2-36)
7	平成28年4月1日	内野 和顕	心臓機能障害	内科	坂戸診療所 (高津区坂戸1-6-18)	横浜市立大学附属病院 (横浜市金沢区福浦3-9)

2 川崎市内の異動

No.	変更年月日	氏名	担当する障害区分	診療科目	新所属名（所在地）	旧所属名（所在地）
1	平成29年4月1日	嶋田 撰也	視覚障害	眼科	津田眼科クリニック (多摩区宿河原3-12-7)	総合高津中央病院 (高津区溝口1-16-7)
2	平成29年4月1日	小柳 貴裕	肢体不自由	整形外科	川崎市立井田病院 (中原区井田2-27-1)	川崎市立川崎病院 (川崎区新川通12-1)
3	平成29年4月1日	上野 明彦	心臓機能障害	循環器内科	さいわい鹿島田クリニック (幸区新塚越201ルリエ新川崎)	川崎幸病院 (幸区大宮町31-27)

3 指定医師の兼務

No.	変更年月日	氏名	担当する障害区分	診療科目	兼務先(所在地)	本務の医療機関(所在地)
1	平成29年7月1日	松村 綾子	視覚障害	眼科	聖マリアンナ医科大学病院 (宮前区菅生2-16-1)	川崎市立多摩病院 (多摩区宿河原1-30-37)
2	平成29年7月1日	西 智弘	ぼうこう又は直腸機能障害	泌尿器科	聖マリアンナ医科大学病院 (宮前区菅生2-16-1)	川崎市立多摩病院 (多摩区宿河原1-30-37)
3	平成29年4月1日	城井 義隆	音声・言語又はそしゃく機能障害 肢体不自由	リハビリテーション科	川崎市北部地域療育センター (麻生区片平5-26-1)	昭和大学横浜市北部病院 (横浜市都筑区茅ヶ崎中央35-1)
4	平成29年3月1日	若林 秀隆	音声・言語又はそしゃく機能障害 肢体不自由	リハビリテーション科	れいんぼう川崎診療所 (宮前区東有馬5-8-10)	横浜市立大学附属市民総合医療センター (横浜市南区浦舟町4-57)
5	平成29年4月1日	佐野 大佑	聴覚又は平衡機能障害 音声・言語又はそしゃく機能障害	耳鼻咽喉科	川崎協同病院 (川崎区桜本2-1-5)	横浜市立大学附属病院 (横浜市金沢区福浦3-9)
6	平成29年5月1日	前島 早代	肢体不自由	リハビリテーション科	川崎市中央療育センター診療所 (中原区井田3-16-1)	済生会神奈川病院 (横浜市神奈川区富家町6-6)
7	平成29年6月1日	薄場 彩乃	呼吸器機能障害	内科	たま日吉台病院 (麻生区王禅寺1105番地)	聖マリアンナ医科大学 横浜市西部病院 (横浜市旭区矢指町1197-1)
8	平成29年2月8日	徳田 直人	視覚障害	眼科	京浜総合病院 (中原区新城1-2-5)	聖マリアンナ医科大学病院 (宮前区菅生2-16-1)
9	平成29年4月1日	三上 公志	聴覚又は平衡機能障害 音声・言語又はそしゃく機能障害	耳鼻咽喉科	AOI国際病院 (川崎区田町2-9-1)	聖マリアンナ医科大学病院 (宮前区菅生2-16-1)
10	平成29年4月1日	鈴木 規雄	心臓機能障害	循環器内科	聖マリアンナ医科大学横浜市西部病院 (横浜市旭区矢指町1197-1)	聖マリアンナ医科大学病院 (宮前区菅生2-16-1)
11	平成29年4月1日	堀越 邦康	ぼうこう又は直腸機能障害	消化器・一般外科	聖マリアンナ医科大学横浜市西部病院 (横浜市旭区矢指町1197-1)	聖マリアンナ医科大学病院 (宮前区菅生2-16-1)
12	平成29年4月1日	水越 慶	心臓機能障害	循環器内科	川崎市立多摩病院 (多摩区宿河原1-30-37)	聖マリアンナ医科大学病院 (宮前区菅生2-16-1)
13	平成29年4月1日	足利 光平	心臓機能障害	循環器内科	川崎市立多摩病院 (多摩区宿河原1-30-37)	聖マリアンナ医科大学病院 (宮前区菅生2-16-1)
14	平成29年4月1日	鈴木 祐	肢体不自由	神経内科	川崎市立多摩病院 (多摩区宿河原1-30-37)	聖マリアンナ医科大学病院 (宮前区菅生2-16-1)
15	平成29年4月1日	森 華奈子	肢体不自由	神経内科	川崎市立多摩病院 (多摩区宿河原1-30-37)	聖マリアンナ医科大学病院 (宮前区菅生2-16-1)
16	平成29年4月1日	宮崎 秀和	心臓機能障害	循環器内科	川崎市立多摩病院 (多摩区宿河原1-30-37)	聖マリアンナ医科大学病院 (宮前区菅生2-16-1)
17	平成29年4月1日	上嶋 亮	心臓機能障害	循環器内科	川崎市立多摩病院 (多摩区宿河原1-30-37)	聖マリアンナ医科大学病院 (宮前区菅生2-16-1)

18	平成29年4月1日	篠原 健介	音声・言語又は そしゃく機能障害 肢体不自由	神経内科	聖マリアンナ医科大学 東横病院 (中原区小杉町3-435)	聖マリアンナ 医科大学病院 (宮前区菅生2-16-1)
19	平成29年4月1日	吉田 泰之	肢体不自由	脳神経外科	聖マリアンナ医科大学 東横病院 (中原区小杉町3-435)	聖マリアンナ 医科大学病院 (宮前区菅生2-16-1)
20	平成29年4月1日	岡崎 貴裕	肢体不自由	リウマチ内科	聖マリアンナ医科大学 東横病院 (中原区小杉町3-435)	聖マリアンナ 医科大学病院 (宮前区菅生2-16-1)
21	平成29年4月1日	臼杵 乃理子	肢体不自由	神経内科	聖マリアンナ医科大学 東横病院 (中原区小杉町3-435)	聖マリアンナ医科大学病 院(宮前区菅生2-16- 1)
22	平成29年4月1日	古川 俊行	心臓機能障害	循環器内科	聖マリアンナ医科大学 東横病院 (中原区小杉町3-435)	聖マリアンナ 医科大学病院 (宮前区菅生2-16-1)
23	平成29年4月14日	高橋 英雄	心臓機能障害	循環器内科	川崎幸クリニック (幸区南幸町1-27-1)	川崎幸病院 (幸区大宮町31-27)
24	平成29年4月1日	松下 恒久	ぼうこう又は 直腸機能障害 小腸機能障害	消化器・ 一般外科	川崎市立多摩病院 (多摩区宿河原1-30- 37)	聖マリアンナ 医科大学病院 (宮前区菅生2-16-1)
25	平成29年4月1日	朝倉 武士	ぼうこう又は 直腸機能障害 肝臓機能障害	消化器・ 一般外科	川崎市立多摩病院 (多摩区宿河原1-30- 37)	聖マリアンナ 医科大学病院 (宮前区菅生2-16-1)
26	平成29年6月21日	宇田 晋	じん臓機能障害	腎臓病外来	川崎幸クリニック (幸区南幸町1-27-1)	川崎幸病院 (幸区大宮町31-27)
27	平成29年4月1日	八木橋 めぐみ	視覚障害	眼科	こうかんクリニック (川崎区鋼管通1-2-3)	日本鋼管病院(川崎区鋼管通1-2-1)
28	平成29年4月1日	富里 周太	聴覚又は 平衡機能障害 音声・言語又は そしゃく機能障害	耳鼻咽喉科	こうかんクリニック (川崎区鋼管通1-2-3)	日本鋼管病院 (川崎区鋼管通1-2- 1)
29	平成29年4月1日	大野 拓也	肢体不自由	整形外科	こうかんクリニック (川崎区鋼管通1-2-3)	日本鋼管病院 (川崎区鋼管通1-2- 1)
30	平成29年4月1日	清野 毅俊	肢体不自由	整形外科	こうかんクリニック (川崎区鋼管通1-2-3)	日本鋼管病院 (川崎区鋼管通1-2- 1)
31	平成29年4月1日	堀 岳史	肢体不自由	整形外科	こうかんクリニック (川崎区鋼管通1-2-3)	日本鋼管病院 (川崎区鋼管通1-2- 1)
32	平成29年4月1日	斎藤 丈	心臓機能障害	内科	こうかんクリニック (川崎区鋼管通1-2-3)	日本鋼管病院 (川崎区鋼管通1-2- 1)
33	平成29年4月1日	岸田 杏子	じん臓機能障害	内科	こうかんクリニック (川崎区鋼管通1-2-3)	日本鋼管病院 (川崎区鋼管通1-2- 1)
34	平成29年4月1日	柳澤 佳奈	じん臓機能障害	内科	こうかんクリニック (川崎区鋼管通1-2-3)	日本鋼管病院 (川崎区鋼管通1-2- 1)
35	平成29年4月1日	大塚 健悟	呼吸器機能障害	内科	こうかんクリニック (川崎区鋼管通1-2-3)	日本鋼管病院 (川崎区鋼管通1-2- 1)
36	平成29年4月1日	高橋 太郎	呼吸器機能障害	内科	こうかんクリニック (川崎区鋼管通1-2-3)	日本鋼管病院 (川崎区鋼管通1-2- 1)

37	平成29年4月1日	八田 浩平	ぼうこう又は直腸機能障害、小腸機能障害、肝臓機能障害	外科	こうかんクリニック (川崎区鋼管通1-2-3)	日本鋼管病院 (川崎区鋼管通1-2-1)
38	平成29年4月1日	染矢 剛	肝臓機能障害	内科	こうかんクリニック (川崎区鋼管通1-2-3)	”日本鋼管病院(川崎区鋼管通1-2-1)
39	平成21年1月1日	友廣 忠寿	じん臓機能障害	内科 循環器内科	聖マリアンナ医科大学病院 (宮前区菅生2-16-1)	登戸クリニック (多摩区登戸3383-3)
40	平成29年4月18日	内野 和顕	心臓機能障害	内科	横浜市立大学附属病院 (横浜市金沢区福浦3-9)	坂戸診療所 (高津区坂戸1-6-18)

4 その他

No.	変更年月日	氏名	担当する障害区分	変更内容	変更後	変更前
1	平成29年5月4日	竹山 明日香	視覚障害	医療機関の名称又は住所変更等	帝京大学医学部附属 溝口病院 〒213-8507 高津区二子5-1-1	帝京大学医学部附属 溝口病院 〒213-8507 高津区溝口3-8-3
2	平成29年5月4日	今村 裕	視覚障害	医療機関の名称又は住所変更等	帝京大学医学部附属 溝口病院 〒213-8507 高津区二子5-1-1	帝京大学医学部附属 溝口病院 〒213-8507 高津区溝口3-8-3
3	平成29年5月4日	石田 政弘	視覚障害	医療機関の名称又は住所変更等	帝京大学医学部附属 溝口病院 〒213-8507 高津区二子5-1-1	帝京大学医学部附属 溝口病院 〒213-8507 高津区溝口3-8-3
4	平成29年5月4日	白馬 伸洋	聴覚又は平衡機能障害	医療機関の名称又は住所変更等	帝京大学医学部附属 溝口病院 〒213-8507 高津区二子5-1-1	帝京大学医学部附属 溝口病院 〒213-8507 高津区溝口3-8-3
5	平成29年5月4日	平石 光俊	聴覚又は平衡機能障害 音声・言語又はそしゃく機能障害	医療機関の名称又は住所変更等	帝京大学医学部附属 溝口病院 〒213-8507 高津区二子5-1-1	帝京大学医学部附属 溝口病院 〒213-8507 高津区溝口3-8-3
6	平成29年5月4日	石塚 洋一	聴覚又は平衡機能障害 音声・言語又はそしゃく機能障害	医療機関の名称又は住所変更等	帝京大学医学部附属 溝口病院 〒213-8507 高津区二子5-1-1	帝京大学医学部附属 溝口病院 〒213-8507 高津区溝口3-8-3
7	平成29年5月4日	坪田 雅仁	聴覚又は平衡機能障害 音声・言語又はそしゃく機能障害	医療機関の名称又は住所変更等	帝京大学医学部附属 溝口病院 〒213-8507 高津区二子5-1-1	帝京大学医学部附属 溝口病院 〒213-8507 高津区溝口3-8-3
8	平成29年5月4日	室伏 利久	聴覚又は平衡機能障害 音声・言語又はそしゃく機能障害	医療機関の名称又は住所変更等	帝京大学医学部附属 溝口病院 〒213-8507 高津区二子5-1-1	帝京大学医学部附属 溝口病院 〒213-8507 高津区溝口3-8-3
9	平成29年5月4日	百崎 良	音声・言語又はそしゃく機能障害 肢体不自由	医療機関の名称又は住所変更等	帝京大学医学部附属 溝口病院 〒213-8507 高津区二子5-1-1	帝京大学医学部附属 溝口病院 〒213-8507 高津区溝口3-8-3
10	平成29年5月4日	出沢 明	肢体不自由	医療機関の名称又は住所変更等	帝京大学医学部附属 溝口病院 〒213-8507 高津区二子5-1-1	帝京大学医学部附属 溝口病院 〒213-8507 高津区溝口3-8-3
11	平成29年5月4日	新井 哲	肢体不自由	医療機関の名称又は住所変更等	帝京大学医学部附属 溝口病院 〒213-8507 高津区二子5-1-1	帝京大学医学部附属 溝口病院 〒213-8507 高津区溝口3-8-3

12	平成29年5月4日	山田 敦久	肢体不自由	医療機関の名称 又は住所変更等	帝京大学医学部附属 溝口病院 〒213-8507 高津区二子5-1-1	帝京大学医学部附属 溝口病院 〒213-8507 高津区溝口3-8-3
13	平成29年5月4日	澁谷 勲	肢体不自由	医療機関の名称 又は住所変更等	帝京大学医学部附属 溝口病院 〒213-8507 高津区二子5-1-1	帝京大学医学部附属 溝口病院 〒213-8507 高津区溝口3-8-3
14	平成29年5月4日	安井 哲郎	肢体不自由	医療機関の名称 又は住所変更等	帝京大学医学部附属 溝口病院 〒213-8507 高津区二子5-1-1	帝京大学医学部附属 溝口病院 〒213-8507 高津区溝口3-8-3
15	平成29年5月4日	中村 茂	肢体不自由	医療機関の名称 又は住所変更等	帝京大学医学部附属 溝口病院 〒213-8507 高津区二子5-1-1	帝京大学医学部附属 溝口病院 〒213-8507 高津区溝口3-8-3
16	平成29年5月4日	黒岩 義之	肢体不自由	医療機関の名称 又は住所変更等	帝京大学医学部附属 溝口病院 〒213-8507 高津区二子5-1-1	帝京大学医学部附属 溝口病院 〒213-8507 高津区溝口3-8-3
17	平成29年5月4日	黒川 隆史	肢体不自由	医療機関の名称 又は住所変更等	帝京大学医学部附属 溝口病院 〒213-8507 高津区二子5-1-1	帝京大学医学部附属 溝口病院 〒213-8507 高津区溝口3-8-3
18	平成29年5月4日	馬場 泰尚	肢体不自由	医療機関の名称 又は住所変更等	帝京大学医学部附属 溝口病院 〒213-8507 高津区二子5-1-1	帝京大学医学部附属 溝口病院 〒213-8507 高津区溝口3-8-3
19	平成29年5月4日	村上 秀喜	肢体不自由	医療機関の名称 又は住所変更等	帝京大学医学部附属 溝口病院 〒213-8507 高津区二子5-1-1	帝京大学医学部附属 溝口病院 〒213-8507 高津区溝口3-8-3
20	平成29年5月4日	富田 雄介	肢体不自由	医療機関の名称 又は住所変更等	帝京大学医学部附属 溝口病院 〒213-8507 高津区二子5-1-1	帝京大学医学部附属 溝口病院 〒213-8507 高津区溝口3-8-3
21	平成29年5月4日	中根 一	肢体不自由	医療機関の名称 又は住所変更等	帝京大学医学部附属 溝口病院 〒213-8507 高津区二子5-1-1	帝京大学医学部附属 溝口病院 〒213-8507 高津区溝口3-8-3
22	平成29年5月4日	山田 昌興	肢体不自由	医療機関の名称 又は住所変更等	帝京大学医学部附属 溝口病院 〒213-8507 高津区二子5-1-1	帝京大学医学部附属 溝口病院 〒213-8507 高津区溝口3-8-3
23	平成29年5月4日	速水 紀幸	心臓機能障害	医療機関の名称 又は住所変更等	帝京大学医学部附属 溝口病院 〒213-8507 高津区二子5-1-1	帝京大学医学部附属 溝口病院 〒213-8507 高津区溝口3-8-3
24	平成29年5月4日	村川 裕二	心臓機能障害	医療機関の名称 又は住所変更等	帝京大学医学部附属 溝口病院 〒213-8507 高津区二子5-1-1	帝京大学医学部附属 溝口病院 〒213-8507 高津区溝口3-8-3
25	平成29年5月4日	松井 克之	じん臓機能障害	医療機関の名称 又は住所変更等	帝京大学医学部附属 溝口病院 〒213-8507 高津区二子5-1-1	帝京大学医学部附属 溝口病院 〒213-8507 高津区溝口3-8-3
26	平成29年5月4日	永山 嘉恭	じん臓機能障害	医療機関の名称 又は住所変更等	帝京大学医学部附属 溝口病院 〒213-8507 高津区二子5-1-1	帝京大学医学部附属 溝口病院 〒213-8507 高津区溝口3-8-3

27	平成29年5月4日	柳澤 尚紀	じん臓機能障害	医療機関の名称 又は住所変更等	帝京大学医学部附属 溝口病院 〒213-8507 高津区二子5-1-1	帝京大学医学部附属 溝口病院 〒213-8507 高津区溝口3-8-3
28	平成29年5月4日	滝澤 始	呼吸器機能障害	医療機関の名称 又は住所変更等	帝京大学医学部附属 溝口病院 〒213-8507 高津区二子5-1-1	帝京大学医学部附属 溝口病院 〒213-8507 高津区溝口3-8-3
29	平成29年5月4日	幸山 正	呼吸器機能障害	医療機関の名称 又は住所変更等	帝京大学医学部附属 溝口病院 〒213-8507 高津区二子5-1-1	帝京大学医学部附属 溝口病院 〒213-8507 高津区溝口3-8-3
30	平成29年5月4日	藤野 昇三	呼吸器機能障害	医療機関の名称 又は住所変更等	帝京大学医学部附属 溝口病院 〒213-8507 高津区二子5-1-1	帝京大学医学部附属 溝口病院 〒213-8507 高津区溝口3-8-3
31	平成29年5月4日	関根 英明	ぼうこう又は 直腸機能障害	医療機関の名称 又は住所変更等	帝京大学医学部附属 溝口病院 〒213-8507 高津区二子5-1-1	帝京大学医学部附属 溝口病院 〒213-8507 高津区溝口3-8-3
32	平成29年5月4日	永田 将一	ぼうこう又は 直腸機能障害	医療機関の名称 又は住所変更等	帝京大学医学部附属 溝口病院 〒213-8507 高津区二子5-1-1	帝京大学医学部附属 溝口病院 〒213-8507 高津区溝口3-8-3
33	平成29年5月4日	中村 圭輔	ぼうこう又は 直腸機能障害	医療機関の名称 又は住所変更等	帝京大学医学部附属 溝口病院 〒213-8507 高津区二子5-1-1	帝京大学医学部附属 溝口病院 〒213-8507 高津区溝口3-8-3
34	平成29年5月4日	加納 英人	ぼうこう又は 直腸機能障害	医療機関の名称 又は住所変更等	帝京大学医学部附属 溝口病院 〒213-8507 高津区二子5-1-1	帝京大学医学部附属 溝口病院 〒213-8507 高津区溝口3-8-3
35	平成29年5月4日	石坂 和博	ぼうこう又は 直腸機能障害	医療機関の名称 又は住所変更等	帝京大学医学部附属 溝口病院 〒213-8507 高津区二子5-1-1	帝京大学医学部附属 溝口病院 〒213-8507 高津区溝口3-8-3
36	平成29年5月4日	谷口 桂三	ぼうこう又は 直腸機能障害	医療機関の名称 又は住所変更等	帝京大学医学部附属 溝口病院 〒213-8507 高津区二子5-1-1	帝京大学医学部附属 溝口病院 〒213-8507 高津区溝口3-8-3
37	平成29年5月4日	緑川 泰	ぼうこう又は 直腸機能障害 小腸機能障害	医療機関の名称 又は住所変更等	帝京大学医学部附属 溝口病院 〒213-8507 高津区二子5-1-1	帝京大学医学部附属 溝口病院 〒213-8507 高津区溝口3-8-3
38	平成29年5月4日	村田 宣夫	ぼうこう又は 直腸機能障害 小腸機能障害	医療機関の名称 又は住所変更等	帝京大学医学部附属 溝口病院 〒213-8507 高津区二子5-1-1	帝京大学医学部附属 溝口病院 〒213-8507 高津区溝口3-8-3
39	平成29年5月4日	菊池 健太郎	肝臓機能障害	医療機関の名称 又は住所変更等	帝京大学医学部附属 溝口病院 〒213-8507 高津区二子5-1-1	帝京大学医学部附属 溝口病院 〒213-8507 高津区溝口3-8-3
40	平成26年1月1日	塗木 裕也	心臓機能障害	医療機関の名称 又は住所変更等	医療法人社団 幸洋会 あいホームケアクリニック	あいホームケア クリニック

川崎市告示第437号

身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項に規定する医師としての指定を次のとおり取消しま

す。

平成29年8月1日

川崎市長 福田紀彦

No.	取消年月日	氏名	担当する障害区分	診療科目	元の医療機関名
1	平成28年3月31日	三木 浩	肢体不自由	整形外科	帝京大学医学部附属溝口病院 (高津区溝口3-8-3)
2	平成29年5月3日	金森 康夫	肢体不自由	整形外科	帝京大学医学部附属溝口病院 (高津区溝口3-8-3)
3	平成29年5月3日	日高 亮	肢体不自由	整形外科	帝京大学医学部附属溝口病院 (高津区溝口3-8-3)
4	平成29年5月3日	北川 亮	肢体不自由	脳神経外科	帝京大学医学部附属溝口病院 (高津区溝口3-8-3)
5	平成28年4月1日	岩崎 富人	じん臓機能障害	腎臓内科 透析内科	新百合ヶ丘総合病院 (麻生区古沢字都古255)
6	平成29年2月1日	佐藤 庸子	呼吸器機能障害	内科	総合高津中央病院 (高津区溝口1-16-7)
7	平成29年1月10日	三光寺 由之	肢体不自由	整形外科	総合新川橋病院 (川崎区新川通1-15)
8	平成29年3月31日	渡辺 淳	肢体不自由	整形外科	総合新川橋病院 (川崎区新川通1-15)
9	平成29年3月31日	寺井 知子	心臓機能障害	循環器内科	総合新川橋病院 (川崎区新川通1-15)
10	平成29年4月26日	佐伯 典之	呼吸器機能障害	内科	総合新川橋病院 (川崎区新川通1-15)
11	平成29年3月31日	高木 隆一	ぼうこう又は直腸機能障害 小腸機能障害	外科	総合新川橋病院 (川崎区新川通1-15)
12	平成29年2月16日	井上 純雄	じん臓機能障害	透析内科	麻生総合病院 (麻生区上麻生6-25-1)
13	平成29年3月31日	森岡 成太	肢体不自由	整形外科	聖マリアンナ医科大学病院 (宮前区菅生2-16-1)
14	平成29年3月31日	田中 雅尋	肢体不自由	整形外科	聖マリアンナ医科大学病院 (宮前区菅生2-16-1)
15	平成29年3月31日	小林 哲士	肢体不自由	整形外科	聖マリアンナ医科大学病院 (宮前区菅生2-16-1)
16	平成29年4月1日	土田 興生	肢体不自由	リウマチ・膠原病・ アレルギー内科	聖マリアンナ医科大学病院 (宮前区菅生2-16-1)
17	平成29年4月1日	三富 博文	肢体不自由	リウマチ・膠原病・ アレルギー内科	聖マリアンナ医科大学病院 (宮前区菅生2-16-1)
18	平成29年4月1日	大宮 一人	心臓機能障害	循環器内科	聖マリアンナ医科大学病院 (宮前区菅生2-16-1)
19	平成29年4月1日	林 明生	心臓機能障害	循環器内科	聖マリアンナ医科大学病院 (宮前区菅生2-16-1)
20	平成29年3月31日	幕内 晴朗	心臓機能障害	心臓血管外科	聖マリアンナ医科大学病院 (宮前区菅生2-16-1)
21	平成29年3月31日	北中 陽介	心臓機能障害	心臓血管外科	聖マリアンナ医科大学病院 (宮前区菅生2-16-1) 聖マリアンナ医科大学東横病院 (中原区小杉町3-435)
22	平成29年4月1日	末木 志奈	じん臓機能障害	腎臓・高血圧内科	聖マリアンナ医科大学病院 (宮前区菅生2-16-1)
23	平成29年3月31日	甲斐 恵子	じん臓機能障害	腎臓・高血圧内科	聖マリアンナ医科大学病院 (宮前区菅生2-16-1)

24	平成29年 3月31日	堤 久	ぼうこう又は直腸機能障害	腎泌尿器外科	聖マリアンナ医科大学病院 (宮前区菅生 2-16-1)
25	平成28年12月31日	坊 英樹	ぼうこう又は直腸機能障害	内科・消化器内科・ 内視鏡内科・外科	日本医科大学武蔵小杉病院 (中 原区小杉町 1-396)
26	平成29年 4月 1日	山本 良央	音声・言語機能障害 肢体不自由	神経内科	聖マリアンナ医科大学東横病院 (中原区小杉町 3-435)
27	平成29年 4月 1日	奥瀬 千晃	肝臓機能障害	消化器・肝臓内科	聖マリアンナ医科大学東横病院 (中原区小杉町 3-435)
28	平成29年 3月31日	富永 隆志	視覚障害	眼科	日本鋼管病院 (川崎区鋼管通 1-2-1)
29	平成29年 3月31日	富永 隆志	視覚障害	眼科	こうかんクリニック (川崎区鋼管通 1-2-3)
30	平成29年 3月31日	石川 徹	聴覚又は平衡機能障害 音声・言語又はそしゃく機能障害	耳鼻咽喉科	日本鋼管病院 (川崎区鋼管通 1-2-1)
31	平成28年 3月31日	池 真理	聴覚又は平衡機能障害 音声・言語又はそしゃく機能障害	耳鼻咽喉科	日本鋼管病院 (川崎区鋼管通 1-2-1)
32	平成28年 3月31日	池 真理	聴覚又は平衡機能障害 音声・言語又はそしゃく機能障害	耳鼻咽喉科	こうかんクリニック (川崎区鋼管通 1-2-3)
33	平成29年 3月31日	仲長 奈央子	じん臓機能障害	内科	日本鋼管病院 (川崎区鋼管通 1-2-1)
34	平成29年 3月31日	仲長 奈央子	じん臓機能障害	内科	こうかんクリニック (川崎区鋼管通 1-2-3)
35	平成28年 3月31日	原口 水葉	呼吸器機能障害	内科	こうかんクリニック (川崎区鋼管通 1-2-3)
36	平成28年 3月31日	関根 一真	呼吸器機能障害	内科	日本鋼管病院 (川崎区鋼管通 1-2-1)
37	平成28年 3月31日	関根 一真	呼吸器機能障害	内科	こうかんクリニック (川崎区鋼管通 1-2-3)
38	平成29年 3月31日	星野 剛	ぼうこう又は直腸機能障害 肝臓機能障害	外科	日本鋼管病院 (川崎区鋼管通 1-2-1)
39	平成29年 3月31日	星野 剛	ぼうこう又は直腸機能障害 肝臓機能障害	外科	こうかんクリニック (川崎区鋼管通 1-2-3)
40	平成28年 3月31日	須山 一穂	ぼうこう又は直腸機能障害	泌尿器科	日本鋼管病院 (川崎区鋼管通 1-2-1)
41	平成28年 3月31日	須山 一穂	ぼうこう又は直腸機能障害	泌尿器科	こうかんクリニック (川崎区鋼管通 1-2-3)
42	平成29年 6月 1日	上原 隆志	呼吸器機能障害	呼吸器内科	関東労災病院 (中原区木月住吉町 1-1)

川崎市告示第438号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年11月7日号外法律第123号）第59条第1項に規定する指定自立支援医療機関として、次のと

おり指定します。

平成29年 8月 1日

川崎市長 福田 紀彦

診療所

No.	指定年月日	医療機関名	所在地	医療の種類	担当する医療	標榜科目	担当医師
1	平成29年 8月 1日	医療法人社団 登戸クリニック	多摩区登戸3388-3	更生医療	腎臓に関する医療	内科・循環器内科	友廣 忠寿

薬局

No.	指定年月日	薬局名	所在地	医療の種類	薬剤師	開設者名
1	平成29年8月1日	ホリウチ薬局	川崎区駅前本町3-6	育成医療	石倉 涼子	株式会社サンドラッグ ファーマシーズ 代表取締役 落合 佳宏 東京都府中市若松町1-38-1
2	平成29年8月1日	健ナビ薬樹薬局 パークタワー 新川崎	幸区鹿島田1-1-5 パークタワー新川崎104	育成医療・ 更生医療	山下 菜津美	薬樹健ナビ株式会社 代表取締役 金指 伴哉 大和市西鶴間1-9-18
3	平成29年8月1日	薬樹薬局 鷺沼3号 mammy店	宮前区鷺沼3-3-1 伊藤ビル B号室	育成医療・ 更生医療	浦田 奈美	薬樹株式会社 代表取締役 小森 雄太 大和市西鶴間1-9-18
4	平成29年8月1日	薬樹薬局 鷺沼春待坂店	宮前区鷺沼3-5-8 ドルチェ鷺沼1階	育成医療・ 更生医療	東田 充	薬樹株式会社 代表取締役 入江 充 大和市西鶴間1-9-18
5	平成29年8月1日	スカイ薬局	中原区小杉御殿町 2-82-1 エムハウスⅢ1階	育成医療・ 更生医療	森田 益史	フラワー・プロスTMS株式会社 代表取締役 末廣 隆 山口県宇部市大字中野開作67番地
6	平成29年8月1日	アイン薬局 溝口店	高津区二子5-1-2 ローゼ高津1階	育成医療・ 更生医療	伊達 朋枝	株式会社アインファーマシーズ 代表取締役 大石 美也 北海道札幌市白石区東札幌五条 2-4-30
7	平成29年8月1日	灰吹屋薬局 高津二子店	高津区二子5-1-15	育成医療・ 更生医療	木下 尚志	株式会社灰吹屋薬局 代表取締役 鈴木孝寛 高津区溝口3-14-5
8	平成29年8月1日	稲垣薬局 帝京溝口店	高津区二子5-2-8 1階	育成医療・ 更生医療	菅原 幹夫	株式会社三祐産業 代表取締役 稲垣 英夫 東京都武蔵野市吉祥寺本町 2-4-14 メディコービル4階
9	平成29年8月1日	クスリの ナカヤマ薬局 登戸新町店	多摩区登戸新町395-1 トーヨービルⅢ 1階	育成医療・ 更生医療	田村 文乃	株式会社クスリのナカヤマ 代表取締役 中山 唱司 多摩区登戸2767番地
10	平成29年8月1日	クスリの ナカヤマ薬局 向ヶ丘遊園店	多摩区登戸2767-1 サンシャイン向ヶ丘 1階	育成医療・ 更生医療	前田 直子	株式会社クスリのナカヤマ 代表取締役 中山 唱司 多摩区登戸2767番地
11	平成29年8月1日	クスリの ナカヤマ薬局 向ヶ丘遊園店	多摩区登戸2708-1 YMビル1階	育成医療・ 更生医療	前田 直子	株式会社クスリのナカヤマ 代表取締役 中山 唱司 多摩区登戸2767番地
12	平成29年8月1日	クスリの ナカヤマ薬局 登戸駅前店	多摩区登戸3406-6	育成医療・ 更生医療	藤岡 紗代	株式会社クスリのナカヤマ 代表取締役 中山 唱司 多摩区登戸2767番地

訪問看護

No.	指定年月日	訪問看護 ステーション名	所在地	医療の種類	看護師	開設者名
1	平成29年8月1日	指定訪問看護 アットリハ 新百合ヶ丘	麻生区万福寺1-8-7 パストラル新百合ヶ丘401	育成医療・ 更生医療	佐々木直美他12名	株式会社AT 津田 篤志 高津区千年新町9-15

川崎市告示第439号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年11月7日号外法律第123号）第59条第1項に規定する指定自立支援医療機関として、次のと

おり指定内容を変更します。

平成29年8月1日

川崎市長 福田 紀彦

1 病院又は診療所

(1) 医師の変更

No.	変更年月日	医療機関名	所在地	担当する医療	医療の種類	新医師名	旧医師名
1	平成28年4月1日	川崎市立川崎病院	川崎区新川通12-1	耳鼻咽喉科に関する医療	育成医療・更生医療	今西 順久	相馬 啓子
2	平成29年4月1日	川崎市立川崎病院	川崎区新川通12-1	整形外科に関する医療	育成医療・更生医療	上田 誠司	堀内 行雄
3	平成29年4月1日	川崎市立川崎病院	川崎区新川通12-1	脳神経外科に関する医療	育成医療・更生医療	今西 智之	竹中 信夫
4	平成27年4月1日	川崎市立川崎病院	川崎区新川通12-1	心臓脈管外科に関する医療	育成医療・更生医療	蜂谷 貴	森 厚夫
No.	変更年月日	医療機関名	所在地	担当する医療	医療の種類	新医師名	旧医師名
5	平成29年4月1日	日本医科大学武蔵小杉病院	中原区小杉町1-396	整形外科に関する医療	育成医療・更生医療	河路 秀巳	今野 俊介
6	平成29年4月1日	日本医科大学武蔵小杉病院	中原区小杉町1-396	形成外科に関する医療	育成医療・更生医療	赤石 論史	村上 正洋
7	平成29年1月1日	医療法人社団 善仁会 新百合ヶ丘 ガーデンクリニック	麻生区万福寺6-7-2 メディカルモリノビル 5階	腎臓に関する医療	更生医療	東芝 林	長谷川 真
8	平成28年4月1日	医療法人社団 三成会 新百合ヶ丘総合病院	麻生区古沢字都古255	腎臓に関する医療	育成医療・更生医療	篠崎 倫哉	岩崎 富人
9	平成28年10月1日	国家公務員共済組合 連合会 虎の門病院分院	高津区梶ヶ谷1-3-3	腎移植に関する医療	育成医療・更生医療	石井 保夫	丸井 祐二

(2) 開設者の変更

No.	変更年月日	医療機関名	所在地	変更後	変更前	医療の種類
1	平成29年1月16日	日本医科大学武蔵小杉病院	中原区小杉町1-396	東京都文京区千駄木 1-1-5 学校法人 日本医科大学 理事長 坂本 篤裕	東京都文京区千駄木 1-1-5 学校法人 日本医科大学 理事長 赫 彰郎	育成医療・更生医療

(3) 所在地の変更

No.	変更年月日	医療機関名	所在地	変更後	変更前	医療の種類
1	平成29年5月4日	帝京大学医学部 附属溝口病院	高津区溝口3-8-3	高津区二子5-1-1	高津区溝口3-8-3	育成医療・更生医療

(4) 標ぼうしている診療科名の変更

No.	変更年月日	医療機関名	所在地	変更後	変更前	医療の種類
1	平成29年4月1日	川崎市立多摩病院	多摩区宿河原 1-30-37	内科・呼吸器内科・循環器内科・消化器内科・血液内科・糖尿病内科・腎臓内科・神経内科・アレルギー科・リウマチ科・精神科・小児科・外科・呼吸器外科・心臓血管外科・消化器外科・乳腺外科・小児外科・脳神経外科・整形外科・形成外科・皮膚科・泌尿器科・産婦人科・眼科・耳鼻咽喉科・放射線科・麻酔科・歯科口腔外科・リハビリテーション科・病理診断科*上記のほか「腫瘍内科」を新規追加(全32科)	内科・呼吸器内科・循環器内科・消化器内科・血液内科・糖尿病内科・腎臓内科・神経内科・アレルギー科・リウマチ科・精神科・小児科・外科・呼吸器外科・心臓血管外科・消化器外科・乳腺外科・小児外科・脳神経外科・整形外科・形成外科・皮膚科・泌尿器科・産婦人科・眼科・耳鼻咽喉科・放射線科・麻酔科・歯科口腔外科・リハビリテーション科・病理診断科(全31科)	育成医療・更生医療

2 薬局

(1) 管理薬剤師の変更

No.	変更年月日	薬局名	所在地	新薬剤師名	旧薬剤師名	開設者	医療の種類
1	平成29年6月1日	境町薬局	川崎区境町 15-20-101	宇井 敬	浅野 誠洋	有限会社ウイズ 代表取締役 宇井 敬 東京都八王子市 富士見町3-6	育成医療・ 更生医療
2	平成29年6月1日	SFC薬局 貝塚店	川崎区貝塚 2-5-19 内田ハイツ1階	西村 綾子	新城 秀代	株式会社 セントフォローカンパニー 代表取締役 清水 廣 茨城県水戸市中央 2-8-12	育成医療・ 更生医療
3	平成29年6月1日	アイセイ薬局 川崎町田店	川崎区町田 1-5-1	佐原 年治	尾出 洋章	株式会社アイセイ薬局 代表取締役 藤井江美 東京都千代田区丸の内 2-2-2 丸の内三井ビルディング	育成医療・ 更生医療
4	平成28年9月10日	コクミン薬局 川崎店	川崎区新川通11 -3 川崎海事ビル 1階	佐藤 毅	三木 真弓	株式会社コクミン 代表取締役 絹巻 秀展 大阪市住之江区粉浜西 1-12-48	育成医療・ 更生医療
5	平成28年9月21日	コクミン薬局 武蔵小杉店	中原区小杉町 1-511-1 マイキャッスル 武蔵小杉IV101	山本 央	永田 美穂	株式会社コクミン 代表取締役 絹巻 秀展 大阪市住之江区粉浜西 1-12-48	育成医療・ 更生医療
6	平成29年1月1日	ホリウチ薬局	川崎区駅前本町 3-6	石倉 涼子	森元 裕太	株式会社サンドラッグ ファーマシーズ 代表取締役 落合 佳宏 東京都府中市若松町 1-38-1	更生医療
7	平成29年4月24日	南山堂薬局 武蔵小杉店	中原区小杉町 1-530-1	行弘 美鈴	山下 順子	株式会社南山堂 代表取締役 新庄正志 東京都港区高輪3-23-17 品川センタービルディング 11階	育成医療・ 更生医療
8	平成29年1月16日	ファーマみらい 元住吉駅西口 薬局	中原区木月 1-35-6 サムデイビル 1階	三枝 大平	阿部 晃子	株式会社ファーマみらい 代表取締役 佃 敏之 東京都世田谷区代沢 5-2-1	育成医療・ 更生医療
9	平成29年1月1日	あけぼの薬局 武蔵中原店	中原区下小田中 2-2-1 ピアオオタニ 1階	石原 秀子	山際 碧	株式会社あけぼの 代表取締役 新村 理恵子 東京都北区王子1-13-14	更生医療
10	平成29年2月1日	あけぼの薬局 武蔵中原店	中原区下小田中 2-2-1 ピアオオタニ 1階	宮越 護	石原 秀子	株式会社あけぼの 代表取締役 新村 理恵子 東京都北区王子1-13-14	更生医療
11	平成29年7月1日	高津薬局 カタマチ	高津区久本 1-2-5	倉島 朋子	矢口 真由美	株式会社高津薬局 代表取締役 鈴木 方子 高津区溝口2-16-8	育成医療・ 更生医療
12	平成29年2月22日	セントラル薬局 溝の口不動	高津区下作延 4-27-10- 103	窪田 健一	大羽 綾	株式会社 SF・インフォネット 代表取締役 大塚 吉史 高津区上作延539-5	育成医療・ 更生医療
13	平成28年11月16日	セントラル薬局 梶ヶ谷	高津区下作延 3-22-1	町島 浩	木下 宣英	株式会社 SF・インフォネット 代表取締役 大塚 吉史 高津区上作延539-5	育成医療・ 更生医療

14	平成29年4月1日	稲垣薬局 溝口店	高津区溝口 3-8-4	土岐 弥生	森 しのぶ	株式会社三祐産業 代表取締役 稲垣 英夫 東京都武蔵野市吉祥寺本町 2-4-14 メディコービル4階	育成医療・ 更生医療
15	平成29年7月1日	そうごう薬局 子母口店	高津区子母口 497-2	林 雅樹	柳本 裕樹	総合メディカル株式会社 代表取締役 坂本 賢治 福岡県福岡市中央区天神 2-14-8	育成医療・ 更生医療
16	平成29年6月1日	クリエイト薬局 ちとせ店	高津区千年 301-1 グランドコスモ 千歳101	田口 翔大	前川 木の実	株式会社 クリエイトエス・ディー 代表取締役 廣瀬 泰三 横浜市青葉区荏田西 2-3-2	育成医療・ 更生医療
17	平成29年2月11日	クリエイト薬局 マリアンナ 医大前店	多摩区長沢 2-20-40	竹川 亮	竹内 均	株式会社 クリエイトエス・ディー 代表取締役 廣瀬 泰三 横浜市青葉区荏田西 2-3-2	育成医療・ 更生医療
18	平成29年4月21日	クリエイト薬局 京王若葉台 駅前店	麻生区黒川 562-6	二又 美智子	土志田 悠太	株式会社 クリエイトエス・ディー 代表取締役 廣瀬 泰三 横浜市青葉区荏田西 2-3-2	育成医療・ 更生医療
19	平成29年2月20日	クリエイト エス・ディー 川崎下麻生店 薬局	麻生区下麻生 3-25-18	持丸 浅子	谷原 梓	株式会社 クリエイトエス・ディー 代表取締役 廣瀬 泰三 横浜市青葉区荏田西 2-3-2	育成医療・ 更生医療
20	平成28年7月1日	くじら薬局	高津区久地 4-23-1	渡部 幸子	湯山 真理	一般社団法人 メディホープかながわ 代表理事 木村 久美子 横浜市神奈川区鶴屋町 3-35-1 第2米林ビル6階	育成医療・ 更生医療
21	平成29年1月16日	くじら薬局	高津区久地 4-23-1	伊藤 伸也	渡部 幸子	一般社団法人 メディホープかながわ 代表理事 木村 久美子 横浜市神奈川区鶴屋町 3-35-1 第2米林ビル6階	育成医療・ 更生医療
22	平成29年1月1日	ファーコス薬局 かしの木	宮前区有馬 3-13-5	鈴木 悠希	内藤 由紀	株式会社ファーコス 代表取締役 島田 光明 東京都千代田区神田練堀町 68-1 ムラタヤビル2階	育成医療・ 更生医療
23	平成29年4月20日	栗木台薬局	麻生区栗木台 1-2-4	遠藤 翔太	根本 健史	株式会社 サノ・ファーマシー 代表取締役 佐野 元彦 秋田県秋田市保戸野通町 3-31	育成医療・ 更生医療
24	平成28年12月11日	ハックドラッグ 大島薬局	川崎区追分町 16-1 カルナーザ川崎 1階	小澤 佳奈子	荒井 貴啓	ウエルシア薬局株式会社 代表取締役 水野 秀晴 東京都千代田区外神田 2-2-15	育成医療・ 更生医療
25	平成29年5月11日	ハックドラッグ 大島薬局	川崎区追分町 16-1 カルナーザ川崎 1階	西澤 昂	小澤 佳奈子	ウエルシア薬局株式会社 代表取締役 水野 秀晴 東京都千代田区外神田 2-2-15	育成医療・ 更生医療

26	平成29年7月1日	たから薬局 登戸店	多摩区登戸 3486-3	吉光寺 春美	高魚 麻衣	株式会社クアトロ 代表取締役 吉光寺 春美 横浜市都筑区牛久保 2-22-21	育成医療・ 更生医療
27	平成23年7月11日	ミネ薬局 登戸店	多摩区登戸3477	駒木 裕行	高橋 美江	ミネ医薬品株式会社 代表取締役 鉢嶺 清 東京都渋谷区幡ヶ谷 3-76-1	育成医療・ 更生医療

(2) 開設者の変更

No.	変更年月日	薬局名	所在地	変更後	変更前
1	平成29年6月8日	川崎薬局	川崎区桜本2-1-3	一般社団法人 メディホープかながわ 代表理事 佐久間 誠 横浜市神奈川区鶴屋町 3-35-1 第2米林ビル6階	一般社団法人 メディホープかながわ 代表理事 木村 久美子 横浜市神奈川区鶴屋町 3-35-1 第2米林ビル6階
2	平成29年6月1日	境町薬局	川崎区境町15-20-101	有限会社ウイズ 代表取締役 宇井 敬 東京都八王子市富士見町 3-6	株式会社 メディカルファーマシー 代表取締役 白 成澤 川崎区東門前1-13-8
3	平成29年7月1日	たから薬局 登戸店	多摩区登戸3486-3	株式会社クアトロ 代表取締役 吉光寺 春美 横浜市都筑区牛久保 2-22-21	株式会社トレジャー 代表取締役 半田 真澄 東京都中央区日本橋本町 1-1-8 KDX新日本橋ビル10階
4	平成28年9月1日	ハックドラッグ 大島薬局	川崎区追分町16-1 カルナーザ川崎1階	ウエルシア薬局株式会社 代表取締役 水野 秀晴 東京都千代田区外神田 2-2-15	株式会社 CFSコーポレーション 代表取締役 宮下 雄二 静岡県三島市広小路町13-4
5	平成29年6月12日	ロイヤル薬局 川崎店	川崎区宮前町11-22 アオキガーデンパレス 101	株式会社ファーマみらい 代表取締役 清原 陽子 東京都世田谷区代沢 5-2-1	株式会社ファーマみらい 代表取締役 佃 敏之 東京都世田谷区代沢 5-2-1
6	平成29年6月12日	ファーマみらい 元住吉駅西口薬局	中原区木月 1-35-6 サムデイビル1階	株式会社ファーマみらい 代表取締役 清原 陽子 東京都世田谷区代沢 5-2-1	株式会社ファーマみらい 代表取締役 佃 敏之 東京都世田谷区代沢 5-2-1
7	平成29年6月12日	ヒロ薬局 溝の口店	高津区久本3-14-1 ザ・タワーアンドパー クス田園都市溝の口 1階	株式会社ファーマみらい 代表取締役 清原 陽子 東京都世田谷区代沢 5-2-1	株式会社ファーマみらい 代表取締役 佃 敏之 東京都世田谷区代沢 5-2-1
8	平成29年5月1日	宮前平薬局	宮前区宮崎 6-9-5	株式会社横浜調剤薬局 代表取締役 野呂 敦 横浜市旭区若葉台3-6-1	株式会社横浜調剤薬局 代表取締役 野呂 敦 横浜市旭区若葉台3-4-1

(3) 役員の氏名、医療機関コードの変更

No.	変更年月日	薬局名	所在地	変更後(新)	変更前(旧)
1	平成29年6月8日	川崎薬局	川崎区桜本2-1-3	役員の氏名 <u>佐久間誠(代表理事)</u> 木村久美子(理事) 関根澄江(理事) 相澤ゆみ(理事) 中村稔(理事) 関本吉弘(理事) 高橋保(理事) 上田幸志(専務理事) 金子なつみ(理事)	役員の氏名 <u>木村久美子(代表理事)</u> 関根澄江(理事) 相澤ゆみ(理事) 中村稔(専務理事) 関本吉弘(理事) 小林吉男(理事) 佐久間誠(理事) 高橋保(理事)

2	平成28年9月1日	ハックドラッグ 大島薬局	川崎区追分町16-1 カルナーザ川崎1階	薬局コード 5040209	薬局コード 5082599
3	平成29年4月1日	ロイヤル薬局 川崎店	川崎区宮前町11-22 アオキガーデンパレス 101	役員の氏名 佃敏之(代表取締役) 小島孝一(取締役) 野村卓三(取締役) 岡山善郎(取締役) 栗田武士(取締役) 平野孝穂(監査役)	役員の氏名 佃敏之(代表取締役) 小島孝一(取締役) 野村卓三(取締役) 岡山善郎(取締役) 栗田武士(取締役) 平野孝穂(監査役) 加茂 薫(取締役)
4	平成29年6月12日	ロイヤル薬局 川崎店	川崎区宮前町11-22 アオキガーデンパレス 101	役員の氏名 <u>清原陽子(代表取締役)</u> <u>栗田武士(代表取締役)</u> <u>横山亮一(取締役)</u> 野村卓三(取締役) 岡山善郎(取締役) <u>佃 敏之(取締役)</u> 小島孝一(取締役) 平野孝穂(監査役)	役員の氏名 佃敏之(代表取締役) 小島孝一(取締役) 野村卓三(取締役) 岡山善郎(取締役) 栗田武士(取締役) 平野孝穂(監査役)
5	平成29年4月1日	ファーマみらい 元住吉駅西口薬局	中原区木月1-35-6 サムデイビル1階	役員の氏名 佃敏之(代表取締役) 小島孝一(取締役) 野村卓三(取締役) 岡山善郎(取締役) 栗田武士(取締役) 平野孝穂(監査役)	役員の氏名 佃敏之(代表取締役) 小島孝一(取締役) 野村卓三(取締役) 岡山善郎(取締役) 栗田武士(取締役) <u>加茂 薫(取締役)</u> 平野孝穂(監査役)
6	平成29年6月12日	ファーマみらい 元住吉駅西口薬局	中原区木月1-35-6 サムデイビル1階	役員の氏名 <u>清原陽子(代表取締役)</u> <u>栗田武士(代表取締役)</u> <u>横山亮一(取締役)</u> 野村卓三(取締役) 岡山善郎(取締役) <u>佃敏之(取締役)</u> 小島孝一(取締役) 平野孝穂(監査役)	役員の氏名 佃敏之(代表取締役) 小島孝一(取締役) 野村卓三(取締役) 岡山善郎(取締役) 栗田武士(取締役) 平野孝穂(監査役)
7	平成29年4月1日	ヒロ薬局 溝の口店	高津区久本3-14-1 ザ・タワーアンド パークス 田園都市溝の口1階	役員の氏名 佃敏之(代表取締役) 小島孝一(取締役) 野村卓三(取締役) 岡山善郎(取締役) 栗田武士(取締役) 平野孝穂(監査役)	役員の氏名 佃敏之(代表取締役) 小島孝一(取締役) 野村卓三(取締役) 岡山善郎(取締役) 栗田武士(取締役) <u>加茂 薫(取締役)</u> 平野孝穂(監査役)
8	平成29年6月12日	ヒロ薬局 溝の口店	高津区久本3-14-1 ザ・タワーアンド パークス 田園都市溝の口1階	役員の氏名 <u>清原陽子(代表取締役)</u> <u>栗田武士(代表取締役)</u> <u>横山亮一(取締役)</u> 野村卓三(取締役) 岡山善郎(取締役) <u>佃 敏之(取締役)</u> 小島孝一(取締役) 平野孝穂(監査役)	役員の氏名 佃敏之(代表取締役) 小島孝一(取締役) 野村卓三(取締役) 岡山善郎(取締役) 栗田武士(取締役) 平野孝穂(監査役)
9	平成29年5月31日	ヒカリ薬局 武蔵新城店	中原区上小田中 2-42-22	役員の氏名 森亨、酒井雅典、森秀樹、 酒井鍵治、 森大輔(静岡県下田市旧岡方 村696-94)	役員の氏名 森亨、酒井雅典、太田徹、 森秀樹、酒井鍵治、 森大輔(静岡県下田市河内10 -10-103)
10	平成29年5月29日	栗木台薬局	麻生区栗木台 1-2-4	役員の氏名 佐野元彦 佐野克彦 高井澄子 藤原清岩 山田克徳 佐藤 淳	役員の氏名 佐野元彦 佐野克彦 高井澄子 藤原清岩 山田克徳 佐野まり子

3 訪問看護

(1) 開設者及び所在地の変更

No.	変更年月日	訪問看護名称	変更後	変更前
1	平成28年5月1日 (所在地変更) 平成29年7月1日 (開設者変更)	よつ葉かわさき	開設者：医療法人社団 飛峯会 理事長 吉岡 和子 東京都八王子市美山町1272-2 福寿はちおうじ美山1階 所在地：高津区宇奈根635-2	開設者：株式会社日本アメニティライフ協会 代表取締役 江頭 瑞穂 横浜市青葉区みたけ台5-10 所在地：多摩区堰2-11-43

川崎市告示第440号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年11月7日号外法律第123号）第59条第1項に規定する指定自立支援医療機関として、次のと

おり指定を更新します。

平成29年8月1日

川崎市長 福田 紀彦

1 病院又は診療所

No.	更新年月日	医療機関名	所在地	医師名	医療の種類	担当する医療	開設者
1	平成29年8月1日	医療法人社団 永康会 武蔵新城 じんクリニック	中原区新城 1-4-3	川越 榮	更生医療	腎臓に関する医療	医療法人社団 永康会 理事長 安藤 和弘 東京都世田谷区成城 2-33-13 パールハウス服部 3002号
2	平成29年8月1日	医療法人社団 善仁会 多摩向ヶ丘 腎クリニック	多摩区登戸 1780番地 トセキビル 4階	壽 智香	育成医療・ 更生医療	腎臓に関する医療	医療法人社団 善仁会 理事長 千葉 哲男 横浜市西区高島 2-6-32

2 薬局

No.	更新年月日	薬局名	所在地	管理薬剤師名	医療の種類	開設者
1	平成29年8月1日	コクミン薬局 川崎店	川崎区新川通 11-3	佐藤 毅	育成医療・ 更生医療	株式会社コクミン 代表取締役 絹巻 秀展 大阪市住之江区粉浜西1-12-48
2	平成29年8月1日	コクミン薬局 武蔵小杉店	中原区小杉町 1-511-1 マイキャッスル武蔵 小杉IV101	山本 央	育成医療・ 更生医療	株式会社コクミン 代表取締役 絹巻 秀展 大阪市住之江区粉浜西1-12-48
3	平成29年8月1日	稲垣薬局 溝口店	高津区溝口 3-8-4 嘉山ビル	土岐 弥生	育成医療・ 更生医療	株式会社三祐産業 代表取締役 稲垣 英夫 東京都武蔵野市吉祥寺本町2-4-14 メディコービル4階
4	平成29年8月1日	ミネ薬局 登戸店	多摩区登戸3477	駒木 裕行	育成医療・ 更生医療	ミネ医薬品株式会社 代表取締役 鉢嶺 清 東京都渋谷区幡ヶ谷3-76-1

川崎市告示第441号

川崎市営霊園の手数料の収納事務の委託
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、川崎市営霊園の手数料の収納事務を委託したので、同条第2項の規定により告示します。

平成29年8月1日

川崎市長 福田 紀彦

1 受託者の所在地及び名称

所在地 東京都江東区豊洲三丁目3番3号

名称 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ

代表者 代表取締役社長 岩本 敏男

3 委託期間

平成29年7月1日から平成30年3月31日まで

川崎市告示第442号

川崎市自転車等の放置防止に関する条例（昭和62年川崎市条例第4号。以下「条例」という。）第10条第2項、第11条第2項及び第3項並びに第27条第2項の規定に基づき自転車等を撤去し、保管しましたので、条例第12条第1項（第27条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき告示します。

平成29年8月1日

川崎市長 福田紀彦

1 撤去年月日、撤去場所、撤去自転車等並びに保管場所の名称及び位置

別紙のとおり

2 保管期間

当該告示をした日から起算して1箇月間

3 引取りの方法

(1) 引取りの場所

別紙表記載の保管場所

(2) 引取りのできる日時

火曜日から金曜日までの午前11時から午後7時まで並びに土曜日及び日曜日の午前11時から午後5時まで。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から1月3日までを除く。

(3) 引取りに要する費用

自転車 2,500円

原動機付自転車 5,000円

自動二輪車 10,000円

(4) 持参するもの

自転車等の鍵

印鑑

住所等身分を証明するもの

4 その他

この告示に関する撤去自転車等で上記の保管期間を経過するまでの間に利用者又は所有者の引取りのないものについては、条例第14条に基づき売却その他の処理をします。

(別紙省略)

川崎市告示第443号

道路の区域の変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、平成29年8月2日から平成29年8月17日まで一般の縦覧に供します。

平成29年8月2日

川崎市長 福田紀彦

道路の種類 市道

旧・新別	路線名	区間	敷地の幅員(m)	延長(m)	備考
旧	高石第159号線	川崎市麻生区高石5丁目301番8先 ----- 川崎市麻生区高石5丁目303番76先	2.73	20.45	
新	高石第159号線	川崎市麻生区高石5丁目301番26先 ----- 川崎市麻生区高石5丁目303番90先	4.00 ～ 4.37	20.45	

川崎市告示第444号

道路供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成29年8月2日から開始します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、平成29年8月2日から平成29年8月17日まで一般の縦覧に供します。

平成29年8月2日

川崎市長 福田紀彦

道路の種類 市道

路線名	供用開始の区間	備考
高石第159号線	川崎市麻生区高石5丁目301番26先 ----- 川崎市麻生区高石5丁目303番90先	

川崎市告示第445号

川崎市自転車等の放置防止に関する条例（昭和62年川崎市条例第4号。以下「条例」という。）第10条第2項、第11条第2項及び第3項並びに第27条第2項の規定に基づき自転車等を撤去し、保管しましたので、条例第12条第1項（第27条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき告示します。

平成29年8月8日

川崎市長 福田紀彦

1 撤去年月日、撤去場所、撤去自転車等並びに保管場所の名称及び位置

別紙のとおり

2 保管期間

当該告示をした日から起算して1箇月間

3 引取りの方法

(1) 引取りの場所

別紙表記載の保管場所

(2) 引取りのできる日時

火曜日から金曜日までの午前11時から午後7時まで並びに土曜日及び日曜日の午前11時から午後5時まで。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する

休日及び12月29日から1月3日までを除く。

(3) 引取りに要する費用

- 自転車 2,500円
- 原動機付自転車 5,000円
- 自動二輪車 10,000円

(4) 持参するもの

- 自転車等の鍵
- 印鑑
- 住所等身分を証明するもの

4 その他

この告示に関する撤去自転車等で上記の保管期間を経過するまでの間に利用者又は所有者の引取りのないものについては、条例第14条に基づき売却その他の処理をします。

(別紙省略)

川崎市告示第446号

土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出
区域の指定の全部解除について

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第2項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されている区域の指定を全部解除しますので、同条第3項の規定に基づき告示します。

平成29年8月9日

川崎市長 福田紀彦

1 指定を解除する区域

平成29年川崎市告示第264号により指定した区域（幸区戸手本町一丁目114番17）

2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の名称

鉛及びその化合物

3 講じられた汚染の除去等の措置

基準不適合土壌の掘削による除去

川崎市告示第447号

土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出
区域の指定の全部解除について

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第2項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されている区域の指定を全部解除しますので、同条第3項の規定に基づき告示します。

平成29年8月9日

川崎市長 福田紀彦

1 指定を解除する区域

平成29年川崎市告示第165号により指定した区域（幸区小向東芝町4番の一部、5番の一部）

2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していなかった特定有害物質の名称

ふっ素及びその化合物

3 講じられた汚染の除去等の措置

基準不適合土壌の掘削による除去

川崎市告示第448号

介護保険法によるサービス事業者等の指定
等について

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文、第42条の2第1項本文、第46条第1項、第48条第1項第1号、第53条第1項、第54条の2第1項本文、若しくは第58条第1項の規定又は第94条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護老人福祉施設、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者、若しくは指定介護予防支援事業者を指定し又は介護老人保健施設を許可したので、同法第78条、第78条の11、第85条、第93条、第115条の10、第115条の20、若しくは第115条の30の規定又は第104条の2の規定に基づき告示します。

平成29年8月15日

川崎市長 福田紀彦

平成29年8月1日指定等

事業者の名称	事業所番号	事業所の名称	事業所の住所	サービスの種類
social business support株式会社	1475003768	S-LIFE	川崎市川崎区貝塚1-3-17 シャンボール第二川崎101	訪問介護
株式会社ワークスマイル	1475003776	訪問介護 絆	川崎市川崎区藤崎三丁目7番 19号	訪問介護
桜栄企画株式会社	1475102180	ケアセンター空桜音 夢見ヶ崎	川崎市幸区南加瀬2-16-1	訪問介護 介護予防訪問介護
株式会社 和光	1475202717	和光ピュアライト中原	川崎市中原区小杉町1-529 -1 扶志三ビル3階	訪問介護 介護予防訪問介護
一般社団法人 コ・クリエーション	1465190103	地域まるごとケアステーション川崎	川崎市幸区北加瀬3-19-5 コスモマンション303号室	訪問看護 介護予防訪問看護

株式会社 松風	1465290143	ポラリス訪問看護ステーション	川崎市中原区井田中ノ町 2-12-101	訪問看護 介護予防訪問看護
医療法人社団神天会	1465490180	登戸メディケア訪問看護 リハビリステーション	川崎市多摩区登戸新町432番 地 リビエール井田203号	居宅介護支援
有限会社 メドックス	1475202725	つばさケアセンター	川崎市中原区小杉1-547- 23ローリエ小杉103号室	居宅介護支援
株式会社YFM	1475202733	ワイケア川崎	川崎市中原区新城3丁目4番 5号 宮坂ビル2階	居宅介護支援
株式会社Serita planning inc.	1475402622	株式会社 せりたぶらんいんく	川崎市多摩区登戸2931 ルシヤ301	居宅介護支援
株式会社 タウンナース	1475402630	ケアマネステーション タウンナース	川崎市多摩区菅北浦二丁目 17番8号 エスポワール21 1F	居宅介護支援
株式会社おりーぶ	1475602106	居宅介護支援 おりーぶ	川崎市麻生区白鳥4丁目 327-70	居宅介護支援
エネルヒア川崎株式会社	1495300426	レコードブック川崎千年	川崎市高津区千年552-1 ウィズKYH1階	地域密着型通所介護

川崎市告示第449号

介護保険法によるサービス事業所等の廃止
等について

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項、
第78条の5第2項、第82条第2項、第99条第2項、第
105条の5第2項、第115条の15第2項、若しくは第115
条の25第2項の規定又は第78条の8若しくは第91条の規
定により、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サ
ービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防

サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業
者若しくは指定介護予防支援事業者から廃止の届出があ
り、又は指定地域密着型介護老人福祉施設若しくは指定
介護老人福祉施設から辞退の届出があったため、同法第
78条、第78条の11、第85条、第104条の2、第115条の
10、第115条の20若しくは第115条の30の規定、又は同法
第78条の11若しくは第93条の規定に基づき告示します。

平成29年8月15日

川崎市長 福田紀彦

平成29年5・6月廃止等

事業者の名称	事業所番号	事業所の名称	事業所の住所	サービスの種類
医療法人社団 星の砂	1475402473	つばきクリニック ケアプランニング	川崎市多摩区中野島 1655番地11階	居宅介護支援
有限会社さちの家	1475100812	居宅介護支援事業所みゆき	川崎市幸区古市場1丁目 14番地	居宅介護支援
株式会社 ライズ・インターナショナル	1475001168	もしもし居宅介護	川崎市川崎区宮本町 5-5 杉浦ビル2F	居宅介護支援
有限会社リ・ケア華	1475302400	リ・ケア野川 ケアプランセンター	川崎市高津区野川1435番地	居宅介護支援
株式会社 グリーン・ケア・サービス	1475000145	株式会社 グリーン・ケア・サービス	川崎市川崎区南町10-11 パールハイツ1階	居宅介護支援
株式会社 グリーン・ケア・サービス	1475000475	株式会社 グリーン・ケア・サービス 訪問介護事業部	川崎市川崎区南町10-11 パールハイツ1階	訪問介護 介護予防訪問介護
株式会社オードリーケア	1465690219	訪問看護ステーション 「凜として」若葉台	川崎市麻生区黒川 592-1-304	訪問看護 介護予防訪問看護
株式会社 メディカルファーマシー	1445001516	境町薬局	川崎市川崎区境町 15-20-101	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導
株式会社 アインファーマシー	1445140116	アイン薬局 川崎幸店	川崎市幸区南幸町1丁目37 番地 三森ビル1F	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導

有限会社 b f c	1475501472	フロアーフィット	川崎市宮前区馬絹620-2-1階3階	通所介護 介護予防通所介護 居宅介護支援
アースサポート株式会社	1475200257	アースサポート小杉	川崎市中原区新丸子町756番2号	通所介護
株式会社 横山さん家	1475401624	デイサービス 横山さん家	川崎市多摩区枳形6-3-3	介護予防通所介護
医療法人 啓和会	1495000372	医療法人 啓和会 (介護予防) 小規模多機能ホーム浅田	川崎市川崎区浅田2-17-8 1F・2F	小規模多機能型居宅介護 介護予防小規模多機能型 居宅介護

川崎市告示第450号

川崎市自転車等の放置防止に関する条例(昭和62年川崎市条例第4号。以下「条例」という。)第10条第2項、第11条第2項及び第3項並びに第27条第2項の規定に基づき自転車等を撤去し、保管しましたので、条例第12条第1項(第27条第3項において準用する場合を含む。)の規定に基づき告示します。

平成29年8月15日

川崎市長 福田紀彦

1 撤去年月日、撤去場所、撤去自転車等並びに保管場所の名称及び位置

別紙のとおり

2 保管期間

当該告示をした日から起算して1箇月間

3 引取りの方法

(1) 引取りの場所

別紙表記載の保管場所

(2) 引取りのできる日時

火曜日から金曜日までの午前11時から午後7時まで並びに土曜日及び日曜日の午前11時から午後5時まで。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から1月3日までを除く。

(3) 引取りに要する費用

自転車 2,500円

原動機付自転車 5,000円

自動二輪車 10,000円

(4) 持参するもの

自転車等の鍵

印鑑

住所等身分を証明するもの

4 その他

この告示に関する撤去自転車等で上記の保管期間を経過するまでの間に利用者又は所有者の引取りのないものについては、条例第14条に基づき売却その他の処理をします。

(別紙省略)

公 告

川崎市公告第434号

公募型プロポーザル方式の実施について次のとおり公告します。

平成29年8月1日

川崎市長 福田紀彦

公募する事項	件名	平成30年度実施川崎市立学校教員採用候補者選考試験パンフレット等作成業務
	所管課 (問合せ先)	教育委員会事務局 職員部 教職員人事課 川崎市川崎区宮本町6 明治安田生命川崎ビル2階 電 話 : 044-200-3843 E-mail : 88kyojin@city.kawasaki.jp Webページ : http://www.city.kawasaki.jp/880/page/0000089852.html
	業務内容	平成30年度に実施する川崎市立学校教員採用候補者選考試験のパンフレット、受験案内(受験申込書及び自己申告書を含む)及びポスターの作成
参加資格		(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 川崎市業務委託有資格名簿に「その他」で登録されているもの。

参 加 申 込 方 法	「平成30年度実施川崎市立学校教員採用候補者選考試験パンフレット等作成業務公募型プロポーザル説明書」、「参加意向申出書」等を所管課webページからダウンロードし、提出期間内に「参加意向申出書」を所管課へ持参してください。 なお、本プロポーザルに係る要領等、参加意向申出書については、参加意向申出書提出期間中、所管課においても縦覧できます。
参 加 意 向 申 出 書 提 出 期 間	平成29年8月1日(火)から平成29年8月18日(金)まで 受付時間は、上記期間内の午前8時30分から正午までと、午後1時から午後5時までとします(ただし、閉庁日は除きます)。
質 疑 応 答	本プロポーザルに関する事項について、下記により質問を受け付けます。 1 質問の受付期間 平成29年8月14日(月)午後5時まで 2 質問の方法 「平成30年度実施川崎市立学校教員採用候補者選考試験パンフレット等作成業務公募型プロポーザル説明書」にある質問書(様式2)を、電子メールの添付ファイルとして送信してください。 3 回答方法 提出された質問及びその回答は、平成29年8月17日(木)までに、参加者全員に対し電子メールにて送信します。

川崎市公告第435号

平成29年8月2日

一般競争入札について次のとおり公告します。

川崎市長 福田 紀彦

(案件1)

競争入札に付する事項	件 名 真福寺小学校ほか3校発電機設備設置工事
	履 行 場 所 川崎市麻生区白山5丁目3番1号ほか3校
	履 行 期 限 契約の日から平成30年1月5日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「電気」ランク「B」で登録されている者。 (6) 平成29・30年度の業者登録情報において、主観評価項目制度実施要綱第2条(1)イの「災害時における本市との協力体制」に登録があること。 ただし、現在未登録でこの入札に参加を希望する者は、主観評価項目変更登録申請を入札参加申込締切日の前日までに行ってください。 なお、開札日の前日までに主観評価項目変更登録が完了していない場合は、事後審査で入札参加資格が無いものとして入札が無効となります。 (7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 電気工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (10) 主任技術者(業種「電気」)を配置できること。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100
入札日時等	平成29年8月30日 14時30分(砂子平沼ビル7階入札室)

入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp

(案件2)

競争入札に 付する事項	件 名	富士見台小学校ほか1校発電機設備設置工事
	履 行 場 所	川崎市宮前区宮前平2丁目18番地3ほか1校
	履 行 期 限	契約の日から平成30年1月5日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「電気」ランク「C」で登録されている者。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 電気工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 主任技術者(業種「電気」)を配置できること。	
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100	
入札日時等	平成29年8月30日 14時30分(砂子平沼ビル7階入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp	

(案件3)

競争入札に 付する事項	件 名	高津小学校ほか3校発電機設備設置工事
	履 行 場 所	川崎市高津区溝口4丁目19番1号ほか3校
	履 行 期 限	契約の日から平成30年1月5日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「電気」ランク「B」で登録されている者。 (6) 平成29・30年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。 (7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 電気工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (10) 主任技術者(業種「電気」)を配置できること。	
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100	

入札日時等	平成29年8月30日 14時30分 (砂子平沼ビル7階入札室)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp

(案件4)

競争入札に 付する事項	件 名	地域子育て支援センターむかい解体撤去工事
	履 行 場 所	川崎市川崎区大島4丁目17番1号
	履 行 期 限	契約の日から平成29年12月28日まで
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。</p> <p>(5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「解体」種目「解体」で登録されている者。</p> <p>(6) 平成29・30年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(9) 解体工事業に係る建設業の許可を受けていること。ただし、平成28年5月31日までに受けたとび・土工工事業に係る建設業の許可でも可とします。</p> <p>(10) 主任技術者(業種「解体」)を配置できること。ただし、平成28年5月31日までに主任技術者(業種「とび・土工」)の資格を有する者でも可とします。</p> <p>(11) 鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で延床面積200㎡以上の一棟からなる建築物解体工事の完工実績(元請に限る)を平成14年4月1日以降に有すること。</p> <p>ただし、共同企業体により施工した工事については、出資割合が20%以上であること。</p>	
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100	
入札日時等	平成29年8月30日 14時30分 (砂子平沼ビル7階入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp	

川崎市公告第436号

平成29年8月4日

一般競争入札について次のとおり公告します。

川崎市長 福田 紀彦

(案件1)

競争入札に 付する事項	件 名	平成29年度登戸土地区画整理事業建築物等調査積算業務委託(その20)
	履 行 場 所	川崎市多摩区登戸地区
	履 行 期 限	平成30年1月31日限り
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p>	

参加資格	(3) 平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (4) 平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「補償コンサルタント」種目「物件部門」で登録されている者。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課委託契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2097
入札日時等	平成29年9月7日 14時30分（砂子平沼ビル7階入札室）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp

(案件2)

競争入札に付する事項	件名	平成29年度川崎市空中写真測量委託
	履行場所	川崎市全域
	履行期限	平成30年3月15日限り
参加資格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「測量」種目「航空測量」で登録されている者。 (4) 平成24年度から平成28年度において、事業者として、国土交通省公共測量作業規程（作業規程の準則）に基づき、エリアセンサー型デジタル航空カメラを用いて撮影された画像データをもとに、写真地図を作成した実績を有すること。 (5) 業務履行期間（撮影時期は平成30年1月1日を基準日とし、気象条件等により撮影が困難な場合は、基準日以降における直近日）に、エリアセンサー型デジタル航空カメラを調達できること	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課委託契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2097	
入札日時等	平成29年9月7日 14時30分（砂子平沼ビル7階入札室）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
その他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp	

(案件3)

競争入札に付する事項	件名	溝口公園ほか整備設計業務委託
	履行場所	川崎市高津区二子1丁目16-1ほか
	履行期限	平成30年3月15日限り
参加資格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「建設コンサルタント」種目「造園部門」で登録されている者。	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課委託契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2097	
入札日時等	平成29年9月7日 14時30分（砂子平沼ビル7階入札室）	
入札保証金	免	

契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp

(案件4)

競争入札に付する事項	件 名	伊勢橋他6橋耐震補強設計委託
	履 行 場 所	川崎市中原区木月伊勢町2-8番地先他6箇所
	履 行 期 限	180日間
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「建設コンサルタント」種目「鋼構造及びコンクリート部門」で登録されている者。 (4) 管理技術者として、技術士（建設部門：鋼構造及びコンクリート）、又はRCCM（鋼構造及びコンクリート）のいずれかの資格を有する者を配置すること。	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課委託契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2097	
入札日時等	平成29年9月7日 14時30分（砂子平沼ビル7階入札室）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp	

川崎市公告第437号

平成29年8月4日

一般競争入札について次のとおり公告します。

川崎市長 福田 紀 彦

競争入札に付する事項	件 名	上下式防火衣（合併）
	履 行 場 所	市内各消防署8署
	履 行 期 限	平成29年12月22日
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 平成29・30年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿の業種「消防・防災用品」、種目「特殊作業服」に記載されており、A又はBの等級に格付けされていること。 (4) 平成19年4月1日以降に、この購入（製造）物品についての類似の契約実績があること。 なお、契約実績については、1契約につき1,000,000円以上とします。 また、川崎市以外の他官公庁、民間企業等との契約実績でも構いません。 (5) この購入（製造）物品及び数量について、仕様書の内容を遵守し、確実に納入できること。	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課物品契約係 （〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 明治安田生命ビル13階） 電話番号 044-200-2092	
入札日時等	平成29年9月26日 11時00分（砂子平沼ビル7階入札室）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	

入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp

川崎市公告第438号

次の物件は、港湾施設の使用及び管理の妨げとなっているので、当該物件の所有者又は使用者は、平成29年8月21日までに当該物件を撤去するように、川崎市港湾施設条例(昭和22年条例第33号)第9条に基づき命じます。その日までに撤去されない場合は、市長又はその命じた者若しくは委任した者が撤去します。

平成29年8月4日

川崎市長 福田紀彦

種類	登録番号	場所
軽自動車 ニッサン モコ 黄緑色	登録番号 不明 車台番号 不明	川崎市川崎区東扇島 91番地
軽自動車 ダイハツ ハイゼットトラック 白	登録番号 不明 車台番号 不明	川崎市川崎区東扇島 91番地
普通自動車 ホンダ モビリオ 水色	登録番号 不明 車台番号 不明	川崎市川崎区東扇島 91番地

普通自動車 ルノー ルーテシア 黄色	登録番号 不明 車台番号 不明	川崎市川崎区東扇島 91番地
軽自動車 ホンダ ライフ 緑	登録番号 不明 車台番号 不明	川崎市川崎区東扇島 91番地
軽自動車 ダイハツ タント 黒	登録番号 不明 車台番号 不明	川崎市川崎区東扇島 91番地
軽自動車 ダイハツ エッセ 黄緑色	登録番号 不明 車台番号 不明	川崎市川崎区東扇島 91番地
軽自動車 ダイハツ ムーブ 白	登録番号 不明 車台番号 不明	川崎市川崎区東扇島 91番地
軽自動車 ミツビシ トッポ シルバー	登録番号 不明 車台番号 不明	川崎市川崎区東扇島 91番地

川崎市公告第439号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成29年8月7日

川崎市長 福田紀彦

(案件1)

競争入札に 付する事項	件 名	市道子母口41号線道路補修(打換)工事
	履 行 場 所	川崎市高津区子母口726番地先
	履 行 期 限	契約の日から90日間
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「舗装」ランク「C」で登録されている者。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 舗装工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 主任技術者(業種「舗装」)を配置できること。	
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099	
入札日時等	平成29年8月29日 13時30分(砂子平沼ビル7階入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	

入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp

(案件2)

競争入札に 付する事項	件 名	市道長沢80号線道路補修(切削)工事
	履 行 場 所	川崎市多摩区长沢3丁目17番地先
	履 行 期 限	契約の日から90日間
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「舗装」ランク「C」で登録されている者。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 舗装工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 主任技術者(業種「舗装」)を配置できること。	
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099	
入札日時等	平成29年8月29日 13時30分(砂子平沼ビル7階入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp	

(案件3)

競争入札に 付する事項	件 名	宮前区内市道尻手黒川線歩道設置(改築)工事
	履 行 場 所	川崎市宮前区馬絹1丁目1番地先
	履 行 期 限	契約の日から150日間
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「土木」ランク「C」で登録されている者。 (6) 平成29・30年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。 (7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 土木工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (10) 主任技術者(業種「土木」)を配置できること。	
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099	
入札日時等	平成29年8月29日 13時30分(砂子平沼ビル7階入札室)	
入札保証金	免	

契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp

(案件4)

競争入札に付する事項	件 名	千鳥町ふ頭内道路改良(その3)工事
	履行場所	川崎市川崎区千鳥町地内
	履行期限	契約の日から平成30年3月15日まで
参加資格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。</p> <p>(5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「舗装」ランク「A」で登録されている者。</p> <p>(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(8) 舗装工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。</p> <p>(9) 監理技術者資格者証(業種「舗装」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。</p> <p>また、本案件の請負金額が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満となった場合は専任を要しません。</p>	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099	
入札日時等	平成29年9月8日 13時30分(砂子平沼ビル7階入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp	

(案件5)

競争入札に付する事項	件 名	市道宮前8号線舗装道補修(切削)工事
	履行場所	川崎市宮前区菅生1丁目2番地先
	履行期限	契約の日から120日間
参加資格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。</p> <p>(5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「舗装」ランク「B」で登録されている者。</p> <p>(6) 平成29・30年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p>	

参 加 資 格	(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 舗装工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (10) 主任技術者(業種「舗装」)を配置できること。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099
入札日時等	平成29年8月29日 13時30分(砂子平沼ビル7階入札室)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp

川崎市公告第440号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成29年8月7日

川崎市長 福田紀彦

- 1 工事を完了した開発区域の名称及び面積
川崎市宮前区梶ヶ谷字金山1409番1
1,346平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
相模原市緑区橋本三丁目11番8号
株式会社 イーカム 代表取締役 角田 満
- 3 予定建築物の用途
一戸建て住宅
計画戸数: 11戸
- 4 開発許可年月日及び許可番号
平成28年11月24日
川崎市指令 ま建管宅地(イ)第130号

川崎市公告第441号

川崎市新本庁舎整備事業に係る条例方法
審査書について

川崎市環境影響評価に関する条例(平成11年川崎市条例第48号)第15条の規定に基づき、標記指定開発行為に係る条例方法審査書を次のとおり公告します。

平成29年8月9日

川崎市長 福田紀彦

川崎市新本庁舎整備事業に係る条例方法審査書

平成29年8月

川 崎 市

目 次

はじめに

- 1 指定開発行為の概要
- 2 審査結果及び内容
 - (1) 全般的事項
 - (2) 個別事項
 - ア 大気質
 - イ 土壌汚染
 - ウ 緑(緑の質、緑の量)
 - エ 騒音・振動・低周波音(騒音、振動)
 - オ 廃棄物等(一般廃棄物、産業廃棄物、建設発生土)
 - カ 景観(景観、圧迫感)
 - キ 日照障害
 - ク テレビ受信障害
 - ケ 風害
 - コ 地域交通(交通混雑、交通安全)
 - サ 温室効果ガス
 - (3) 環境配慮項目に関する事項
- 3 川崎市環境影響評価に関する条例に基づく手続経過
- 4 川崎市環境影響評価審議会における審議経過

はじめに

川崎市新本庁舎整備事業(以下「指定開発行為」という。)は、川崎市(以下「指定開発行為者」という。)が、川崎区宮本町1番地ほかの川崎市役所本庁舎及び第2庁舎の約0.8haの区域において、建築基準法に基づく総合設計制度を前提として、地上25階地下2階建ての新たな本庁舎を整備するものである。

指定開発行為者は、川崎市環境影響評価に関する条例(以下「条例」という。)に基づき、環境配慮計画書の手続を経て、平成29年4月7日に指定開発行為実施届及び条例環境影響評価方法書(以下「条例方法書」という。)を提出した。

市は、この提出を受けて条例方法書の公告、縦覧を行ったところ、市民等から意見書の提出があった。

この条例方法書について、川崎市環境影響評価審議会(以下「審議会」という。)に諮問し、平成29年8月4日に審議会から答申を得た。

市ではこの答申を踏まえ、条例方法審査書を作成したものである。

1 指定開発行為の概要

(1) 指定開発行為者

名称：川崎市

代表者：川崎市長 福田 紀彦

住所：川崎市川崎区宮本町1番地

(2) 指定開発行為の名称及び種類

名称：川崎市新本庁舎整備事業

種類：高層建築物の新設(第1種行為)

大規模建築物の新設(第2種行為)

(川崎市環境影響評価に関する条例施行規則別表第1の3の項及び15の項に該当)

(3) 指定開発行為を実施する区域

位置：川崎市川崎区宮本町1番地ほか

区域面積：約7,830㎡

用途地域：商業地域

(4) 計画の概要

ア 目的

川崎市新本庁舎の整備

イ 土地利用計画

区分	面積	割合
計画建築物	約4,345㎡	約55.5%
緑化地・車路・広場・歩道状空地・アプローチ等	約2,965㎡	約37.9%
道路(歩行者専用道路)	約310㎡	約4.0%
道路(拡幅部)	約210㎡	約2.6%
合計	約7,830㎡	100.0%

ウ 建築計画

項目	諸元
開発区域面積	約7,830㎡ (新本庁舎敷地 : 約6,000㎡ 第2庁舎跡地広場 : 約1,310㎡ 道路等 : 約1,520㎡)
建築面積	約4,345㎡(建ぺい率:約73%)
延べ面積	約62,100㎡
容積対象床面積	約53,000㎡(容積率:約884%)
建物高さ	塔屋等を含む最高高さ約116m以下
建物階数	地上25階+免震層、地下2階
主要用途	庁舎(事務所)

駐車台数	約160台
駐輪台数	約80台

2 審査結果及び内容

(1) 全般的事項

本指定開発行為は、新たな本庁舎を整備するものであり、本事業に係る環境影響評価項目として、大気質、土壌汚染、緑の質、緑の量、騒音、振動、一般廃棄物、産業廃棄物、建設発生土、景観、日照障害、テレビ受信障害、風害、地域交通及び温室効果ガスについて予測及び評価を行うとしており、その選定はおおむね妥当である。

条例環境影響評価準備書(以下「条例準備書」という。)の作成に際しては、条例方法書に記載した内容に加え、本審査結果の内容を踏まえて、環境影響の調査、予測及び評価を行うこと。

(2) 個別事項

ア 大気質

工事中における建設機械の稼働及び工事用車両の走行、供用時における施設関連車両の走行及び冷暖房施設等の設置による大気質への影響について予測及び評価を行うとしており、その方法はおおむね妥当である。

イ 土壌汚染

工事中における汚染のおそれのある土壌の内容及びその処理・処分方法について予測及び評価を行うとしており、その方法はおおむね妥当である。

ウ 緑(緑の質、緑の量)

(ア) 緑の質

植栽予定樹種の環境適合性及び植栽基盤の整備に必要な土壌量については予測を行い、植栽基盤の適否については予測を行わない計画としているが、客土の量や性状などの基盤土壌の整備計画を示すことにより、植栽基盤の適否の予測とともに、植栽予定樹種の環境適合性についてもより適切な予測が可能になると考えられる。

このことから、植栽基盤の適否について予測すること。

(イ) 緑の量

緑被の変化及び全体の緑の構成について予測及び評価を行うとしており、その方法はおおむね妥当である。

エ 騒音・振動・低周波音(騒音、振動)

(ア) 騒音

工事中における建設機械の稼働及び工事用車両の走行、供用時における施設関連車両の

走行及び冷暖房施設等の設置による騒音の影響について予測及び評価を行うとしており、その方法はおおむね妥当である。

(イ) 振動

工事中における建設機械の稼働及び工事用車両の走行、供用時における施設関連車両の走行による振動の影響について予測及び評価を行うとしており、その方法はおおむね妥当である。

オ 廃棄物等（一般廃棄物、産業廃棄物、建設発生土）

(ア) 一般廃棄物

供用時において発生する一般廃棄物の種類、発生量及びその処理・処分方法について予測及び評価を行うとしており、その方法はおおむね妥当である。

(イ) 産業廃棄物

工事中において発生する産業廃棄物の種類、発生量及びその処理・処分方法について予測及び評価を行うとしているが、供用時において、廃プラスチック類等の産業廃棄物の発生が考えられることから、これらについても、種類、発生量及びその処理・処分方法について予測及び評価を行うこと。

(ウ) 建設発生土

工事中の建設発生土の量及びその処理・処分方法について予測及び評価を行うとしており、その方法はおおむね妥当である。

カ 景観（景観、圧迫感）

主要な景観構成要素の改変の程度及び地域景観の特性の変化の程度、代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度並びに圧迫感の変化の程度について予測及び評価を行うとしており、その方法はおおむね妥当である。

キ 日照障害

冬至日における日影の範囲、日影となる時刻及び時間数等の日影の状況の変化の程度、日照障害の影響に特に配慮すべき施設等における日影となる時刻及び時間数等の日影の状況の変化の程度について予測及び評価を行うとしており、その方法はおおむね妥当である。

ク テレビ受信障害

計画建築物により発生するテレビ受信障害の程度及び範囲について予測及び評価を行うとしており、その方法はおおむね妥当である。

ケ 風害

風向及び風速が変化する地域の範囲及び変化の程度並びに年間における風速の出現頻度について予測及び評価を行うとしており、その方法はおお

むね妥当である。

コ 地域交通（交通混雑、交通安全）

工事中における工事用車両の走行による交通流及び交通安全への影響、供用時における施設関連車両の走行による交通流及び交通安全への影響並びに歩行者の往来による交通流への影響について予測及び評価を行うとしており、その方法はおおむね妥当である。

サ 温室効果ガス

供用時における温室効果ガスの排出量及びその削減の程度について予測及び評価を行うとしており、その方法はおおむね妥当である。

(3) 環境配慮項目に関する事項

条例方法書に記載した「ヒートアイランド現象」、「地震時等の災害」、「地球温暖化」、「資源」及び「エネルギー」の各項目における環境配慮については、その積極的な取組が望まれることから、条例準備書において、環境配慮の具体的な措置の内容を明らかにすること。

3 川崎市環境影響評価に関する条例に基づく手続経過

平成28年	3月10日	環境配慮計画書の受理
	3月17日	環境配慮計画書公告、縦覧開始
	4月15日	環境配慮計画書縦覧終了、意見書の締切り
		意見書の提出 1名、1通
	5月11日	環境配慮計画見解書の受理
	5月18日	環境配慮計画見解書公告、縦覧開始
	6月1日	環境配慮計画見解書縦覧終了
	6月6日	市長から審議会に環境配慮計画書について諮問
	7月12日	審議会から市長に環境配慮計画書について答申
	7月19日	環境配慮計画審査書公告、環境配慮計画策定者宛て送付
平成29年	4月7日	指定開発行為実施届の受理及び条例方法書の受領
	4月14日	条例方法書公告、縦覧開始
	5月29日	条例方法書縦覧終了、意見書の締切り
		意見書の提出 1名、1通
	6月26日	市長から審議会に条例方法書について諮問
	8月4日	審議会から市長に条例方法書について答申
	8月9日	条例方法審査書公告、指定開発行為者宛て送付

- 4 川崎市環境影響評価審議会における審議経過
- 平成28年 6月6日 審議会(現地視察、環境配慮計画書事業者説明及び審議)
 - 7月11日 審議会(環境配慮計画書答申案審議)
 - 平成29年 6月26日 審議会(条例方法書事業者説明及び審議)

8月1日 審議会(条例方法書答申案審議)

川崎市公告第442号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成29年8月9日

川崎市長 福田 紀彦

(案件1)

競争入札に付する事項	件名	動物愛護センター新築衛生設備工事
	履行場所	川崎市中原区上平間1700番8の一部
	履行期限	契約の日から平成30年12月28日まで
参加資格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。</p> <p>(5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「空調・衛生」種目「給排水衛生設備(川崎市上下水道指定)」ランク「A」で登録されている者。</p> <p>(6) 平成29・30年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(9) 管工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。</p> <p>(10) 監理技術者資格者証(業種「管」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。また、本案件の請負金額が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満となった場合は専任を要しません。</p> <p>(11) 「川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者」かつ「川崎市排水設備指定工事店」であること。</p>	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100	
入札日時等	平成29年9月25日 14時30分(砂子平沼ビル7階入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
その他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp	

(案件2)

競争入札に付する事項	件名	道路照明設置その4工事
	履行場所	川崎市川崎区中島3丁目3番地先
	履行期限	契約の日から170日間

参 加 資 格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。</p> <p>(5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「電気」種目「照明灯設備」ランク「A」で登録されている者。</p> <p>(6) 平成29・30年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(9) 電気工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。</p> <p>(10) 監理技術者資格者証（業種「電気」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。</p> <p>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。また、本案件の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。</p>
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100
入札日時等	平成29年9月13日 14時30分（砂子平沼ビル7階入札室）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp

川崎市公告第443号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成29年8月9日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 工事を完了した開発区域の名称及び面積
川崎市多摩区柘形二丁目1452番1
ほか2筆の一部
604平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
多摩区柘形二丁目17番32
齊藤 嗣夫
- 3 予定建築物の用途
共同住宅
計画戸数：19戸
- 4 開発許可年月日及び許可番号
平成29年6月27日

川崎市指令 ま建管宅地（イ）第40号

川崎市公告第444号

入 札 公 告

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成29年8月10日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 競争入札に付する事項
 - (1) 件 名 平成29年10大ニュース業務委託
 - (2) 履行場所
川崎市川崎区東田町5番地4 川崎市総務企画局
シティプロモーション推進室等
 - (3) 履行期限 契約締結日から平成30年1月31日まで
 - (4) 業務概要
本市では、一年を振り返り、市民の視点から市政や市全般にわたる動きがどのように捉えられているかを把握し、今後の市政運営の参考とするとともに、市の取組や魅力ある資源を発信することで市の

イメージアップを図ることを目的とし、10大ニュースの投票を市民等に行ってもらっています。

これをより効率的及び効果的に実施するための広報制作物の作成、投票集計、応募者プレゼントの手配・発送まで一連の業務を行うものです。

詳細は、委託仕様書によります。

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たしていなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 平成29・30年度業務委託有資格業者名簿に業種「その他」種目「催物会場設営及びイベント、運営・企画」に搭載されていること。
- (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

3 入札説明書及び一般競争入札参加資格確認申請書の配布及び提出

川崎市のホームページ「入札情報かわさき」又は次の配布・提出場所において、一般競争入札参加資格確認申請書、仕様書及び質問書が添付された入札説明書を配布します。

また、この入札に参加を希望する者は、次により所定の一般競争入札参加資格確認申請書及び2(4)にある類似の契約実績を証する書類(契約書の写し等業務内容がわかるもの)を持参により提出してください。

・「入札情報かわさき」<http://keiyaku.city.kawasaki.jp/epc/index.htm>

なお、入札説明会は実施しません。

(1) 配布・提出場所及び問い合わせ先

〒210-0005

川崎市川崎区東田町5番地4

川崎市役所第3庁舎11階

総務企画局シティプロモーション推進室ブランド戦略担当

電話 044-200-2297

FAX 044-200-3915

e-mail 17brand@city.kawasaki.jp

(2) 配布・提出期間

平成29年8月10日(木)から8月24日(木)までの午前8時30分から午後5時までとします。ただし、閉庁日(土曜日、日曜日及び祝日)ならびに平日の正午から午後1時までを除きます。

(3) 提出方法 持参

4 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、次により一般競争入札参加資格確認通知書を交付

します。

(1) 場所 3(1)と同じ

(2) 日時 8月28日(月)午後1時から午後5時まで
ただし、業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録した場合は、同日中までに電子メールで配信されます。

5 仕様に関する問い合わせ

(1) 問い合わせ先 3(1)と同じ

(2) 質問受付期間

8月10日(木)から8月29日(火)までの午前8時30分から午後5時まで及び平8月30日(水)の午前8時30分から正午までとします。ただし、閉庁日(土曜日、日曜日及び祝日)ならびに平日の正午から午後1時までを除きます。

(3) 質問書の様式

入札説明書に添付の「質問書」の様式により提出してください。

(4) 質問受付方法

持参、電子メール、FAX又は郵送によります。持参先等は3(1)と同じ。

なお、電子メール又はFAXで送付した場合は、送付した旨を3(1)の問い合わせ先に電話にて御連絡ください。

また、郵送の場合は5(2)の期間内に必着のこと。

(5) 回答方法

9月1日(金)午後5時までに、一般競争入札参加資格確認通知書の交付を受けた者へ電子メール又はFAXにて回答書を送付します。なお、この入札の参加資格を満たしていない者からの質問に関しては回答しません。

6 一般競争入札参加資格の喪失

一般競争入札参加資格があると認められた者が、次の各号のいずれかに該当した場合は、一般競争入札参加資格を喪失します。

- (1) 開札前上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書、その他提出書類について、虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

(1) 入札方法

ア 入札は総価で行います。入札者は見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

イ 入札は所定の入札書をもって行います。入札書を入札件名が記載された封筒に封印して持参してください。

ウ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に、消費税及び地方消費税に相当する額(入札

書に記載した金額の8%)を加算した金額をもって契約金額とします。

(2) 入札・開札の日時及び場所

- ア 入札日時 9月7日(水)午前10時
イ 入札場所 川崎市川崎区東田町5番地4
川崎市役所第3庁舎5階
総務企画局会議室

(3) 入札書の提出方法 持参とします。

(4) 入札保証金 免除とします。

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は無効とします。

8 契約手続等

(1) 契約保証金は、次のとおりとします。

- ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除します。
イ ア以外の場合は、契約金額の10%を納入しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否

必要とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約条例、川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」(URLは3に記載)及び「3(1)配布・提出場所及び問い合わせ先」で閲覧することができます。

9 その他

関連情報を入手するための窓口は、「3(1)配布・提出場所及び問い合わせ先」と同じ。

川崎市公告第445号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成29年8月10日

川崎市長 福田紀彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名 浮島処理センター資源化処理施設脱臭装置吸着剤交換整備業務委託
(2) 履行場所 浮島処理センター資源化処理施設：
川崎市川崎区浮島町509番地1
(3) 履行期間 契約日から平成29年12月22日(金)まで
(4) 業務概要 浮島処理センター資源化処理施設に設置されている脱臭装置の機能を正常に

維持するために必要な吸着剤交換整備業務

2 競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当しないこと。
(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
(3) 平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「施設維持管理」種目「その他の施設維持管理」に登録されていること。
(4) 過去2年間に本市、他官公庁又は民間において、同種の脱臭装置吸着剤交換業務の契約実績を有すること。ただし民間実績については、同等の契約実績を有すること。

3 競争入札参加申込書の配布、提出、仕様書等閲覧及び問い合わせ先

この入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加申込書、上記2(4)の書類を提出してください。

- (1) 配布・提出・仕様書等閲覧場所及び問い合わせ先
川崎市川崎区東田町5番地4
川崎市役所第3庁舎16階
環境局施設部処理計画課 担当 二戸、伊藤
電話 044-200-2587(直通)
※競争入札参加申込書については、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」よりダウンロードできます。

(2) 配布・提出・仕様書等閲覧期間

平成29年8月10日(木)から平成29年8月25日(金)9時から17時まで(12時から13時の時間帯、土曜、日曜は除くものとする。)

(3) 提出方法 持参(持参以外は無効とします。)

(4) 提出書類

- ア 上記2(4)の契約内容を確認できる契約書等の写し

4 競争入札参加資格確認通知書、質問書及び仕様書の交付

競争入札参加申込書を提出し、競争入札参加資格があると認められた者には、競争入札参加資格確認通知書等を平成29年8月31日(木)までに交付します。

なお、川崎市業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールアドレスを登録している場合は、電子メールで配信します。電子メールアドレスを登録していない場合は、次のとおり受け取りに来てください。

(1) 交付場所 上記3(1)と同じ

(2) 交付日時 平成29年8月31日(木)9時から17時まで(12時から13時の間は除く。)

5 質問書の受付・回答

(1) 質問受付日

平成29年 8月31日(木) から平成29年 9月 5日(火)
9時から17時まで(土、日曜日及び12時から13時の間は除く。)

(2) 質問書の様式 配布する「質問書」の様式により提出してください。

(3) 質問受付方法

ア 電子メール 30syori@city.kawasaki.jp
イ FAX 044-200-3923
ウ 持参 上記3(1)に同じ

(4) 回答方法

平成29年 9月11日(月)
全社へ文書(電子メールまたはFAX)にて送付します。

6 競争入札参加資格の喪失

次のいずれかに該当するときは、この競争入札参加資格を喪失します。

(1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 競争入札参加申込書及び提出書類等に虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

(1) 入札は「川崎市競争入札参加者心得」に基づいて行うものとします。

(2) 入札・開札の日時 平成29年 9月14日(木)
10時00分

(3) 入札・開札の場所 川崎市川崎区東田町5番地4
川崎市役所第3庁舎16階
環境局会議室

(4) 入札書の提出方法 持参(持参以外は無効とします。)

(5) 入札保証金 免除

(6) 落札者の決定方法 川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

(7) 再入札の実施 落札者がいない場合は、直ちに再入札を行います。(開札に立ち会わない者は、再入札に参加の意思がないものとみなします。)

(8) 入札の無効 川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

8 契約手続等

(1) 契約保証金は次のとおりとします。

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10%を納入しなければなりません。

(2) 契約書の作成 要

(3) 契約規則等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、入札情報かわさき(<http://keiyaku.city.kawasaki.jp/epc/index.htm>)の「契約関係規程」から閲覧できます。

9 その他

(1) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。

(2) 公告に関する問い合わせ先は、上記3(1)に同じです。

(3) 詳細は入札説明書によります。

川崎市公告第446号

公募型プロポーザルの実施について次のとおり公告します。

平成29年 8月10日

川崎市長 福田 紀彦

1 プロポーザルに付する事項

(1) 委託名

平成29年度コミュニティ施策の推進支援業務委託

(2) 委託概要

ア 目的

本市では、「参加と協働による地域課題解決の新たなしくみ(以下、「新たなしくみ」という。))」の構築に向けて取り組んでおり、この「新たなしくみ」を検討する際の基本姿勢、進め方などを取りまとめた「(仮称)今後のコミュニティ施策の基本的考え方(以下、「考え方」という。))」を平成30年度に策定する予定である。

当該業務は、それらに向けて、市民参加による丁寧な熟議を通じて、これまでの施策に対する真摯な検証及びこれからの地域の展望を整理するとともに、「考え方」の策定に向けた支援を行うことを目的とする。

イ 内容

(ア) 市民参加による丁寧な熟議の実施

○対話型ワークショップの実施

○既存の制度に対する意見交換会の実施

(イ) 「考え方」策定に向けた支援

○「考え方」の記載項目、内容などの提案

(3) 履行期間

契約締結日から平成30年3月30日(金)まで

2 プロポーザル参加資格

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと
- (3) 平成29・30年度川崎市業務委託有資格名簿の当該契約に対応するとして定めた業種・種目について登録されている者であること(業種コード:99その他業務 種目コード:99その他業務)

3 提案者を特定するための評価基準

- ①業務への理解度
- ②提案の独自性
- ③成果見込み
- ④取組意欲
- ⑤これまでの実績
- ⑥提案の具体性
- ⑦金額の妥当性

4 担当部署

部署名: 市民文化局コミュニティ推進部協働・連携推進課
 所在地: 〒210-0007 川崎市川崎区駅前本町11-2 川崎フロンティアビル7階
 電話番号: 044-200-3708
 電子メール: 25kyodo@city.kawasaki.jp
 受付時間: 午前8時30分～午後5時15分
 (閉庁日及び正午～午後1時を除く)

5 参加意向申出書の配布、提出

(1) 配布

平成29年8月10日(木)～8月23日(水)に市ホームページからダウンロードできます。また、担当部署でも配布します。

(2) 提出

平成29年8月23日(水)までに担当部署に郵送又は持参してください。

※郵送の場合は、書留郵便等の配達した記録が残るもので必着

6 企画提案書の提出

平成29年8月30日(水)までに担当部署に次の書類を各10部、郵送又は持参してください。

※郵送の場合は、書留郵便等の配達した記録が残るもので必着

【提出書類】

- ①企画提案書:当該業務の企画提案内容を記載
- ②見積書:積算根拠がわかるよう内訳を記載
- ③業務実績:近年の主な類似業務の件名、発注者、金額、内容などを記載
- ④団体概要:団体の理念、業務内容などがわかる資

料(パンフレットなどで可)

※いずれも様式自由

7 企画提案評価委員会(予定)

日時:平成29年9月4日(月)午前

※参集時間は事業者ごとに異なりますので、別途、個別に通知します

場所:川崎市市民文化局会議室

内容:説明(プレゼンテーション)15分、質疑応答10分

8 その他

- (1) 使用する言語は日本語、通貨は日本円とします
- (2) 契約書作成は必要とします
- (3) 関連情報を入手するための照会窓口は担当部署です
- (4) 業務規模概算額は5,624,000円(消費税額及び地方消費税額を含む)です
- (5) 関係書類の作成及び提出に係る費用は、参加者の負担とします

川崎市公告第447号

道路の指定について

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第4号の規定に基づき道路を次のとおり指定します。

なお、関係図書は、川崎市まちづくり局指導部建築指導課に備えて縦覧に供します。

平成29年8月10日

川崎市長 福田 紀彦

道路事業の名称	主要地方道横浜上麻生線
指定区間の地名・地番	麻生区上麻生6丁目595番2、596番2、610番2、611番2、611番4、612番1、612番2、612番4、612番5、613番2、620番3、621番2、622番2、622番3、739番3、739番4、739番5、740番2、740番3、741番2、741番3、742番2、743番2、823番2、824番2、825番1、825番2、826番2、826番3、827番2、827番3、828番3、828番4、829番3、829番4、830番2、830番3、831番2、831番3、831番4、832番2、834番3、835番2、838番2、839番2、840番2、841番2、843番2、844番2、844番3、845番2、845番3、846番2、846番3、848番2、849番3、849番4、849番5、849番6、850番3、850番4、860番2、861番2、869番4、870番4、3019番の各一部
幅員・延長	18.00m × 13.00m
指定番号及び年月日	川崎市指令ま建管指導第502号 平成29年8月10日

別図参照

川崎市公告第448号

一般競争入札について、次のとおり公告します。

平成29年 8月10日

川崎市長 福 田 紀 彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

平成29年度熊本復興支援イベント被災地応援フェア事業業務委託

(2) 履行期限

平成29年12月28日

(3) 履行場所

川崎市内

(4) 委託概要

ア イベント出店支援

(ア) 市が指定する次の6か所において実施されるイベントにおいて、熊本地震に関する適切な情報発信を行うとともに、各地で開催される出店説明会等に参加し、出店までの調整を行う。

	イベント名	開催日	備考
1	川崎みなと祭り	平成29年10月 8日(日)	
2	幸区民祭	平成29年10月 7日(土)	
3	なかはら”ゆめ”区民祭	平成29年11月12日(日)	テント、机、椅子については持参若しくはレンタル
4	宮前区民祭	平成29年11月19日(日)	
5	多摩区民祭	平成29年11月18日(土)	
6	あさお区民まつり	平成29年10月 8日(日)	

※出店に係る各種の費用は受託者が負担すること。

※出店にあたり、熊本県東京事務所等と連携を図り、事業の趣旨を踏まえた出店内容や広報、PR等を行うこと。

(イ) 出店に係るテント等の機材及び設備等の設置、撤去を行うとともにブース全体の管理を行う。

(ウ) 受託者は出店に関して、被災地から物産物、加工食品、工芸品等を仕入れると共に販売を行う。(委託販売または買い取り等)

※売価は仕入れ値以下とすること。

(エ) 出店に関する経緯について市に適宜報告を行う。

(オ) 出店内容

①被災地状況の写真や写真展示、観光に関するパンフレットやチラシ等広報文の配布等

②被災地産品の販売支援

③募金箱の設置と収集及び管理(募金はイベントごとに集計し、募金の管理は委託者が責任を持って行い、後日、市が受領する)

④その他事業の目的に必要な業務

イ 広報・PR

各イベント出店に際し、地域情報誌等への広報・PRを行う。

ウ アンケートの実施と記録写真の撮影

事業の効果を検証するため、ブースへの来店者を対象としたアンケートを実施すると共に、記録写真をデジタルカメラにて撮影し、イベントごとに取り纏め集計資料を作成する。

(ア) 来店者アンケートは各会場20名以上とする。

(イ) アンケート実施時に協力者に粗品を支給する。

※粗品は受託者が準備すること。

(ウ) 記録写真は各会場20枚以上とする。

エ 成果物の作成

事業実施後、受託者は次の項目を取り入れた「平成29年度熊本復興支援イベント被災地応援フェア事業実施報告書」を作成し、市に提出すること

(ア) 事業内容(日時、場所、イベント名、出店者名、販売内容、売上の実績、仕入実績等)

(イ) 各ブースへの来店者数

(ウ) 各イベントでの募金集計金額

(エ) 実施情報写真及びデータ(jpgデータ含む)

(オ) アンケート調査結果

(カ) 広報媒体(地域情報誌等)

(キ) 各会場で配布した広報物

※報告書のPDFデータのほか、本事業実施に当たり作成した各種電子データをCDにて提出すること

2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望するものは、次の条件をすべて満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

(2) 川崎市競争入札参加資格指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(3) 平成29・30年度の川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「その他業務」・種目「催物会場設営及びイベント、運営・企画」に登録されていること。

(4) 過去5か年に、本市又は他官公庁において類似委託業務の実績があり、かつ誠実に履行した実績を有すること。

3 競争入札参加申込書の配布と提出及び入札説明書、

仕様書の配布

この入札に参加を希望する者は、次のとおり競争入札参加の申込みをしなければなりません。

(1) 配布及び提出場所

〒210-0005 川崎市川崎区東田町8番地
パレール三井ビル12階

川崎市健康福祉局地域福祉部地域福祉課
電話044-200-2926 (直通)

競争入札参加申込書の様式は上記の場所以外でも、川崎市ホームページ内「入札情報かわさき」(<http://keiyaku.city.kawasaki.jp/epc/index.htm>)の「入札情報」委託欄の「財政局入札公表」からダウンロードすることが可能です。

(2) 配布及び提出期間

平成29年8月10日(木)から平成29年8月23日(水)まで(土曜日、日曜日、祝日を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで)

(3) 提出書類

ア 競争入札参加申込書
イ 委託契約実績の内容を確認できる契約書・仕様書等の写し

(4) 提出方法

(1)の提出先に直接提出すること

(5) 入札説明書及び仕様書の配布

競争入札参加申込書を提出した者に対し、(1)の場所で配布します。

4 競争入札参加資格確認通知書の交付

競争入札参加申込書を提出し、入札参加資格があると認められた者には、次のとおり一般競争入札参加資格通知書を交付します。ただし、川崎市業務委託有資格業者名簿へ登載した際に電子メールのアドレスを記載している場合は、自動的に電子メールで配信されます。

(1) 交付場所及び問合せ先

3の(1)と同じ

(2) 交付日時

平成29年8月23日(水)

5 仕様又は入札説明書に関する問合せ

仕様等、入札説明書の内容に関する質問は、次のとおり行います。

(1) 問合せ先

3(1)と同じ

(2) 問合せ方法

入札説明書に添付の質問書の様式を用いて指定の電子メールアドレスに提出してください。

質問書の様式は3(1)の場所で3(2)の期間に配布します。(川崎市ホームページ内「入札情報かわさき」(<http://keiyaku.city.kawasaki.jp/epc./index.htm>))

htm)の「入札情報」委託欄の「財政局入札公表」からダウンロードすることが可能です。)

(3) 受付期間

平成29年8月10日(木)午前9時から平成29年8月24日(木)正午まで

(4) 回答方法

平成29年8月24日(木)に、競争入札参加資格確認通知書を交付したすべての者に対し、電子メールで回答します。

6 競争入札参加資格の喪失

競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

(1) 上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 競争入札参加申込書及び提出書類について虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

(1) 入札方法

ア 入札は所定の入札書をもって行います。
イ 入札の提出方法は、持参のみとします。
ウ 入札書に記載する金額には、法定所定の消費税額及び地方消費税額を含まないものとします。

(2) 入札及び落札の日時及び場所

ア 日時 平成29年8月31日(木) 16時
イ 場所 川崎市川崎区東田町8番地
パレール三井ビルディング12階
地域福祉課会議室A

(3) 入札保証金

免除とします。

(4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(5) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

8 契約の手続等

(1) 契約保証金

免除とします。

(2) 契約書の作成を要します。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市ホームページの「入札情報」の契約関係規定において閲覧することができます。

9 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

- (2) 詳細は、入札説明書のとおりです。
- (3) 関連情報を入手するための照会窓口は、3(1)と同じです。

川崎市公告第449号

川崎市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れ

る特定非営利活動法人の基準等に関する条例（平成24年川崎市条例第29号）第3条第1項の規定により指定特定非営利活動法人となるための申出がありましたので、同条例第3条第5項の規定により次のとおり公告します。

平成29年8月10日

川崎市長 福田 紀彦

申出のあった年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成29年7月31日	特定非営利活動法人 神奈川被害者支援センター	榑原 高尋	横浜市神奈川区鶴屋町二丁目24番地の2	本センターは、ボランティア活動により、犯罪等の被害者及びその家族・遺族（以下「被害者等」という。）が抱える悩みの解決や心のケア等を行うとともに、社会全体の被害者支援意識の高揚を図り、もって被害者等の被害の回復及び軽減に資することを目的とする。

川崎市公告第450号

道路位置の指定について

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により道路の位置を次のとおり指定します。

なお、関係図書は、川崎市まちづくり局指導部建築審査課に備えて縦覧に供します。

平成29年8月10日

川崎市長 福田 紀彦

築造主 住所・氏名	横浜市神奈川区栄町5番地1 株式会社レイナハウス 代表取締役 松本 茂人		
道路位置の 地名・地番	川崎市中原区井田三丁目1614-1の一部 別図省略		
幅員	4.00～5.00 メートル	延長	19.00メートル
	以下余白		以下余白
川崎市指令ま建管指導 第211号	指定 年月日	平成29年 8月10日	

川崎市公告第451号

川崎市都市公園条例（昭和32年川崎市条例第6号）第2条第1項の規定に基づき、次の公園の区域を変更します。

平成29年8月10日

川崎市長 福田 紀彦

公園の名称	位置	区域	変更前 面積	変更後 面積	変更年 月日
野川中耕地緑地	宮前区野川 字中耕地 1285-9	別図の とおり	585㎡	959㎡	公告日

(別図省略)

川崎市公告第452号

都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条の2の規定に基づき、次の公園の供用を開始します。

平成29年8月10日

川崎市長 福田 紀彦

公園の名称	位置	区域	面積	供用開始 の期日
寺尾台2丁目 ポケットパーク	多摩区寺尾台 2丁目5番2	別図の とおり	90㎡	公告日

(別図省略)

川崎市公告第453号

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の変更の届出がなされたので、同法第6条第3項の規定において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

平成29年8月14日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
島崎ビル
川崎市高津区溝口一丁目414番地ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
エイモス株式会社
代表取締役 嶋崎 順夫
川崎市高津区溝口一丁目19番8号
- 3 変更した事項
(1) 大規模小売店舗の所在地
(変更前) 川崎市高津区溝口414

(変更後)川崎市高津区溝口一丁目414番地ほか
 (2)大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)株式会社長崎屋ほか8店舗

(変更後)株式会社長崎屋ほか3店舗

4 変更の年月日

3(1)平成16年11月26日

3(2)平成26年12月16日ほか

5 変更する理由

3(1)所在地に誤りがあったため

3(2)小売業者変更のため

6 届出の年月日

平成29年8月4日

7 届出及び添付書類の縦覧場所

経済労働局産業振興部商業振興課

(川崎フロンティアビル10階)

8 届出及び添付書類の縦覧期間及び時間帯

平成29年8月14日から平成29年12月14日の午前8時30分から午後5時。

ただし、土曜日、日曜日及び休日を除く。

9 法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、当該公告の日から4月以内に、川崎市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

10 意見書の提出期限及び提出先

平成29年12月14日

川崎市経済労働局産業振興部商業観振興課

川崎市公告第454号

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第2項の規定に基づき、大規模小売店舗の変更の届出がなされたので、同条第3項が準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

平成29年8月14日

川崎市長 福田 紀彦

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

島崎ビル

川崎市高津区溝口一丁目414番地ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

エイモス株式会社

代表取締役 嶋崎 順夫

川崎市高津区溝口一丁目19番8号

3 変更しようとする事項

(1)大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

(変更前)ピーアーク駐車場(隔地) 183台

持田駐車場(隔地) 196台

届出台数 27台

(変更後)持田駐車場(隔地) 203台

届出台数 24台

(2)大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

①大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前)

株式会社長崎屋 (開店時刻)午前8時

(閉店時刻)翌午前5時

その他の小売業者 (開店時刻)午前8時

(閉店時刻)午後11時

(変更後)

株式会社長崎屋 24時間

株式会社コイデカメラ (開店時刻)午前8時

(閉店時刻)午後11時

株式会社ベスト電器 (開店時刻)午前8時

(閉店時刻)午後11時

株式会社サンドラッグ (開店時刻)午前8時

(閉店時刻)午後11時

②来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前)

ピーアーク駐車場(隔地)

午前7時30分～午後11時15分

持田駐車場(隔地)

午前7時30分～翌午前5時30分

(変更後)

持田駐車場(隔地)

24時間

③駐車場の出入口の数及び位置

(変更前)

ピーアーク駐車場(隔地) 出入口1箇所

持田駐車場(隔地) 出入口1箇所

(変更後)

持田駐車場(隔地) 出入口1箇所

4 変更する年月日

2(1)、(2)③ 平成20年12月31日

2(2)①、② 平成29年9月1日

5 届出の年月日

平成29年8月4日

6 届出及び添付書類の縦覧場所

経済労働局産業振興部商業振興課(川崎フロンティアビル10階)及び高津区役所

7 届出及び添付書類の縦覧期間及び時間帯

平成29年8月14日から平成29年12月14日までの午前8時30分から午後5時まで。ただし、土曜日、日曜日、祝日を除く。

8 法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、当該公告の日から4月以内に、川崎市に対し意見書の提出により、これを述べるすることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先
 平成29年12月14日
 川崎市経済労働局産業振興部商業振興課

川崎市公告第455号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により特定非営利活動法人の設立の認証申請がありましたので、同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成29年8月15日

川崎市長 福田 紀彦

申請のあった年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成29年8月9日	特定非営利活動法人 晴	佐藤 美代子	川崎市川崎区大師本町8番15号只限ビル1F	この法人は、障害者に対して地域での住まいの場を提供することで、障害者が、家族等から自立し自分に適した住まいや暮らしを選択できるように援助し、地域における社会福祉の増進に寄与することを目的とする。
平成29年8月9日	NPO法人 あいけあ	岡安 玲	川崎市中原区井田杉山町3-1	この法人は、障害児者、とりわけ医療ケアの必要な重い障害のある人とその家族に対して、心地よい生活の場を創ること、安心・安全な暮らしを守ること、地域のネットワークを広げることに関する事業を行い、地域で安心・安全に、豊かで幸せな生活ができる社会を創ることに寄与することを目的とする。

川崎市公告第456号

特定非営利活動法人の定款の変更認証申請について、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次

のとおり公告します。

平成29年8月15日

川崎市長 福田 紀彦

申請のあった年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成29年8月8日	特定非営利活動法人 らんふあんぶらざ	安藤 壽子	川崎市幸区中幸町3丁目32番7号	この法人は、健常児と見分けが付きにくいことから疎外されやすい発達障害児等（ASD：自閉スペクトラム症、ADHD：注意欠如・多動症、LD：限局性学習症、不登校、引きこもり等）に対して、教育・医療・福祉関係者が協力して、当該児童の指導・支援事業、保護者への支援事業、研究・啓発事業等を行い、健常児やその他の障害児を含め、当該児童の地域における健全育成、自立に寄与することを目的とする。

川崎市公告第457号

特定非営利活動法人の定款の変更認証申請について、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次

のとおり公告します。

平成29年8月15日

川崎市長 福田 紀彦

申請のあった年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成29年8月9日	特定非営利活動法人 日中新世紀協会（現在の所轄庁は東京都）	市村 慶太	川崎市川崎区本町2丁目9番3号	本会は活動地域をアジア諸国とし、主に日本国と中華人民共和国の青年を中核に教育、文化、スポーツ、環境保護、経済などの分野での交流促進活動や国際交流の啓蒙活動を行う。これらを通じ相互理解と信頼を深め、わが国とアジア諸国の発展、連帯を築き、公益の増進に寄与することを目的とする。

公 告 (調 達)

川崎市公告（調達）第293号

公募型プロポーザル方式の実施について次のとおり公告します。

平成29年8月25日

川崎市長 福田 紀彦

公募する事項	件 名	平成30年度川崎市学習状況調査業務委託
	所 管 課 (問合せ先)	教育委員会 総合教育センター 総務室 〒213-0001 川崎市高津区溝口6-9-3 電 話 044-844-3600 F A X 044-844-3604 E-mail : 88csomu@city.kawasaki.jp
	業 務 内 容	(1) 学力調査問題等の作成及び問題編集作業 (2) 問題・解答・答案用紙等の編集・印刷・製本作業 (3) 各学校への配送と回収作業 (4) 学力調査、意識調査に係る結果のデータ処理及び分析に係る作業（小5・中2） (5) 児童生徒個別の結果表（小5・中2）作成と学校配付 (6) 結果の報告書印刷、学校配付 (7) 上記委託内容に伴う関係者（学校含む）との連絡調整、打ち合わせ及び説明会等の実施 (8) 教育委員会への報告資料作成業務
	参加資格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿に（委託：業種「電算関連」、種目「その他電算関連」）として登録をしている者。 地域要件は無とします。
	参加申込方法	所管課において配付している参加意向申出書を持参してください。 参加意向申出書については、川崎市教育委員会ホームページからもダウンロードすることができます。 http://www.city.kawasaki.jp/880/page/0000089695.html
	参加意向申出書提出期間	平成29年8月25日（金）から平成29年9月15日（金）まで 受付時間は、上記期間内の午前8時30分から正午まで及び、午後1時から午後5時15分までとします（ただし、閉庁日は除きます）。

川崎市公告(調達)第294号

落札者等の公示

川崎市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

平成29年 8月25日

川崎市長 福 田 紀 彦

- 1 調達の名称
平成29年度神奈川情報セキュリティクラウド業務委託
- 2 契約事務担当部局の名称及び所在地
総務企画局情報管理部システム管理課
川崎市川崎区東田町5-4 (第3庁舎9階)
- 3 契約の相手方を決定した日
平成29年 7月18日
- 4 契約の相手方の氏名及び住所
株式会社インターネットイニシアティブ
代表取締役社長 勝 栄二郎
東京都千代田区富士見二丁目10番2号
飯田橋グラン・ブルーム
- 5 契約金額
274,251,399円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項2号の規定による。

川崎市公告(調達)第295号

落札者等の公示

川崎市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

平成29年 8月25日

川崎市長 福 田 紀 彦

- 1 調達の名称
SEP・WSUSサーバ機器等に係る賃貸借及び保守契約
- 2 契約事務担当部局の名称及び所在地
総務企画局情報管理部システム管理課
川崎市川崎区東田町5-4 (第3庁舎9階)
- 3 契約の相手方を決定した日
平成29年 7月31日
- 4 契約の相手方の氏名及び住所
日立キャピタル株式会社 神奈川法人支店
支店長 佐久間 英俊
神奈川県横浜市西区高島一丁目1番2号
- 5 契約金額(税抜きリース総額)
総額 56,520,000円

- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
平成29年 6月12日

税 公 告

川崎市税公告第137号

配当計算書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成29年 8月 1日

川崎市長 福 田 紀 彦

(別紙省略)

川崎市税公告第138号

差押調書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成29年 8月 1日

川崎市長 福 田 紀 彦

(別紙省略)

川崎市税公告第139号

配当計算書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成29年 8月 7日

川崎市長 福 田 紀 彦

(別紙省略)

川崎市税公告第140号

差押調書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第

226号) 第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号) 第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成29年 8月 8日

川崎市長 福 田 紀 彦

(別紙省略)

川崎市税公告第141号

配当計算書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号) 第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号) 第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成29年 8月 8日

川崎市長 福 田 紀 彦

(別紙省略)

川崎市税公告第142号

給与所得等に係る市民税・県民税特別徴収税額の決定・変更通知書(特別徴収義務者用)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号) 第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号) 第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成29年 8月 8日

川崎市長 福 田 紀 彦

(別紙省略)

川崎市税公告第143号

配当計算書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号) 第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号) 第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成29年 8月 8日

川崎市長 福 田 紀 彦

(別紙省略)

川崎市税公告第144号

差押調書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、

その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号) 第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号) 第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成29年 8月 8日

川崎市長 福 田 紀 彦

(別紙省略)

川崎市税公告第145号

差押調書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号) 第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号) 第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成29年 8月 14日

川崎市長 福 田 紀 彦

(別紙省略)

川崎市税公告第146号

次の市税に係る納税通知書(課税額変更(取消)通知書)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号) 第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号) 第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成29年 8月 14日

川崎市長 福 田 紀 彦

年 度	税 目	期 別	この公告による 変更する納期限	件数・備考
平成 29年度	市民税・ 県民税 (普通徴収)	第1期 以降		計1件

(別紙省略)

川崎市税公告第147号

次の市税に係る納税通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号) 第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号) 第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交

付します。
平成29年 8月14日

川崎市長 福 田 紀 彦

年 度	税 目	期 別	この公告による 変更する納期限	件数・備考
平成29年度	固定資産税 都市計画税 (土地・家屋)	7月随時分以 降	平成29年 8月31日 (7月随時分)	計2件
平成29年度	市民税・県民税(普通徴収)	7月随時分以 降	平成29年 8月31日 (7月随時分)	計90件
平成29年度 (平成28年度課税分)	市民税・県民税(普通徴収)	7月随時分	平成29年 8月31日 (7月随時分)	計3件
平成29年度	軽自動車税	7月随時分	平成29年 8月31日 (7月随時分)	計3件

(別紙省略)

上下水道局告示

川崎市上下水道局告示第31号

川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者
の指定事項の変更について

川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者規程(平成
10年川崎市水道局規程第3号)第5条の規定に基づく届
け出があり、次の指定給水装置工事事業者の指定事項の
変更を行いましたので告示します。

平成29年 8月 3日

川崎市上下水道事業管理者 金 子 正 典

- 1 指定番号 第1467号
氏名又は名称 有限会社ウォーターワークス笹野
住 所 神奈川県相模原市緑区大島1229番地
31
代表者氏名 (新) 笹野 豊
(旧) 笹野 真吾
変更年月日 平成29年 4月 1日
- 2 指定番号 第1203号
氏名又は名称 有限会社アクティブ
住 所 (新) 横浜市都筑区荏田東一丁目19
番 2号
(旧) 横浜市都筑区荏田東四丁目18
番 8号
代表者氏名 石黒 正樹
変更年月日 平成29年 5月 1日
- 3 指定番号 第1258号
氏名又は名称 (新) 株式会社プレミアホームアシ
スト

- (旧) 株式会社プレミア・プロパテ
ィサービス
住 所 東京都千代田区麹町二丁目4番地1
代表者氏名 (新) 黒川 哲
(旧) 松井 洋介
変更年月日 平成29年 4月 1日
- 4 指定番号 第1191号
氏名又は名称 有限会社創光工業
住 所 (新) 横浜市旭区今宿一丁目14番13
号
(旧) 横浜市旭区白根八丁目20番15
号ルミネヤシマA101
代表者氏名 大山 武志
変更年月日 平成29年 6月 5日
- 5 指定番号 第1525号
氏名又は名称 株式会社トラブルパッキン
住 所 (新) 東京都大田区大森南三丁目16
番11-101号
(旧) 東京都大田区南雪谷一丁目13
番10-305号
代表者氏名 實川 正寿
変更年月日 平成29年 5月 25日
- 6 指定番号 第925号
氏名又は名称 (新) 株式会社葵
(旧) 葵設備工業
住 所 (新) 神奈川県横須賀市ハイランド
三丁目19番13号
(旧) 神奈川県横須賀市西浦賀三丁
目12番 6号
代表者氏名 山田 輝夫
変更年月日 氏名又は名称 平成28年 8月 1日
住 所 平成29年 6月 1日

7 指定番号 第1151号
 氏名又は名称 株式会社加藤住設
 住 所 横浜市鶴見区下末吉六丁目7番10号
 202
 代表者氏名 (新) 加藤 正洋
 (旧) 加藤 正子
 変更年月日 平成26年8月25日

上下水道局 告 告

川崎市上下水道局公告第62号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成29年8月1日

川崎市上下水道事業管理者 金子 正 典

(案件1)

競争入札に 付する事項	件 名	平成29年度マンホールポンプ設備更新実施設計委託その1
	履 行 場 所	川崎市高津区宇奈根754番地先ほか2箇所
	履 行 期 限	契約の日から平成29年12月20日まで
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「建設コンサルタント」、種目「下水道部門」に登録されている者。</p> <p>(4) 平成14年度以降にマンホールポンプの新設又は改築に伴う実施設計(詳細設計)業務の元請としての履行完了実績をTECRISにより確認できること。</p> <p>(5) 次の要件を満たす者をすべて配置できること。</p> <p>ア 総合技術監理部門技術士(上下水道-下水道)の資格を有する者</p> <p>イ 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者の資格を有する者</p> <p>ウ 業務責任者として、総合技術監理部門技術士(上下水道-下水道)、上下水道部門技術士(下水道)又は下水道法に規定された資格のいずれかを有する者</p> <p>なお、アの技術士を業務責任者とすることは可能です。</p> <p>エ 照査技術者として、総合技術監理部門技術士(上下水道-下水道)、上下水道部門技術士(下水道)又はRCCM(下水道)のいずれかを有する者</p> <p>なお、ウの業務責任者とエの照査技術者を兼ねることは出来ません。</p>	
契約条項を 示す場所等	財政局資産管理部契約課委託契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話 044-200-2097	
入札日時等	平成29年8月31日 午後2時30分(砂子平沼ビル7階入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。 川崎市ホームページ「入札情報かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp	

(案件2)

競争入札に 付する事項	件 名	入江崎水処理センターほかりん対策に係る調査業務委託
	履 行 場 所	川崎市川崎区塩浜3-17-1ほか
	履 行 期 限	契約の日から平成30年3月23日まで
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p>	

参加資格	(3) 平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「調査・測定」、種目「計量証明」に登録されている者。
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課委託契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話 044-200-2097
入札日時等	平成29年8月31日 午後2時30分(砂子平沼ビル7階入札室)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	川崎市ホームページ「入札情報かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp

(案件3)

競争入札に付する事項	件名	入江崎総合スラッジセンター実施設計委託その13
	履行場所	川崎市川崎区塩浜3-24-12
	履行期限	契約の日から平成30年3月15日まで
参加資格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「建設コンサルタント」、種目「下水道部門」に登録されている者。</p> <p>(4) 平成14年4月1日以降において、下水汚泥処理施設の返流水処理設備における凝集沈殿法に分類される設備の新設、増設または更新に伴う実施設計業務の元請履行完了実績を有すること。</p> <p>(5) 次の要件を満たす者をすべて配置できること。</p> <p>ア 技術士(総合技術監理部門)の資格を有する者</p> <p>イ 業務責任者(総合技術監理部門技術士(上下水道-下水道)、上下水道部門技術士(下水道)又は下水道法に規定された資格を有する者)及び照査技術者</p> <p>なお、上記アの技術士との兼務は可としますが、業務責任者と照査技術者との兼務はできません。</p>	
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課委託契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話 044-200-2097	
入札日時等	平成29年8月31日 午後2時30分(砂子平沼ビル7階入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
その他	川崎市ホームページ「入札情報かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp	

川崎市上下水道局公告第63号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成29年8月1日

川崎市上下水道事業管理者 金子正典

(案件1)

競争入札に 付する事項	件 名	細山配水塔 外壁及び屋上修理工事
	履 行 場 所	川崎市麻生区細山6丁目3番11号
	履 行 期 限	契約の日から130日間
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。</p> <p>(5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「土木」ランク「B」で登録されている者。</p> <p>(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(8) 土木工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p> <p>(9) 主任技術者(業種「土木」)を配置できること。</p>	
契約条項を 示す場所等	財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話 044-200-2099	
入札日時等	平成29年8月30日 午後1時30分(砂子平沼ビル7階入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	川崎市ホームページ「入札情報かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp	

(案件2)

競争入札に 付する事項	件 名	東生田2丁目100mm・75mm配水管布設替工事
	履 行 場 所	自：多摩区東生田2-4-6先 至：多摩区東生田2-6-3先 ほか2件
	履 行 期 限	契約の日から130日間
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。</p> <p>(5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「水道施設」種目「配水施設」ランク「B」で登録されている者。</p> <p>(6) 平成29・30年度の業者登録情報において、主観評価項目制度実施要綱第2条(1)イの「災害時における本市との協力体制」に登録があること。 ただし、現在未登録でこの入札に参加を希望する者は、主観評価項目変更登録申請を入札参加申込締切日の前日までに行ってください。 なお、開札日の前日までに主観評価項目変更登録が完了していない場合は、事後審査で入札参加資格が無いものとして入札が無効となります。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(9) 水道施設工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。</p>	

参加資格	(10) 監理技術者資格者証(業種「水道施設」又は「土木」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。また、本案件の請負金額が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満となった場合は専任を要しません。
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話 044-200-2099
入札日時等	平成29年9月4日 午後1時30分(砂子平沼ビル7階入札室)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	川崎市ホームページ「入札情報かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp

(案件3)

競争入札に付する事項	件名	戸手本町地区ほか下水枝線第8号工事
	履行場所	川崎市幸区戸手本町1丁目、中原区北谷町地内ほか
	履行期限	契約の日から280日間
参加資格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。</p> <p>(5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「下水管きよ」種目「下水道開削」ランク「A」で登録されている者。</p> <p>(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(8) 土木工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。</p> <p>(9) 監理技術者資格者証(業種「土木」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。また、本案件の請負金額が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満となった場合は専任を要しません。</p>	
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話 044-200-2099	
入札日時等	平成29年9月4日 午後1時30分(砂子平沼ビル7階入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
その他	川崎市ホームページ「入札情報かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp	

(案件4)

競争入札に 付する事項	件 名	千年350mm－100mm配水管布設替工事
	履 行 場 所	自：高津区千年1354先 至：高津区千年1024先 ほか5件
	履 行 期 限	契約の日から185日間
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。</p> <p>(5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「水道施設」種目「配水施設」ランク「A」で登録されている者。</p> <p>(6) 平成29・30年度の業者登録情報において、主観評価項目制度実施要綱第2条(1)イの「災害時における本市との協力体制」に登録があること。</p> <p>ただし、現在未登録でこの入札に参加を希望する者は、主観評価項目変更登録申請を入札参加申込締切日の前日までに行ってください。</p> <p>なお、開札日の前日までに主観評価項目変更登録が完了していない場合は、事後審査で入札参加資格が無いものとして入札が無効となります。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(9) 水道施設工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。</p> <p>(10) 監理技術者資格者証（業種「水道施設」又は「土木」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。</p> <p>また、本案件の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。</p>	
契約条項を 示す場所等	財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話 044-200-2099	
入札日時等	平成29年9月4日 午後1時30分（砂子平沼ビル7階入札室）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	川崎市ホームページ「入札情報かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp	

川崎市上下水道局公告第64号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成29年8月8日

川崎市上下水道事業管理者 金子 正典

(案件1)

競争入札に 付する事項	件 名	大師河原1・2号下水幹線工事
	履 行 場 所	川崎市川崎区殿町2丁目、3丁目地内
	履 行 期 限	契約の日から310日間

参加資格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。</p> <p>(5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「下水管きよ」ランク「A」で登録されている者。</p> <p>(6) 平成29・30年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(9) 土木工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。</p> <p>(10) 監理技術者資格者証（業種「土木」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。また、本案件の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。</p>	
契約条項を示す場所等	<p>財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地）</p> <p>電話 044-200-2099</p>	
入札日時等	平成29年9月11日 午後1時30分（砂子平沼ビル7階入札室）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
その他	<p>本案件は川崎市上下水道局請負工事受注機会確保方式試行対象案件です。</p> <p>(1) 入札参加者は本案件又は「小田その1下水幹線その5工事」のいずれか1件のみ落札ができるものとします。ただし、「川崎市請負工事受注機会確保方式試行要領」第3条の規定に該当する場合はこの限りではありません。</p> <p>(2) 落札候補者決定は、「小田その1下水幹線その5工事」、本案件の順に行います。</p> <p>(3) 「小田その1下水幹線その5工事」の落札候補者となった者は、本案件の落札候補者にはなれません。ただし、「川崎市請負工事受注機会確保方式試行要領」第3条の規定に該当する場合はこの限りではありません。</p> <p>川崎市ホームページ「入札情報かわさき」アドレスhttp://keiyaku.city.kawasaki.jp</p>	
(案件2)		
競争入札に付する事項	件名	稲田取水所フェンス改良工事
	履行場所	川崎市多摩区菅稲田堤3-21-1（稲田取水所内）
	履行期限	契約の日から150日間
参加資格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。</p> <p>(5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「とび・土工」で登録されている者。</p> <p>(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p>	

参加資格	(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) とび・土工工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 主任技術者(業種「とび・土工」)を配置できること。
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話 044-200-2100
入札日時等	平成29年9月6日 午後2時30分(砂子平沼ビル7階入札室)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	川崎市ホームページ「入札情報かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp

(案件3)

競争入札に付する事項	件名	第1配水工事事務所 事務所棟2・3階南側及び倉庫棟空調設備改良工事
	履行場所	川崎市中原区上平間1183(第1配水工事事務所内)
	履行期限	契約の日から160日間
参加資格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「空調・衛生」種目「空気調和設備」ランク「B」で登録されている者。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 管工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 主任技術者(業種「管」)を配置できること。	
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話 044-200-2100	
入札日時等	平成29年9月6日 午後2時30分(砂子平沼ビル7階入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
その他	川崎市ホームページ「入札情報かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp	

(案件4)

競争入札に付する事項	件名	中部サービスセンター 空調設備及び全熱交換機改良工事
	履行場所	川崎市高津区末長1-44-24(中部サービスセンター内)
	履行期限	契約の日から170日間
参加資格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。	

参加資格	(5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「空調・衛生」種目「空気調和設備」ランク「B」で登録されている者。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 管工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 主任技術者(業種「管」)を配置できること。
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話 044-200-2100
入札日時等	平成29年9月6日 午後2時30分(砂子平沼ビル7階入札室)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	川崎市ホームページ「入札情報かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp

(案件5)

競争入札に付する事項	件名	久本1丁目300mm-100mm配水管布設替工事
	履行場所	自:高津区下作延2-28-1先 至:高津区久本1-3-12先 ほか4件
	履行期限	契約の日から310日間
参加資格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。</p> <p>(5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「水道施設」種目「配水施設」ランク「A」で登録されている者。</p> <p>(6) 平成29・30年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(9) 水道施設工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。</p> <p>(10) 監理技術者資格者証(業種「水道施設」又は「土木」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。また、本案件の請負金額が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満となった場合は専任を要しません。</p>	
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話 044-200-2099	
入札日時等	平成29年9月11日 午後1時30分(砂子平沼ビル7階入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	

入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	川崎市ホームページ「入札情報かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp

(案件6)

競争入札に付する事項	件 名	長沢浄水場 第2凝集沈でん池混和池耐震補強工事
	履 行 場 所	川崎市多摩区三田5-1-1 (長沢浄水場内)
	履 行 期 限	契約の日から120日間
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。</p> <p>(5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「水道施設」種目「浄水施設」ランク「B」で登録されている者。</p> <p>(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(8) 水道施設工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。</p> <p>(9) 監理技術者資格者証(業種「水道施設」又は「土木」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。また、本案件の請負金額が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満となった場合は専任を要しません。</p>	
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課土木契約係 (〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話 044-200-2099	
入札日時等	平成29年9月11日 午後1時30分(砂子平沼ビル7階入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	川崎市ホームページ「入札情報かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp	

(案件7)

競争入札に付する事項	件 名	小田その1下水幹線その5工事
	履 行 場 所	川崎市川崎区京町2丁目地内
	履 行 期 限	契約の日から340日間
	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。</p> <p>(5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「下水管きょ」ランク「A」で登録されている者。</p> <p>(6) 平成29・30年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。</p>	

参加資格	(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 土木工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。 (10) 監理技術者資格者証（業種「土木」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。また、本案件の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話 044-200-2099
入札日時等	平成29年9月11日 午後1時30分（砂子平沼ビル7階入札室）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	本案件は川崎市上下水道局請負工事受注機会確保方式試行対象案件です。 (1) 入札参加者は本案件又は「大師河原1・2号下水幹線工事」のいずれか1件のみ落札ができるものとします。ただし、「川崎市請負工事受注機会確保方式試行要領」第3条の規定に該当する場合はこの限りではありません。 (2) 落札候補者決定は、本案件、「大師河原1・2号下水幹線工事」の順に行います。 (3) 本案件の落札候補者となった者は、「大師河原1・2号下水幹線工事」の落札候補者にはなれません。ただし、「川崎市請負工事受注機会確保方式試行要領」第3条の規定に該当する場合はこの限りではありません。 川崎市ホームページ「入札情報かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp

川崎市上下水道局公告第65号

指定管理者の公募について、次のとおり公告します。

平成29年8月10日

川崎市上下水道事業管理者 金子正典

- 1 管理を行わせる施設の名称及び所在地
名称 川崎市入江崎余熱利用プール
所在地 川崎市川崎区塩浜3丁目24番12号
- 2 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲
川崎市入江崎余熱利用プール条例第14条及び第15条に定めるもののほか、詳細については、「川崎市入江崎余熱利用プール指定管理者業務仕様書」に示します。
- 3 指定予定期間
平成30年4月1日から平成35年3月31日まで
- 4 応募の資格
次の要件を満たす法人その他の団体（以下「団体」という。）が応募することができます（法人格の有無

は問いません。).

また、複数の団体が共同事業体を結成し、又は特定目的会社（SPC）等の設立を予定して、グループで応募することができます。グループで応募する場合は、その構成員全員につき応募資格を要するものとします。

- (1) 安全かつ円滑にプールの管理運営を行い、安定した利用者サービスが供給できる団体であること。
- (2) プール及び施設の運営管理に必要な有資格者を配置できること。
- (3) 団体及びその代表者が契約を締結する能力を有する者であること。
- (4) 団体又はその代表者が破産手続開始の決定を受けている場合には、復権を得ている者であること。
- (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により、本市における一般競争

入札の参加を制限されていない者であること。

- (6) 本市から指名停止措置を受けていない者であること。
- (7) 団体及びその代表者が地方税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしていない者であること。
- (9) 団体及び役員等経営に関与する者が本市と神奈川県警察との間で締結する「指定管理者制度における暴力団排除に関する合意書」において排除措置の対象とされていない者であること。

※ 排除措置の対象となる場合

- ・ 指定管理者の指定を受けようとする法人その他の団体又は指定管理者に指定された法人その他の団体（以下「法人等」という。）の役員等経営に関与する者（以下「役員等」という。）に、暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過していない者（以下「暴力団員等」という。）が含まれている場合
- ・ 法人等又は役員等が暴力団又は暴力団員等を使用している場合
- ・ 法人等又は役員等が暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を供与している場合
- ・ 法人等又は役員等が暴力団又は暴力団員等と密接な交際をしている場合
- ・ 法人等又は役員等が暴力団又は暴力団員等が実質的に支配している法人その他の団体を利用している場合

5 応募の方法

- (1) 募集要項及び仕様書等の配布場所及び問い合わせ先

- ア 住 所 〒210-8577
川崎市川崎区宮本町1番地
川崎市役所第2庁舎2階
- イ 担当部署 川崎市上下水道局サービス推進部
サービス推進課
(担当：川原、浜舘、村上)
- ウ 電 話 044-200-3356
- エ F A X 番 号 044-200-3996
- オ 電子メール 80suisin@city.kawasaki.jp

- (2) 配布期間

平成29年8月10日（木）から平成29年9月15日（金）まで
(開庁日の午前8時30分～正午、午後1時～午後5時15分とします。)

(3) 提出書類

- ア 指定管理者申請書（様式1）
- イ 共同事業体にあつては、共同事業体協定書兼委任状（様式2-1）及び共同事業体連絡先一覧（様式2-2）
- ウ 応募団体の概要（様式3）
- エ 宣誓書（応募資格及び提出書類に偽りのないことの確認用）（様式4）
- オ 指定管理者制度における暴力団排除に係る合意書に基づく個人情報等の外部提供同意書（様式5）
- カ コンプライアンス（法令遵守）に関する申告書（様式6）
- キ 管理運営業務の計画書（様式7）
- ク 管理運営に係る収支計画書（様式8）
- ケ 定款又は寄附行為及び登記事項証明書（法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類）
- コ 平成26年度、平成27年度及び平成28年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書（又は収支計算書）ただし、応募の日に属する事業年度に設立された法人等にあつては、その設立時における財産目録とする。
- サ 平成26年度、平成27年度及び平成28年度損益計算書部門別売上（応募の日に属する事業年度に設立された法人等にあつては不要）
- シ 平成28年度及び平成29年度における法人等の事業計画書及び収支予算書
- ス 法人にあつては、法人税、法人市民税、消費税及び地方消費税等の納税証明書（過去2年分）（応募の日に属する事業年度に設立された法人等にあつては不要）
- セ 役員の名簿及び履歴書
- ソ 共同事業体にあつては、基本合意書（損失の負担割合及び利益の配分割合等の判るもの）
- タ 組織及び運営に関する事項を記載した書類
- チ 現に行っている業務の概要を記載した書類
- ツ プールに関する事業の実施実績、類似施設の運営実績を記載した書類
- テ その他事業管理者が必要と認める書類
- ※ウ～カ及びケ～テについて、共同事業体にあつては、団体等ごとの書類を提出してください。

6 応募書類の提出期間

平成29年9月13日（水）から平成29年9月15日（金）まで（開庁日の午前8時30分～正午、午後1時～午後5時15分とします。）

7 提出方法

5(1)の場所に御提出ください（郵送による提出は認めません。）。)

交 通 局 公 告

川崎市交通局公告第60号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成29年 8月 2日

川崎市交通事業管理者
交通局長 平 野 誠

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 件名
バッテリー (210H52・75D23R) 購入 (単価契約)
- (2) 納入場所
川崎市交通局が指定する場所
- (3) 納入期間
平成29年10月1日から平成30年3月31日まで
- (4) 購入物品の特質等
仕様書によります。

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たさなければなりません。

- (1) 川崎市交通局契約規程 (昭和42年交通局規程第4号) 第2条の規定に該当しないこと。
- (2) 川崎市における平成29・30年度製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿に、業種「自動車」、種目「自動車用品」で登録されていること。
- (3) 川崎市内に本社又は事業所を有すること。
(「市内」又は「準市内」に登録されていること。)
- (4) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止の措置を受けていないこと。
- (5) 仕様書による内容を遵守し、当該物品を確実に納入することが可能であること。

3 一般競争入札参加に必要な手続

この入札に参加を希望する者は、次により一般競争入札参加資格確認申請書を提出しなければなりません。

- (1) 配布、提出及び問い合わせ先
川崎市川崎区砂子1丁目8番地9
川崎御幸ビル9階
企画管理部経理課 契約担当 吉村
電話 044-200-3228

※ 一般競争入札参加資格確認申請書は、市バスホームページ内「入札情報」からもダウンロードできます。

(2) 配布・提出期間

平成29年8月2日から平成29年8月21日までの午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで (土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く。)

(3) 提出方法

持参

4 入札説明書の交付

3により一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、入札説明書を無料で交付します。

入札説明書は、3(1)の場所において、3(2)の期間中縦覧に供します。また、市バスホームページ内「入札情報」からダウンロードもできます。

5 一般競争入札参加資格確認の通知

一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、その結果を平成29年8月23日までに一般競争入札参加資格確認通知書により通知します。

6 仕様に関する問い合わせ先

自動車部運輸課車両係 担当 桜庭
電話 044-200-3241

7 一般競争入札参加資格の喪失

一般競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

- (1) 2に定める資格条件を満たさなくなったとき。
- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書について、虚偽の記載をしたとき。

8 入札の手続等

(1) 入札方法

この入札は単価契約ですが、落札の決定は、品目ごとの単価と予定数量を乗じて求めた小計を足し合わせた総価で行います。この金額には、その他一切の諸経費を含めて算定してください。入札書には、算定した金額の108分の100に相当する金額を記載してください。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 日 時 平成29年8月31日 午前11時00分
イ 場 所 川崎市交通局会議室
川崎御幸ビル8階
川崎市川崎区砂子1丁目8番地9

(3) 入札書の提出方法

持参

(4) 入札保証金

免除

(5) 落札者の決定方法

川崎市交通局契約規程第14条の規定に基づいて定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

川崎市交通局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

9 契約の手続等

次により、契約を締結します。

(1) 契約保証金

ア 川崎市交通局契約規程第33条各号に該当する場合は、免除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10パーセントを納付しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否

必要

10 その他

(1) この公告に定めるもののほか、川崎市契約条例(昭和39年川崎市条例第14号)、川崎市交通局契約規程、川崎市交通局競争入札参加者心得等の定めるところによります。

(2) 川崎市契約条例、川崎市交通局契約規程、川崎市交通局競争入札参加者心得等は、3(1)の場所において閲覧できます。

(3) この公告に関する問い合わせ先は、3(1)に同じです。

川崎市交通局公告第61号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成29年 8月 2日

川崎市交通事業管理者
交通局長 平 野 誠

1 一般競争入札に付する事項

(1) 購入物品及び予定数量

尿素水 (AdBlue) 29,500リットル

(2) 購入物品の特質等

仕様書によります。

(3) 納入場所

上平間営業所、塩浜営業所、井田営業所、鷲ヶ峰営業所、菅生営業所

(4) 納入期間

平成29年10月1日から平成30年3月31日まで

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たさなければなりません。

(1) 川崎市交通局契約規程(昭和42年交通局規程第4号)第2条の規定に該当しないこと。

(2) 川崎市における平成29・30年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿に、業種「薬品」、種目「化学工業薬品」で登録されていること。

(3) 川崎市内に本社又は事業所を有すること。
(「市内」又は「準市内」に登録されていること。)

(4) 入札期日までの間、川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止の措置を受けていないこと。

(5) 仕様書による内容を遵守し、当該物品を確実に納入することが可能であること。

3 一般競争入札参加に必要な手続

この入札に参加を希望する者は、次により一般競争入札参加資格確認申請書を提出しなければなりません。同申請書は、市バスホームページ内「入札情報」からダウンロードしてください。

(1) 提出及び問い合わせ先

川崎市川崎区砂子1丁目8番地9

川崎御幸ビル9階

企画管理部経理課 契約担当 吉村

電話 044-200-3228

(2) 提出期間

平成29年8月2日から平成29年8月21日までの午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで(土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く。)

(3) 提出方法

持参

4 入札説明書の交付

3により一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、入札説明書を無料で交付します。

入札説明書は、3(1)の場所において、3(2)の期間中縦覧に供します。また、市バスホームページ内「入札情報」からダウンロードもできます。

5 一般競争入札参加資格確認の通知

一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、その結果を平成29年8月24日までに一般競争入札参加資格確認通知書により通知します。

6 仕様に関する問い合わせ先

自動車部運輸課車両係 担当 朝生

電話 044-200-3241

7 一般競争入札参加資格の喪失

一般競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

(1) 2に定める資格条件を満たさなくなったとき。

(2) 一般競争入札参加資格確認申請書について、虚偽の記載をしたとき。

8 入札の手続等

(1) 入札方法

1リットル当たりの単価に予定数量を乗じた総価で行います。入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 日 時 平成29年9月1日 午前11時00分

イ 場 所 川崎市交通局会議室

川崎御幸ビル8階

川崎市川崎区砂子1丁目8番地9

- (3) 入札書の提出方法
持参
- (4) 入札保証金
免除
- (5) 落札者の決定方法
川崎市交通局契約規程第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。
- (6) 入札の無効
川崎市交通局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
- 9 契約の手続等
次により、契約を締結します。
 - (1) 契約保証金
 - ア 川崎市交通局契約規程第33条各号に該当する場合は、免除します。
 - イ ア以外の場合は、契約金額の10パーセントを納付しなければなりません。
 - (2) 契約書作成の要否
必要
- 10 その他
 - (1) この公告に定めるもののほか、川崎市契約条例(昭和39年川崎市条例第14号)、川崎市交通局契約規程、川崎市交通局競争入札参加者心得等の定めるところによります。
 - (2) 川崎市契約条例、川崎市交通局契約規程、川崎市交通局競争入札参加者心得等は、3(1)の場所において閲覧できます。
 - (3) この公告に関する問い合わせ先は、3(1)に同じです。

川崎市交通局公告第62号

一般競争入札について次のとおり公告します。
平成29年 8月 2日

川崎市交通事業管理者
交通局長 平 野 誠

- 1 一般競争入札に付する事項
 - (1) 件名
タイヤ(245・275)購入(単価契約)
 - (2) 納入場所
川崎市交通局が指定する場所
 - (3) 納入期間
平成29年10月1日から平成30年3月31日まで
 - (4) 購入物品の特質等
仕様書によります。
- 2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たさなければなりません。

- (1) 川崎市交通局契約規程(昭和42年交通局規程第4号)第2条の規定に該当しないこと。
 - (2) 川崎市における平成29・30年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿に、業種「自動車」、種目「タイヤ」で登録されており、かつ、ランク「A」又は「B」に格付けされていること。
 - (3) 川崎市内に本社又は事業所を有すること。
(「市内」又は「準市内」に登録されていること。)
 - (4) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止の措置を受けていないこと。
 - (5) 仕様書による内容を遵守し、当該物品を確実に納入することが可能であること。
- 3 一般競争入札参加に必要な手続
この入札に参加を希望する者は、次により一般競争入札参加資格確認申請書を提出しなければなりません。
- (1) 配布・提出及び問い合わせ先
川崎市川崎区砂子1丁目8番地9
川崎御幸ビル9階
企画管理部経理課 契約担当 吉村
電話 044-200-3228
※ 一般競争入札参加資格確認申請書は、市バスホームページ内「入札情報」からもダウンロードできます。
 - (2) 配布・提出期間
平成29年8月2日から平成29年8月21日までの午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで(土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く。)
 - (3) 提出方法
持参
- 4 入札説明書の交付
3により一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、入札説明書を無料で交付します。
入札説明書は、3(1)の場所において、3(2)の期間中縦覧に供します。また、市バスホームページ内「入札情報」からもダウンロードできます。
- 5 一般競争入札参加資格確認の通知
一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者にはその結果を平成29年8月23日までに一般競争入札参加資格確認通知書により通知します。
 - 6 仕様に関する問い合わせ先
自動車部運輸課車両係 担当 桜庭
電話 044-200-3241
 - 7 一般競争入札参加資格の喪失
一般競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

- (1) 2に定める資格条件を満たさなくなったとき。
- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書について、虚偽の記載をしたとき。

8 入札の手続等

(1) 入札方法

この入札は単価契約ですが、落札の決定は、品目ごとの単価と予定数量を乗じて求めた小計を足し合わせた総価で行います。この金額には、その他一切の諸経費を含めて算定してください。入札書には、算定した金額の108分の100に相当する金額を記載してください。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 日 時 平成29年9月5日 午前11時
イ 場 所 川崎市交通局会議室
川崎御幸ビル8階
川崎市川崎区砂子1丁目8番地9

(3) 入札書の提出方法

持参

(4) 入札保証金

免除

(5) 落札者の決定方法

川崎市交通局契約規程第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

川崎市交通局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

9 契約の手続等

次により、契約を締結します。

(1) 契約保証金

ア 川崎市交通局契約規程第33条各号に該当する場合は、免除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10パーセントを納付しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否

必要

10 その他

(1) この公告に定めるもののほか、川崎市契約条例(昭和39年川崎市条例第14号)、川崎市交通局契約規程、川崎市交通局競争入札参加者心得等の定めるところによります。

(2) 川崎市契約条例、川崎市交通局契約規程、川崎市交通局競争入札参加者心得等は、3(1)の場所において閲覧できます。

(3) この公告に関する問い合わせ先は、3(1)に同じです。

川崎市交通局公告第63号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成29年8月2日

川崎市交通事業管理者

交通局長 平野 誠

1 一般競争入札に付する事項

(1) 件名

上平間営業所事務所棟改築工事

(2) 履行期間

契約の日から平成30年8月15日まで

(3) 履行場所

川崎市中原区上平間1140番地

(4) 工事概要

ア 敷地概要

敷地面積 6,366.70㎡

イ 建物概要

(ア) 主用途 市営バス事務所

(イ) 構造 鉄筋コンクリート造

(ウ) 階数 地上3階 塔屋1階

(エ) 建築面積 327.50㎡

(オ) 延べ面積 955.72㎡

ウ 外構その他

構内舗装、植栽、雨水排水設備ほか

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たさなければなりません。

(1) 川崎市交通局契約規程(昭和42年交通局規程第4号)第2条の規定に該当しないこと。

(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。

(4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。

(5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格者名簿に業種「建築」種目「一般建築」ランク「A」又は「B」で登録されていること。

(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。

(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。

(8) 建築工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」(第3号様式)(交通局所定の様式)を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。

(9) 監理技術者資格者証(業種「建築」)の交付を受

けた技術者を専任で配置できること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」(第3号様式)(交通局所定の様式)を提出した場合は、主任技術者でも可とします。また、本案件の請負金額が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満となった場合は専任を要しません。

3 入札参加申込書等の提出方法・期間

(1) 入札参加申込に必要な書類

- ア 一般競争入札参加資格確認申請書
- イ 本工事に係る建設業の許可を受けていることを確認できる書類
- ウ 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書の写し
- エ 営業所における専任技術者証明書(交通局所定の様式)(市内業者の場合に限る。)

※一般競争入札参加資格確認申請書は、市ホームページ内「川崎市交通局入札情報」の「交通局工事入札公表」の「案件固有書類へのリンク」(以下「案件固有書類へのリンク」)からダウンロードもできます。

※専任技術者証明書は、「案件固有書類へのリンク」からダウンロードした様式を使用してください。

(2) 配布・提出及び問い合わせ先

川崎市川崎区宮本町1番地
明治安田生命ビル13階
川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係
電話 044-200-2100

(3) 提出期間

平成29年8月2日から平成29年8月21日までの午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで(土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く。)

(4) 提出方法

持参

4 設計図書類の購入

平成29年8月2日から平成29年8月21日までの間に、「川崎市交通局入札情報」の「交通局工事入札公表」に記載されている「仕様書等配布場所」にて指定された業者に設計図書類の購入申込みをFAXで行い、店頭受取り又は宅配で代金等と引き換えに引渡しを受けてください。

設計図書の購入に関する書類は「案件固有書類へのリンク」に掲げるとおりです。

5 一般競争入札参加資格の喪失

上記2の各号いずれかの資格を欠いたときは、入札参加資格を喪失します。

6 一般競争入札参加資格確認の通知

参加申込書を提出した者には、参加資格業種に登録されていることを確認し、その結果を確認通知書にて、平成29・30年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の「工事」の委任先メールアドレスに、申込締切日後1週間以内に送付します。

当該委任先メールアドレスに登録していない者にはFAXで送付します。

なお、この確認通知は、申込時の登録情報により通知するもので、最終的な入札参加資格の審査は、開札後、入札参加申込時に遡って提出書類等の確認を行い、入札参加資格の有無を審査します。この結果、入札参加資格がなく申込みを行った入札者の入札は無効とします。

7 仕様書等の積算に関する質問・回答

所定の質問書を提出することにより、仕様書等の積算に関する質問ができます。

※電子入札システムによる質問回答機能は利用できません。

詳細については、仕様書等に添付されている質問書を御覧ください。

8 入札の手續等

次により入札を執行します。

(1) 入札書の提出方法

郵便(簡易書留又は一般書留)により提出してください。詳細については「案件固有書類へのリンク」内「郵便入札の実施について(お知らせ)」を御覧ください。また、入札額に相当する積算額が記載されている積算内訳書を同封してください。

なお、積算内訳書の書式は、確認通知を送付する際に添付いたします。

ア 期限

平成29年9月13日 必着

イ 宛先

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地
川崎市財政局資産管理部契約課

(2) 開札の日時

平成29年9月15日 14時30分

(3) 開札の場所

砂子平沼ビル7階入札室

9 落札者の決定及び参加資格の審査等

(1) 予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって有効な入札を行った者のうち最低の価格をもって入札を行った者を落札候補者とします。当該落札候補者について上記2に示した資格を満たしているかどうかの最終的な資格審査をした上、落札者として決定します。資格審査の結果、当該落札候補者に資格がないと認めるときは、当該入札を無効とし、順次、価格の低い入札者について同様の審査

を実施し落札者を決定します。

なお、最低制限価格の設定額については、案件ごとに個別設定をしていますので、「川崎市交通局工事請負契約に係る最低制限価格取扱要綱」を御覧ください。

(2) 配置予定技術者届等の提出

落札候補者は配置予定技術者届等の提出が必要となります。積算疑義申立てに関する手続き期間の終了後に財政局資産管理部契約課から落札候補者へ電話連絡します。落札候補者におかれては、財政局資産管理部契約課（建築契約係 044-200-2100）に下記10の書類を遅くとも翌日正午までに提出してください。

(3) 入札の無効

- ア 川崎市交通局競争入札参加者心得で無効と定める入札はこれを無効とします。
- イ 添付又は提出した積算内訳書に不備等のある場合はこれを無効とします。
- ウ 設計書等の購入が確認できない者の入札はこれを無効とします。

（設計図書の電子化実施対象案件を除く）

(4) 本工事の設計書に係る積算内容の確認及び疑義申立て先は、工事担当課（まちづくり局施設整備部公共建築担当（川崎市川崎区宮本町1番地 明治安田生命ビル9階）電話044-200-3013）です。

※積算疑義申立て制度の詳細については、「川崎市交通局入札情報」の「契約関係規程等」の「川崎市交通局工事請負契約の入札に係る積算疑義申立て手続に関する取扱要綱」を御覧ください。

10 落札候補者が提出する書類

(1) 配置予定技術者届（第1号様式その1）（交通局所定の様式）

(2) 配置予定技術者の資格を確認できる書類

ア 監理技術者の場合

配置予定監理技術者の「監理技術者資格者証（両面）」及び「監理技術者講習修了証（両面）」の写し

※同証で雇用関係が確認できない場合、健康保険被保険者証等の雇用関係を確認できる書類を同時に提出してください。

イ 主任技術者の場合

配置予定主任技術者の1、2級の技術検定合格証明書等の写し、または建設業法第7条第2号イ、ロ、ハの条件を満たす主任技術者経歴証明書（第2号様式）（交通局所定の様式）

※配置予定技術者届及び主任技術者経歴証明書については、「案件固有書類へのリンク」からダウンロードした様式を使用してください。

(3) 配置予定技術者の雇用関係を確認できる書類（健康保険被保険者証の写し）

健康保険被保険者証の写しを提出できない者は下記の書類の写し

- ア 市区町村作成の住民税特別徴収税額通知書の写し
- イ 年金事務所作成の被保険者標準報酬決定通知書の写し
- ウ 公共職業安定所作成の雇用保険資格取得等確認通知書の写し
- エ その他雇用関係が確認できる書類

なお、配置予定技術者は、直接的かつ恒常的な雇用関係にあることを要します。

直接的な雇用関係とは、配置予定技術者とその所属建設業者との間に第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係（賃金、労働時間、雇用、権利構成）が存在することをいいます。

また、恒常的な雇用関係とは、一定の期間にわたり当該建設業者に勤務し、日々一定時間以上職務に従事することが担保されていることをいい、一般競争入札参加申込日以前に3箇月以上の雇用関係にあることが必要です。（在籍出向者、派遣社員、契約社員は、直接的かつ恒常的な雇用関係にあるとはいえません。）

※配置予定技術者を配置できない場合

落札候補者となったにもかかわらず、「正当な理由」なしに技術者を配置できずに契約を締結できない場合は、川崎市競争入札参加者指名停止等要綱別表第2第15号「本市発注の競争入札において、正当な理由なく指定された期限までに本市が指定した参加資格の確認書類を提出しないとき。」に該当するものとして、指名停止措置の対象となりますので、十分に御注意ください。

(4) 下請契約に関する誓約書（第3号様式）（交通局所定の様式）

※下請契約に関する誓約書は、「案件固有書類へのリンク」からダウンロードした様式を使用してください。

※特定建設業の許可を有していて監理技術者を配置する場合は不要です。

11 契約手続等

次により契約を締結します。

- (1) 契約書の作成 要
- (2) 契約保証金

契約金額の10%とします。ただし、川崎市交通局会計規程第11条に定める有価証券（振替債を除く。）

の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができます。

また、公共工事履行保証証券による保証を付し、履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除します。

(3) 前払金 必須

この工事は中間前払金の適用工事です。詳しくは、「川崎市交通局公共工事の前払金に関する規程」及び「川崎市交通局公共工事中間前払金取扱要綱」を御覧ください。

12 受注者が締結する下請契約の相手方の制限

健康保険法第48条、厚生年金保険法第27条、雇用保険法第7条の届出の義務を履行していない建設業者と1次下請契約を締結した場合は、契約違反となりますので御注意ください。

※平成29年4月1日から金額要件を撤廃し、対象を「下請契約を締結する全ての工事」に拡大しておりますので御注意ください。

13 その他

- (1) 事情により入札を延期、又は取りやめる場合があります。
- (2) 公告に定めるもののほか、川崎市交通局契約規程及び川崎市交通局競争入札参加者心得等の定めるところによります。
- (3) 川崎市交通局契約規程及び川崎市交通局競争入札参加者心得は、財政局資産管理部契約課で閲覧できます。
- (4) 公告に関する問い合わせは、川崎市財政局資産管理部契約課になります。
- (5) 本件の公告後契約締結までの間に、契約手続における競争性、透明性及び公平性の担保に支障が生じ、その中止をしなければ適切な契約手続とならないと認められ、本件が中止された場合は、本件に参加するために設計図書類を購入した者に対して、その購入代金を市が負担します。ただし、中止の原因が本市の責めによるものに限りません。
- (6) この工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事です。
- (7) 指名停止期間中の川崎市競争入札参加資格者との下請契約は認められておりませんので御注意ください。

【抜粋】川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱（下請等の禁止）

第7条 指名停止の期間中の有資格業者が、本市の契約に係る下請けをし、若しくは受託をすることを承認しないものとする。ただし、会社更生法

（平成14年法律第154号）に基づく更生手続きの申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続きの申立てをしたことによる指名停止中の場合は、この限りでない。

川崎市交通局公告第64号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成29年8月9日

川崎市交通事業管理者

交通局長 平野 誠

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 件名
上平間営業所改築衛生その他設備工事
- (2) 履行期間
契約の日から平成30年8月15日まで
- (3) 履行場所
川崎市中原区上平間1140番地
- (4) 工事概要
上平間営業所事務所棟改築工事に伴う下記工事を行う。
ア 衛生器具設備工事
イ 給水設備工事
ウ 排水設備工事
エ 給湯設備工事
オ 都市ガス設備工事
カ 厨房機器設備工事
キ 冷暖房設備工事
ク 換気設備工事

<建物概要>

鉄筋コンクリート造 地上3階建て
(延床面積 951.6㎡)

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たさなければなりません。

- (1) 川崎市交通局契約規程（昭和42年交通局規程第4号）第2条の規定に該当しないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。
- (4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。
- (5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格者名簿に業種「空調・衛生」種目「給排水衛生設備（川崎市上下水道指定）」ランク「A」で登録されていること。
- (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。
- (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を

有していること。

- (8) 管工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」(第3号様式)(交通局所定の様式)を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。
- (9) 監理技術者資格者証(業種「管」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」(第3号様式)(交通局所定の様式)を提出した場合は、主任技術者でも可とします。また、本案件の請負金額が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満となった場合は専任を要しません。
- (10) 「川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者」かつ「川崎市排水設備指定工事店」であること。

3 入札参加申込書等の提出方法・期間

(1) 入札参加申込に必要な書類

- ア 一般競争入札参加資格確認申請書
- イ 本工事に係る建設業の許可を受けていることを確認できる書類
- ウ 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書の写し
- エ 営業所における専任技術者証明書(交通局所定の様式)(市内業者の場合に限る。)
- オ 川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者指定通知書及び川崎市排水設備指定工事店証の写し
- ※一般競争入札参加資格確認申請書は、市ホームページ内「川崎市交通局入札情報」の「交通局工事入札公表」の「案件固有書類へのリンク」(以下「案件固有書類へのリンク」)からダウンロードもできます。
- ※専任技術者証明書は、「案件固有書類へのリンク」からダウンロードした様式を使用してください。

(2) 配布・提出及び問い合わせ先

川崎市川崎区宮本町1番地
 明治安田生命ビル13階
 川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係
 電話 044-200-2100

(3) 提出期間

平成29年8月9日から平成29年8月28日までの午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで(土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く。)

(4) 提出方法

持参

4 設計図書類の購入

平成29年8月9日から平成29年8月28日までの間に、「川崎市交通局入札情報」の「交通局工事入札公表」に記載されている「仕様書等配布場所」にて指定された業者に設計図書類の購入申込みをFAXで行い、店頭受取り又は宅配で代金等と引き換えに引渡しを受けてください。

設計図書の購入に関する書類は「案件固有書類へのリンク」に掲げるとおりです。

5 一般競争入札参加資格の喪失

上記2の各号いずれかの資格を欠いたときは、入札参加資格を喪失します。

6 一般競争入札参加資格確認の通知

参加申込書を提出した者には、参加資格業種に登録されていることを確認し、その結果を確認通知書にて、平成29・30年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の「工事」の委任先メールアドレスに、申込締切日後1週間以内に送付します。

当該委任先メールアドレスに登録していない者にはFAXで送付します。

なお、この確認通知は、申込時の登録情報により通知するもので、最終的な入札参加資格の審査は、開札後、入札参加申込時に遡って提出書類等の確認を行い、入札参加資格の有無を審査します。この結果、入札参加資格がなく申込みを行った入札者の入札は無効とします。

7 仕様書等の積算に関する質問・回答

所定の質問書を提出することにより、仕様書等の積算に関する質問ができます。

※電子入札システムによる質問回答機能は利用できません。

詳細については、仕様書等に添付されている質問書を御覧ください。

8 入札の手続等

次により入札を執行します。

(1) 入札書の提出方法

郵便(簡易書留又は一般書留)により提出してください。詳細については「案件固有書類へのリンク」内「郵便入札の実施について(お知らせ)」を御覧ください。また、入札額に相当する積算額が記載されている積算内訳書を同封してください。

なお、積算内訳書の書式は、確認通知を送付する際に添付いたします。

ア 期限

平成29年9月21日 必着

イ 宛先

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地
 川崎市財政局資産管理部契約課

(2) 開札の日時
平成29年9月25日 14時30分

(3) 開札の場所
砂子平沼ビル7階入札室

9 落札者の決定及び参加資格の審査等

(1) 予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって有効な入札を行った者のうち最低の価格をもって入札を行った者を落札候補者とします。当該落札候補者について上記2に示した資格を満たしているかどうかの最終的な資格審査をした上、落札者として決定します。資格審査の結果、当該落札候補者に資格がないと認めるときは、当該入札を無効とし、順次、価格の低い入札者について同様の審査を実施し落札者を決定します。

なお、最低制限価格の設定額については、案件ごとに個別設定をしていますので、「川崎市交通局工事請負契約に係る最低制限価格取扱要綱」を御覧ください。

(2) 配置予定技術者届等の提出

落札候補者は配置予定技術者届等の提出が必要となります。積算疑義申立てに関する手続き期間の終了後に財政局資産管理部契約課から落札候補者へ電話連絡します。落札候補者におかれては、財政局資産管理部契約課（建築契約係 044-200-2100）に下記10の書類を遅くとも翌日正午までに提出してください。

(3) 入札の無効

ア 川崎市交通局競争入札参加者心得で無効と定める入札はこれを無効とします。

イ 添付又は提出した積算内訳書に不備等のある場合はこれを無効とします。

ウ 設計書等の購入が確認できない者の入札はこれを無効とします。

(設計図書の電子化実施対象案件を除く)

(4) 本工事の設計書に係る積算内容の確認及び疑義申立て先は、工事担当課（まちづくり局施設整備部機械設備担当（川崎市川崎区宮本町1番地 明治安田生命ビル9階）電話044-200-2986）です。

※積算疑義申立て制度の詳細については、「川崎市交通局入札情報」の「契約関係規程等」の「川崎市交通局工事請負契約の入札に係る積算疑義申立て手続に関する取扱要綱」を御覧ください。

10 落札候補者が提出する書類

(1) 配置予定技術者届（第1号様式その1）（交通局所定の様式）

(2) 配置予定技術者の資格を確認できる書類

ア 監理技術者の場合

配置予定監理技術者の「監理技術者資格者証

（両面）」及び「監理技術者講習修了証（両面）」の写し

※同証で雇用関係が確認できない場合、健康保険被保険者証等の雇用関係を確認できる書類を同時に提出してください。

イ 主任技術者の場合

配置予定主任技術者の1、2級の技術検定合格証明書等の写し、または建設業法第7条第2号イ、ロ、ハの条件を満たす主任技術者経歴証明書（第2号様式）（交通局所定の様式）

※配置予定技術者届及び主任技術者経歴証明書については、「案件固有書類へのリンク」からダウンロードした様式を使用してください。

(3) 配置予定技術者の雇用関係を確認できる書類（健康保険被保険者証の写し）

健康保険被保険者証の写しを提出できない者は下記の書類の写し

ア 市区町村作成の住民税特別徴収税額通知書の写し

イ 年金事務所作成の被保険者標準報酬決定通知書の写し

ウ 公共職業安定所作成の雇用保険資格取得等確認通知書の写し

エ その他雇用関係が確認できる書類

なお、配置予定技術者は、直接的かつ恒常的な雇用関係にあることを要します。

直接的な雇用関係とは、配置予定技術者とその所属建設業者との間に第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係（賃金、労働時間、雇用、権利構成）が存在することをいいます。

また、恒常的な雇用関係とは、一定の期間にわたり当該建設業者に勤務し、日々一定時間以上職務に従事することが担保されていることをいい、一般競争入札参加申込日以前に3箇月以上の雇用関係にあることが必要です。（在籍出向者、派遣社員、契約社員は、直接的かつ恒常的な雇用関係にあるとはいえません。）

※配置予定技術者を配置できない場合

落札候補者となったにもかかわらず、「正当な理由」なしに技術者を配置できずに契約を締結できない場合は、川崎市競争入札参加者指名停止等要綱別表第2第15号「本市発注の競争入札において、正当な理由なく指定された期限までに本市が指定した参加資格の確認書類を提出しないとき。」に該当するものとして、指名停止措置の対象となりますので、十分に御注意ください。

(4) 下請契約に関する誓約書（第3号様式）（交通局

所定の様式)

※下請契約に関する誓約書は、「案件固有書類へのリンク」からダウンロードした様式を使用してください。

※特定建設業の許可を有していて監理技術者を配置する場合は不要です。

11 契約手続等

次により契約を締結します。

- (1) 契約書の作成 要
- (2) 契約保証金

契約金額の10%とします。ただし、川崎市交通局会計規程第11条に定める有価証券(振替債を除く。)の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができます。

また、公共工事履行保証証券による保証を付し、履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除します。

- (3) 前払金 有

この工事は中間前払金の適用工事です。詳しくは、「川崎市交通局公共工事の前払金に関する規程」及び「川崎市交通局公共工事中間前払金取扱要綱」を御覧ください。

12 受注者が締結する下請契約の相手方の制限

健康保険法第48条、厚生年金保険法第27条、雇用保険法第7条の届出の義務を履行していない建設業者と1次下請契約を締結した場合は、契約違反となりますので御注意ください。

※平成29年4月1日から金額要件を撤廃し、対象を「下請契約を締結する全ての工事」に拡大しておりますので御注意ください。

13 その他

- (1) 事情により入札を延期、又は取りやめる場合があります。
- (2) 公告に定めるもののほか、川崎市交通局契約規程及び川崎市交通局競争入札参加者心得等の定めるところによります。
- (3) 川崎市交通局契約規程及び川崎市交通局競争入札参加者心得は、財政局資産管理部契約課で閲覧できます。
- (4) 公告に関する問い合わせは、川崎市財政局資産管理部契約課になります。
- (5) 本件の公告後契約締結までの間に、契約手続における競争性、透明性及び公平性の担保に支障が生じ、その中止をしなければ適切な契約手続とならないと認められ、本件が中止された場合は、本件に参加するために設計図書類を購入した者に対して、その購入代金を市が負担します。ただし、中止の原因が本市の責めによるものに限りません。

- (6) 関連する「上平間営業所事務所棟改築工事」が入札不調となった場合は、本工事の入札を中止します。
- (7) 指名停止期間中の川崎市競争入札参加資格者との下請契約は認められておりませんので御注意ください。

【抜粋】川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱(下請等の禁止)

第7条 指名停止の期間中の有資格業者が、本市の契約に係る下請けをし、若しくは受託をすることを承認しないものとする。ただし、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続きの申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続きの申立てをしたことによる指名停止中の場合は、この限りでない。

川崎市交通局公告第65号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成29年8月9日

川崎市交通事業管理者

交通局長 平野 誠

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 件名
上平間営業所事務所棟改築電気その他設備工事
- (2) 履行期間
契約の日から平成30年8月15日まで
- (3) 履行場所
川崎市中原区上平間1140番地
- (4) 工事概要
上平間営業所事務所棟改築電気その他設備工事を
行う。

【建物概要】

鉄筋コンクリート造 3階建

(地上3階 塔屋1階)

延面積 955.47㎡

【工事内容】

電灯設備、動力設備、受変電設備、発電設備、構内情報通信設備、構内交換設備(交換機別途)、拡声設備、誘導支援設備、テレビ共同受信設備、監視カメラ設備、無線設備(無線機別途)、火災報知設備、構内配電線路、構内通信線路、既存建物・設備(整備場、給油所、洗車機)への仮設電源供給

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たさなければなりません。

- (1) 川崎市交通局契約規程(昭和42年交通局規程第4号)第2条の規定に該当しないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による

指名停止期間中でないこと。

- (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。
- (4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。
- (5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格者名簿に業種「電気」ランク「A」で登録されていること。
- (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。
- (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。
- (8) 電気工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」(第3号様式)(交通局所定の様式)を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。
- (9) 監理技術者資格者証(業種「電気」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」(第3号様式)(交通局所定の様式)を提出した場合は、主任技術者でも可とします。また、本案件の請負金額が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満となった場合は専任を要しません。

3 入札参加申込書等の提出方法・期間

(1) 入札参加申込に必要な書類

- ア 一般競争入札参加資格確認申請書
- イ 本工事に係る建設業の許可を受けていることを確認できる書類
- ウ 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書の写し
- エ 営業所における専任技術者証明書(交通局所定の様式)(市内業者の場合に限る。
※一般競争入札参加資格確認申請書は、市ホームページ内「川崎市交通局入札情報」の「交通局工事入札公表」の「案件固有書類へのリンク」(以下「案件固有書類へのリンク」)からダウンロードもできます。
※専任技術者証明書は、「案件固有書類へのリンク」からダウンロードした様式を使用してください。

(2) 配布・提出及び問い合わせ先

川崎市川崎区宮本町1番地
明治安田生命ビル13階
川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係
電話 044-200-2100

(3) 提出期間

平成29年8月9日から平成29年8月28日までの午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで(土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く。)

(4) 提出方法

持参

4 設計図書類の購入

平成29年8月9日から平成29年8月28日までの間に、「川崎市交通局入札情報」の「交通局工事入札公表」に記載されている「仕様書等配布場所」にて指定された業者に設計図書類の購入申込みをFAXで行い、店頭受取り又は宅配で代金等と引き換えに引渡しを受けてください。

設計図書の購入に関する書類は「案件固有書類へのリンク」に掲げるとおりです。

5 一般競争入札参加資格の喪失

上記2の各号いずれかの資格を欠いたときは、入札参加資格を喪失します。

6 一般競争入札参加資格確認の通知

参加申込書を提出した者には、参加資格業種に登録されていることを確認し、その結果を確認通知書にて、平成29・30年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の「工事」の委任先メールアドレスに、申込締切日後1週間以内に送付します。

当該委任先メールアドレスに登録していない者にはFAXで送付します。

なお、この確認通知は、申込時の登録情報により通知するもので、最終的な入札参加資格の審査は、開札後、入札参加申込時に遡って提出書類等の確認を行い、入札参加資格の有無を審査します。この結果、入札参加資格がなく申込みを行った入札者の入札は無効とします。

7 仕様書等の積算に関する質問・回答

所定の質問書を提出することにより、仕様書等の積算に関する質問ができます。

※電子入札システムによる質問回答機能は利用できません。

詳細については、仕様書等に添付されている質問書を御覧ください。

8 入札の手続等

次により入札を執行します。

(1) 入札書の提出方法

郵便(簡易書留又は一般書留)により提出してください。詳細については「案件固有書類へのリンク」内「郵便入札の実施について(お知らせ)」を御覧ください。また、入札額に相当する積算額が記載されている積算内訳書を同封してください。

なお、積算内訳書の書式は、確認通知を送付する

際に添付いたします。

ア 期限

平成29年9月21日 必着

イ 宛先

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地
川崎市財政局資産管理部契約課

(2) 開札の日時

平成29年9月25日 14時30分

(3) 開札の場所

砂子平沼ビル7階入札室

9 落札者の決定及び参加資格の審査等

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって有効な入札を行った者のうち最低の価格をもって入札を行った者を落札候補者とします。当該落札候補者について上記2に示した資格を満たしているかどうかの最終的な資格審査をした上、落札者として決定します。資格審査の結果、当該落札候補者に資格がないと認めるときは、当該入札を無効とし、順次、価格の低い入札者について同様の審査を実施し落札者を決定します。

なお、最低制限価格の設定額については、案件ごとに個別設定をしていますので、「川崎市交通局工事請負契約に係る最低制限価格取扱要綱」を御覧ください。

(2) 配置予定技術者届等の提出

落札候補者は配置予定技術者届等の提出が必要となります。積算疑義申立てに関する手続き期間の終了後に財政局資産管理部契約課から落札候補者へ電話連絡します。落札候補者におかれては、財政局資産管理部契約課（建築契約係 044-200-2100）に下記10の書類を遅くとも翌日正午までに提出してください。

(3) 入札の無効

ア 川崎市交通局競争入札参加者心得で無効と定める入札はこれを無効とします。

イ 添付又は提出した積算内訳書に不備等のある場合はこれを無効とします。

ウ 設計書等の購入が確認できない者の入札はこれを無効とします。

（設計図書の電子化実施対象案件を除く）

- (4) 本工事の設計書に係る積算内容の確認及び疑義申立て先は、工事担当課（まちづくり局施設整備部電気設備担当（川崎市川崎区宮本町1番地 明治安田生命ビル9階）電話044-200-2981）です。

※積算疑義申立て制度の詳細については、「川崎市交通局入札情報」の「契約関係規程等」の「川崎市交通局工事請負契約の入札に係る積算疑義申立て手続に関する取扱要綱」を御覧ください。

10 落札候補者が提出する書類

- (1) 配置予定技術者届（第1号様式その1）（交通局所定の様式）

- (2) 配置予定技術者の資格を確認できる書類

ア 監理技術者の場合

配置予定監理技術者の「監理技術者資格者証（両面）」及び「監理技術者講習修了証（両面）」の写し

※同証で雇用関係が確認できない場合、健康保険被保険者証等の雇用関係を確認できる書類を同時に提出してください。

イ 主任技術者の場合

配置予定主任技術者の1、2級の技術検定合格証明書等の写し、または建設業法第7条第2号イ、ロ、ハの条件を満たす主任技術者経歴証明書（第2号様式）（交通局所定の様式）

※配置予定技術者届及び主任技術者経歴証明書については、「案件固有書類へのリンク」からダウンロードした様式を使用してください。

- (3) 配置予定技術者の雇用関係を確認できる書類（健康保険被保険者証の写し）

健康保険被保険者証の写しを提出できない者は下記の書類の写し

ア 市区町村作成の住民税特別徴収税額通知書の写し

イ 年金事務所作成の被保険者標準報酬決定通知書の写し

ウ 公共職業安定所作成の雇用保険資格取得等確認通知書の写し

エ その他雇用関係が確認できる書類

なお、配置予定技術者は、直接的かつ恒常的な雇用関係にあることを要します。

直接的な雇用関係とは、配置予定技術者とその所属建設業者との間に第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係（賃金、労働時間、雇用、権利構成）が存在することをいいます。

また、恒常的な雇用関係とは、一定の期間にわたり当該建設業者に勤務し、日々一定時間以上職務に従事することが担保されていることをいい、一般競争入札参加申込日以前に3箇月以上の雇用関係にあることが必要です。（在籍出向者、派遣社員、契約社員は、直接的かつ恒常的な雇用関係にあるとはいえません。）

※配置予定技術者を配置できない場合

落札候補者となったにもかかわらず、「正当な理由」なしに技術者を配置できずに契約を締結できない場合は、川崎市競争入札参加者指名停止等要綱別表第2第15号「本市発注の競争入札におい

て、正当な理由なく指定された期限までに本市が指定した参加資格の確認書類を提出しないとき。」に該当するものとして、指名停止措置の対象となりますので、十分に御注意ください。

(4) 下請契約に関する誓約書（第3号様式）（交通局所定の様式）

※下請契約に関する誓約書は、「案件固有書類へのリンク」からダウンロードした様式を使用してください。

※特定建設業の許可を有していて監理技術者を配置する場合は不要です。

11 契約手続等

次により契約を締結します。

(1) 契約書の作成 要

(2) 契約保証金

契約金額の10%とします。ただし、川崎市交通局会計規程第11条に定める有価証券（振替債を除く。）の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができます。

また、公共工事履行保証証券による保証を付し、履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除します。

(3) 前払金 有

この工事中間前払金の適用工事です。詳しくは、「川崎市交通局公共工事の前払金に関する規程」及び「川崎市交通局公共工事中間前払金取扱要綱」を御覧ください。

12 受注者が締結する下請契約の相手方の制限

健康保険法第48条、厚生年金保険法第27条、雇用保険法第7条の届出の義務を履行していない建設業者と1次下請契約を締結した場合は、契約違反となりますので御注意ください。

※平成29年4月1日から金額要件を撤廃し、対象を「下請契約を締結する全ての工事」に拡大しておりますので御注意ください。

13 その他

(1) 事情により入札を延期、又は取りやめる場合があります。

(2) 公告に定めるもののほか、川崎市交通局契約規程及び川崎市交通局競争入札参加者心得等の定めるところによります。

(3) 川崎市交通局契約規程及び川崎市交通局競争入札参加者心得は、財政局資産管理部契約課で閲覧できます。

(4) 公告に関する問い合わせは、川崎市財政局資産管理部契約課になります。

(5) 本件の公告後契約締結までの間に、契約手続における競争性、透明性及び公平性の担保に支障が生

じ、その中止をしなければ適切な契約手続とならないと認められ、本件が中止された場合は、本件に参加するために設計図書類を購入した者に対して、その購入代金を市が負担します。ただし、中止の原因が本市の責めによるものに限りません。

(6) 関連する「上平間営業所事務所棟改築工事」が入札不調となった場合は、本工事の入札を中止します。

(7) 指名停止期間中の川崎市競争入札参加資格者との下請契約は認められておりませんので御注意ください。

【抜粋】川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱（下請等の禁止）

第7条 指名停止の期間中の有資格業者が、本市の契約に係る下請けをし、若しくは受託をすることを承認しないものとする。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続きの申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続きの申立てをしたことによる指名停止中の場合は、この限りでない。

病 院 局 公 告

川崎市病院局公告第31号

入 札 公 告

物品調達契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

平成29年8月10日

川崎市病院事業管理者 堀 内 行 雄

1 総則

(1) 別紙の案件に係る契約条項を示し、また関連情報を入力するための照会窓口は、次のとおりです。

病院局経営企画室契約担当（以下「病院局契約担当」といいます。）

川崎市川崎区砂子1丁目8番地9

川崎御幸ビル7階 電話044-200-3857（直通）

(2) 川崎市病院局契約規程（以下「契約規程」といいます。）及び川崎市病院局競争入札参加者心得（以下「参加者心得」といいます。）ほかの契約関係規程並びに物品調達に関する仕様書は、病院局契約担当の窓口で縦覧できるほか、インターネットにおいて、病院局入札情報のページで閲覧することができます。

(<http://www.city.kawasaki.jp/830/cmsfiles/contents/0000037/37849/somu/nyuusatsu/index.html>)

(3) 本書に示された諸手続きで期間が定められている場合、休庁日は当該期間から除かれます。さらに、

縦覧を含む諸手続きの時間については、当該期間の日の午前8時30分から正午までと、午後1時から午後5時15分までに限ります。

(4) 競争参加の申込み及び競争参加資格について

ア 競争参加申込書は、別紙の案件ごとに定められた期間に病院局契約担当窓口で受け付けます。

イ 本書において「名簿」とは、「平成29・30年度川崎市製造の請負、物件の買入れ等有資格業者名簿」をいいます。競争参加者は、別紙の案件ごとに定められた競争参加資格のほか、次の全ての条件を満たす必要があります。

- (ア) 契約規程第2条の規定に該当しないこと。
- (イ) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中ではないこと。
- (ウ) 法令等に従い、本件契約を確実に履行する資格及び能力を有すること。
- (エ) 本書に定める各種書面の提出、現場説明会への出席等の競争参加者の義務を誠実に履行すること。

ウ 競争参加資格があると認められた者には、別紙の案件ごとに競争参加資格確認通知書を事前に交付します。競争参加資格があると認め難い者には、別途お知らせします。

エ 競争参加資格があると認められた者が、競争参加申込書及び本書に定めるその他の提出書類について虚偽の記載をしたときは、本件競争入札に参加することはできません。

(5) 仕様等に関する問合せの方法について

仕様等に関する問合せは、質問書（様式は病院局入札情報のページで取得できます。）により受け付けます。また、提出された質問書は1(1)の照会窓口に回答書と共に掲示を行い、併せて1(2)の病院局入札情報のページにも掲載を行います。

(6) 入札及び開札について

ア 入札及び開札は、別紙の案件ごとに定める日時において、次の場所で執行します。

病院局会議室（川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル7階）

イ 入札を行い、又は開札に立会う者は、競争参加資格確認通知を受けた者又はその代理人とします。

なお、代理人が立会う場合は、入札に関する権限及び開札の立会いに関する権限の委任を受けた旨の書面を事前に提出しなければなりません。

ウ 入札保証金は免除します。

エ 落札者の決定については、別紙の案件ごとに契約規程第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は調査を行うことがあるほか、最低制限価格が設定されている案件については、その価格に満たない価格で入札した者の入札は無効とします。

入札書記載金額の最も低い者が予定価格を上回り、落札者を決定できないときは、直ちに再度入札を行います。ただし、その前回の入札が参加者心得の規定により無効とされた者及び開札に立会わない者は再度入札に参加できません。

オ 参加者心得において無効と定める入札は、これを無効とします。

(7) 契約の締結について

落札者とは別紙の案件ごとに次の条件で契約を締結します。

ア 契約保証金は契約金額の10パーセントとします。ただし、契約規程第34条各号に該当する場合は免除します。

イ 契約書の作成を必要とします。

(案件1)

競争入札に付する事項	件名	川崎病院で使用する単槽型ウォッシャーディスインプエクターの調達
	履行場所	川崎市立川崎病院
	契約期間	契約締結日から平成30年3月31日まで
競争参加資格	名簿の登録	業種 「医療機器」 種目 「医療機器」
競争参加の申込	平成29年8月10日から平成29年8月22日まで受け付けます。	
最低制限価格の有無	設定しません。	
入札及び開札	平成29年8月29日 午前10時00分	

(案件2)

競争入札に 付する事項	件名	川崎病院で使用する一般X線撮影間接変換FPD装置の調達
	履行場所	川崎市立川崎病院
	契約期間	契約締結日から平成30年3月31日まで
競争参加資格	名簿の 登録	業種 「医療機器」 種目 「医療機器」
競争参加の申込	平成29年8月10日から平成29年8月22日まで受け付けます。	
最低制限価格の有無	設定しません。	
入札及び開札	平成29年8月29日 午前10時00分	

消 防 局 公 告

川崎市消防局公告第12号

指定催しの指定について

川崎市火災予防条例第57条の3の規定に基づき、下記の催しを指定催しとして指定したので、次のとおり公告します。

平成29年8月3日

川崎市消防長 田 中 経 康

指定催しの名称	150万人都市記念 第76回川崎市制記念多摩川花火大会
開催場所	川崎市高津区・多摩川河川敷 (国道246号〔二子橋〕～第三京浜道路間の河川敷)
開催期間	平成29年8月19日(土) 午後6時30分～午後8時00分

教 育 委 員 会 告 示

川崎市教育委員会告示第24号

川崎市教育委員会定例会を次のとおり招集します。

平成29年8月15日

川崎市教育委員会

教育長 渡 邊 直 美

- 1 日 時 平成29年8月22日(火) 14:00から
- 2 場 所 教育文化会館 第6会議室
- 3 議 事
 - 議案第36号 教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況に係る点検及び評価に関する報告書(平成28年度版)について
 - 議案第37号 第2次川崎市教育振興基本計画かわさ

き教育プラン第2期実施計画策定に向けた基本的な考え方について
議案第38号 (仮称)川崎市南部学校給食センター
整備等事業の契約の変更について

4 その他報告等

人 事 委 員 会 公 告

川崎市人事委員会公告第6号

平成29年度川崎市職員(技能・業務)採用
選考の実施について

平成29年度川崎市職員(技能・業務)採用選考を次の
とおり行います。

平成29年8月2日

川崎市人事委員会

委員長 秦 野 純 一



KAWASAKI CITY

平成29年度 川崎市職員(技能・業務)採用選考案内

川崎市人事委員会

《主な日程》

申込受付期間	8月2日(水)～8月24日(木)(消印有効)
申込方法	郵送のみ
受験票等発行	9月7日(木)(予定)
第1次選考日	平成29年9月24日(日)【教養試験・作文試験】
第1次合格発表日	10月3日(火)午前10時(予定)
第2次選考日	10月24日(火)【体力検査・面接試験】
最終合格発表日	11月16日(木)午前10時(予定)

《問い合わせ先》川崎市人事委員会事務局任用課

〒210-0006 川崎市川崎区砂子1-7-4(砂子平沼ビル4階)

電話:044-200-3343 FAX:044-222-6449

「川崎市職員採用案内」ホームページアドレス

<http://www.city.kawasaki.jp/shisei/category/61-1-0-0-0-0-0-0-0.html>

川崎市人事委員会 Twitter

<@kawasaki_saiyou>https://twitter.com/kawasaki_saiyou

※災害等により選考日程を変更する場合は、川崎市人事委員会 Twitter でお知らせします。

※川崎市職員採用選考は、皆さまの申込によって選考の準備が進められ、経費は、市民の方に納めていただいた税金が使われます。貴重な税金を有効に活用するためにも、選考の申込をした人は、必ず受験するようお願いいたします。

1 選考区分・職務概要・採用予定人員

選考区分	主な職務概要	採用予定人員
技能・業務	(例)・生活環境事業所における廃棄物収集車の運転及び廃棄物の収集等 ・道路公園センターにおける道路維持作業車の運転及び道路補修作業等 ・事業所等における自動車(市営バスは除く)の運転	5名程度

(注) 交替制勤務を要する職場に配属されることもあります。

2 受験資格

選考区分	年齢	免許
技能・業務	昭和53年4月2日以降に生まれた人	大型自動車免許及び大型特殊自動車免許(限定免許を除く)を有する人(申込時に両方とも取得済みであること。取得見込みは認めません。)

※学歴は問いません。

※受験資格にかかわらず、地方公務員法第16条により、次に該当する人は受験できません。

- 1 成年被後見人又は被保佐人(準禁治産者を含む。)
- 2 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- 3 川崎市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- 4 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、地方公務員法第5章に規定する罪を犯し刑に処せられた人
- 5 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

3 選考日程・科目・内容・会場・合格発表

第1次選考【教養試験・作文試験】				
選考日程	選考科目	選考内容	会場	合格発表日
9月24日(日) 集合時刻 午前9時45分 解散時刻 午後2時15分頃	教養試験	○公務員として必要な一般教養に関する択一式筆記試験です。 社会(法律、政治、経済、社会) 人文(世界史、日本史、地理、国語、人文) 自然(数学、物理、化学、生物、地学) 文章理解(現代文、古文、英語) 判断推理、数的推理、資料解釈 【50問 120分】	次の会場のうちいずれかを受験票で指定します。 <u>(※受験票で指定した会場以外での受験はできません。)</u> 川崎市役所第4庁舎 (川崎市川崎区宮本町3-3) 市立橋高校 (川崎市中原区中丸子562)	10月3日(火) 午前10時(予定) 【第1次選考合格】
	作文試験	○与えられた課題について、理解力、論理性、表現力などを評価します。 ※作文試験は、教養試験の結果により採点されない場合があります。 【800字以上、1,000字以内 60分】		
第2次選考【体力検査・面接試験】(集合時間等の詳細は、第1次選考合格者に文書で通知します。)				
10月24日(火)	体力検査	技能・業務職員としての職務遂行に必要な体力についての検査(握力、上体起こし、長座体前屈、反復横とび、腕立て伏せ)を行います。	川崎市役所第4庁舎 (川崎市川崎区宮本町3-3)	11月16日(木) 午前10時(予定) 【最終合格】
	個別面接	個別面接(3対1)を行い、人物的な側面、仕事に対する意欲・適性、コミュニケーション能力などを評価します。 <30分程度>		

(注)

- 1 選考会場の案内図は、ホームページ「川崎市職員採用案内」に掲載しますので御確認ください。
- 2 選考会場への問合せ、自動車、バイク、自転車等での来場は禁止します。
- 3 合格発表は、ホームページ「川崎市職員採用案内」に合格者の受験番号を掲載します。
- 4 第1次選考合格者及び最終合格者には、合格等発表日に文書で通知を発送します。なお、郵便事情などにより延着、不着となる場合もありますので、可否はホームページで必ず確認してください。
- 5 第1次選考の合格者は、各選考科目の結果を総合して決定します。また、最終合格者は、第1次選考及び第2次選考の結果を総合して決定します。第1次選考、第2次選考ともに、いずれかの選考科目において一定の基準に達しない場合は、他の選考科目の成績にかかわらず不合格となります。
- 6 第1次選考合格者には、「面接カード」3部(うち、2部は原本をコピーしたもの)及び運転免許証のコピーを、10月11日(水)(消印有効)までに提出していただきます。「面接カード」の様式は、第1次選考合格通知に同封いたしますので、第1次選考合格者で、10月5日(木)までに第1次選考合格通知が届かない場合は川崎市人事委員会事務局(044-200-3343)まで御連絡ください。
また、「面接カード」に貼付するカラー写真(縦4cm×横3cm)3枚が必要となります。

4 合格から採用まで

- (1) 最終合格者は、川崎市人事委員会が作成する選考合格者名簿に登載され、川崎市の各任命権者(市長等)からの請求に応じて提示されます。なお、名簿の有効期間は、原則として名簿確定の日から1年間です。
- (2) 名簿に登載された方は、本人の意思による辞退や採用するにふさわしくない非違行為等があった場合等を除き、原則として平成30年4月1日に採用されます。
- (3) 受験資格がないことや、「申込内容」、「面接カード」等の提出書類の記載事項に虚偽又は不正があることが判明した場合は、選考合格者名簿から削除します。
- (4) 日本国籍を有しない人で、就職が制限されている在留資格の人は採用されません。

5 給与等(平成29年4月1日現在)

(1) 給与(初任給)

技能職員として採用された場合の給与月額例(地域手当含む。)は次のとおりです。ただし、条例等の改正により、変更されることがあります。

年齢	初任給 (地域手当を含む)	その他の手当など
25歳	189,544円	① この他に、期末・勤勉手当(4.30月分)が支給されます。また、支給要件に該当する方には、通勤手当(1箇月あたり最高55,000円)、扶養手当、住居手当等の諸手当が支給されます。 ② 業務職員として採用された場合、初任給は左記の金額と若干異なります。
30歳	212,280円	
35歳	232,812円	

※年齢の基準日は、平成30年4月1日です。

(2)勤務時間及び休暇等**①勤務時間**

原則として、月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時15分(休憩時間1時間含む)

※配属先によって異なる場合があります。

②休日

土曜日、日曜日、祝日、年末年始(12月29日から1月3日)※配属先によって異なる場合があります。

③休暇等

年次有給休暇(年間20日間)のほか、夏季(5日間)・結婚・出産・忌引・子の看護・男性職員の育児参加・短期介護などの特別休暇があります。また育児休業制度、育児短時間勤務制度、介護休暇などもあります。

※上記の内容は、平成29年4月1日現在のものであり、変更される場合があります。

6 個人別成績情報の提供

この選考で不合格となった方に対し、本人から申出があった場合に限り、成績情報を提供します。ただし、申出は次の手順に限り(電話等は不可)。

対象者 (本人に限る)	提供内容	手順
第1次選考 不合格者	第1次選考の総合順位及び総合得点 <参考>第1次選考配点 300点	提供希望者は、最終合格発表日から1箇月以内(消印有効)に、下記①～③を次の住所に郵送してください。 ①個人別成績に関する情報提供申出書(ホームページからダウンロード<最終合格発表日から1箇月間掲載>) ②受験票 ③返信用封筒(82円切手を貼り、宛先を明記した定型封筒)
第2次選考 不合格者	第2次選考の総合順位及び総合得点 (第1次及び第2次選考の合算) <参考>第2次選考配点 700点	《申出書郵送先》 〒210-0006 川崎市川崎区砂子1-7-4 砂子平沼ビル4階 川崎市人事委員会事務局任用課 ※個人別成績情報は、平成29年12月下旬以降に発送します。

7 申込方法等

申込受付期間	平成29年8月2日(水)～8月24日(木)(消印有効) ※申込受付期間後の申込は受理いたしませんので、御注意ください。
申込方法	封筒の表に「技能・業務選考申込」と朱書して、必ず簡易書留で郵送してください。 ※封筒は、申込書を折らずに入れることのできる角形2号を使用してください。 ※簡易書留以外の郵便事故については、一切責任を負いません。
申込書郵送先	〒210-0006 川崎市川崎区砂子1-7-4 砂子平沼ビル4階 川崎市人事委員会事務局任用課
提出書類	カラー写真(縦4cm×横3cm)を貼った申込書1通 (1)申込書に必要事項を記入し、署名欄は必ず自書してください。 (2)62円切手は、受験票送付用です。申込書の右上にクリップで留めてください。 (3)写真は、裏面に氏名を記入し、申込書に貼ってください。 ※ホームページ「川崎市職員採用案内」から申込書を印刷する際は、必ず両面印刷してください。
受験票の交付	9月7日(木)(予定)に「受験票」を、本人宛てに郵送しますので、選考当日必ず持参してください。 なお、9月11日(月)までに受験票が到着しない場合には、人事委員会事務局任用課まで電話で御連絡ください。

《申込書記入方法》

申込書は、記入例をよく見てボールペンで間違いのないようにはっきりと記入してください。

- ① 性別:該当する性別を○で囲んでください。
- ② 生年月日:1桁の数字の場合は10の位に0を記入し、()内には西暦の下2桁を記入してください。
- ③ 年齢:平成30年4月1日現在の年齢を記入してください。
- ④ 氏名:カタカナは、濁点「゜」、半濁点「ㇰ」も同一マス内に記入してください。
- ⑤ 受験票・合格通知等送付先:受験票及び通知等の発送時に利用しますので、正確に記入してください。現住所と異なる場合は、現住所も記入してください。
- ⑥ 電話番号:電話番号を必ず記入してください。緊急連絡先は、申込内容に関する確認のため連絡することがありますので、平日の昼間に確実に連絡の取れるところ(伝言を頼めるところを含む。)を記入してください。なお、連絡が取れない場合は、受験できないことがあります。
- ⑦ 学歴:最終のものから順に記入してください。区分はコード表を見て記入してください。
※1 卒業見込は、平成30年3月までに卒業を予定している場合に限りです。
※2 中途退学の場合は学歴に含めません。
※3 専修学校、各種学校等の場合については、2年以上のものを記入してください。
(記入例)〇〇高校に平成23年4月に入学し、平成26年3月に卒業
△△中学校に平成20年4月に入学し、平成23年3月に卒業した場合
- ⑧ 署名欄:記載内容を確認の上、必ず自署してください。

(コード表)

最終学歴		アンケート			
区分		アンケート1		アンケート2	
大学院	1	知人・友人	01	国家	01
大学	2	市政だより	02	都道府県	02
短大	3	川崎市ホームページ	03	他政令市	03
高等専門学校	4	採用案内	04	その他の公務員	04
専修学校等	5	その他	05	民間企業	05
高等学校	6			進学	06
中学校	7			併願なし	07

※ 申込書裏面も必ず記入してください。裏面の記入がない場合は、申込を受け付けません。

記入例 (表面)

右上に受験票送付用の62円切手をクリップで留めてください。



平成29年度 川崎市職員(技能・業務)採用選考申込書

* ※の項目は記入しないでください。
* この申込書は折り曲げないで封筒に入れてください。

※ ナンバリング

種別	(コード)	試験区分	(コード)	※ 受験番号
選考	03	技能・業務	70	
性別 (該当に○)	元号	生年月日 (1桁の場合は頭に「0」をつけてください。)		年齢 (平成29年4月1日現在)
① ② ③ (男・女)	昭和・平成	07	(1995)	1014 満22歳
氏名(カナ) 左詰で記入し、姓と名の間は1文字分あけてください				
④ カワサキ ジロウ				
氏名(漢字) 左詰で記入し、姓と名の間は1文字分あけてください				
川崎 次郎				
受験票・合格通知等送付先 (郵便番号)			("都道府県)及び「郡・市町村・区」)	
⑤ 210-0004			神奈川県川崎市川崎区	
("町・字名)及び「番地」)			("マンション・アパート名)、「室番号」、「方書」等)	
宮本町1-2-3			砂子平沼ビル401号	
現住所 受験票・合格通知等送付先と異なる場合のみ記入してください。				
-				
電話番号(自宅)		(携帯)		連絡先名
⑥ 044-200-XXXX		090-1234-XXXX		父
緊急連絡先		090-5678-XXXX		
最終学歴(学校名)		(区分)	※(学校コード)	(学部)
⑦ ○○高校		6		普通科
昭和・平成	23	年	04	月
入学		昭和・平成	26	年
		03	月	卒業・卒業見込
その前の学歴(学校名)		(学部)	(学科・専攻)	
△△中学校				
昭和・平成	20	年	04	月
入学		昭和・平成	23	年
		03	月	卒業
私は、平成29年度川崎市職員(技能・業務)採用選考案内の記載事項を了承の上、同選考を受験したいので申し込みます。なお、私は、選考案内に掲げられている受験資格を全て満たしており、地方公務員法第16条にも該当していません。また、この申込書の記載事項は全て事実と相違ありません。				
⑧ 平成 29年 8月 2日 氏名 川崎 次郎 (必ず自書してください。)				

裏面も必ず記入してください。

平成29年度 川崎市職員(技能・業務)採用選考申込書

* ※の項目は記入しないでください。
* この申込書は折り曲げないで封筒に入れてください。

※ ナンバリング

種 別	(コード)	試験区分	(コード)	※ 受験番号	この欄に必ずカラー写真を貼ってください。 ・縦4cm×横3cm ・上半身、正面向き、脱帽 ・3箇月以内撮影 ・写真裏面に氏名を記入すること
選考	0 3	技能・業務	7 0		
性 別 (該当に○)	生年月日 (1桁の場合は頭に「0」をつけてください。)				年 齢 (平成30年4月1日現在)
男・女	元号	年		月	日
	昭和・平成	(1 9)			
氏名(カナ) 左詰で記入し、姓と名の間は1文字分あけてください					
氏名(漢字) 左詰で記入し、姓と名の間は1文字分あけてください					
受験票・合格通知等送付先 (郵便番号)			('都道府県)及び「郡・市町村・区」)		
-					
('町・字名)及び「番地」)			('マンション・アパート名)、「室番号」、「方書」等)		
現住所 受験票・合格通知等送付先と異なる場合のみ記入してください。					
電話番号 (自宅)		(携 帯)		(緊急連絡先)	
-		-		連絡先名	
				-	
最終学歴 (学校名)		(区分)	※(学校コード)	(学 部)	(学科・専攻)
昭和・平成	年	月	入学	昭和・平成	年
その前の学歴 (学校名)		(学 部)		(学科・専攻)	
昭和・平成	年	月	入学	昭和・平成	年
私は、平成29年度川崎市職員(技能・業務)採用選考案内の記載事項を了承の上、同選考を受験したいので申し込みます。なお、私は、選考案内に掲げられている受験資格を全て満たしており、地方公務員法第16条にも該当しておりません。また、この申込書の記載事項は全て事実と相違ありません。					
平成 年 月 日 氏名 (必ず自書してください。)					

裏面も必ず記入してください。

氏名

〔免許取得状況記入欄〕

※ 大型自動車免許及び大型特殊自動車免許は受験資格です。取得年月日を必ず記入してください。

免許区分	取得年月日
大型自動車免許	平成 年 月 日
大型特殊自動車免許(限定免許除く)	平成 年 月 日

職歴欄(自家営業・アルバイト・無職期間も含めて直近のものから記入してください。)

勤務先名称	職務内容	職務経験期間
(直近の職歴)		昭・平 年 月 昭・平 年 月
(その前の職歴)		昭・平 年 月 昭・平 年 月
(その前の職歴)		昭・平 年 月 昭・平 年 月
(その前の職歴)		昭・平 年 月 昭・平 年 月
(その前の職歴)		昭・平 年 月 昭・平 年 月
(その前の職歴)		昭・平 年 月 昭・平 年 月
(その前の職歴)		昭・平 年 月 昭・平 年 月

川崎市技能・業務職員を志望した理由(必ず記入してください。)

農 業 委 員 会 告 示

川農委告示第8号

第2回川崎市農業委員会総会を次のとおり招集します。
平成29年8月4日

川崎市農業委員会
会長 長瀬 和徳

- 1 日時
平成29年8月10日(月)午後2時00分～
- 2 場所
セレサ川崎農業協同組合梶ヶ谷ビル3階
第3会議室(川崎市高津区梶ヶ谷2-1-7)
- 3 議題
 - (1) 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について
 - (2) 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
 - (3) 農地利用集積計画の決定について
 - (4) 相続税の納税猶予適格者証明(新規)について
 - (5) 平成30年度川崎市予算・農業施策に関する要望(案)について
 - (6) 川崎市農業委員会農地等の利用の最適化に関する指針(案)について
 - (7) 特定農地貸付けの承認について
 - (8) 農地の転用届出に関する事務局長の専決処分について
 - (9) 相続税の納税猶予適格者証明(継続)について
 - (10) 生産緑地の農業の主たる従事者証明について
 - (11) 買い取らない旨の通知をした生産緑地のあっせんについて
 - (12) 農地造成に係る承認願について
 - (13) その他

職 員 共 済 組 合 規 程

川崎市共済規程第1号

川崎市職員共済組合住民基本台帳ネットワークシステムセキュリティ管理規程をここに公布する。

平成29年8月2日

川崎市職員共済組合
理事長 三 浦 淳

川崎市職員共済組合住民基本台帳ネットワークシステムセキュリティ管理規程

(目的)

第1条 この規程は、川崎市職員共済組合(以下「組合」

という。)が住民基本台帳ネットワークにより提供を受ける本人確認情報の保護並びにそれに付随するネットワーク機器の適切な管理及び運営に関し必要な事項を定め、本人確認情報の漏えい、滅失及びき損の防止並びにその他本人確認情報の適切な管理を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 本人確認情報 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第30条の9の規定により組合が提供を受ける同法第30条の6第1項に規定する本人確認情報(氏名、出生の年月日、男女の別、住所、個人番号、住民票コード及びこれに付随する情報を含む。)をいう。
- (2) 記録媒体 磁気媒体及び紙媒体で本人確認情報を記録するすべての媒体をいう。
- (3) ドキュメント 本人確認情報の利用に係るシステムの設計及びプログラム作成並びに運用に関する記録及び文書をいう。
- (4) 情報資産 住民基本台帳ネットワークに係るすべての情報並びにソフトウェア、ハードウェア、ネットワーク及び記録媒体をいう。

(住基ネットセキュリティ統括責任者)

第3条 住民基本台帳ネットワークシステム(以下「住基ネット」という。)のセキュリティ対策を総合的に実施するため、住基ネットセキュリティ統括責任者を置く。

2 住基ネットセキュリティ統括責任者は、事務局長をもって充てる。

3 住基ネットセキュリティ統括責任者は、本人確認情報管理責任者、住基ネットシステム管理者及び住基ネットセキュリティ管理者を監理する。

(本人確認情報管理責任者)

第4条 本人確認情報に係る取り扱いを適切に管理するため、本人確認情報管理責任者を置く。

2 本人確認情報管理責任者は、事務局次長をもって充てる。

3 本人確認情報管理責任者は、本人確認情報に係る取り扱いについて管理し、本人確認情報を取り扱う者(以下「システム操作者」という。)を指名する。

4 本人確認情報管理責任者は、本人確認情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他当該本人確認情報の適切な管理を図るための必要な措置を講ずるものとする。

(住基ネットシステム管理者)

第5条 住基ネットの適切な管理を行うため、住基ネットシステム管理者を置く。

2 住基ネットシステム管理者は、年金係長をもって充

てる。

3 住基ネットシステム管理者は、本人確認情報に係る管理を行うほか、住民基本台帳ネットワークを運用している部屋の入退室管理、情報資産管理、記録媒体管理、ドキュメント管理、アクセス管理、ユーザID及びパスワード管理並びに照合情報の管理に関し必要な措置を講ずるものとする。

4 住基ネットシステム管理者は、生体認証時に用いる照合情報の管理を行う拠点管理者(以下「拠点管理者」という。)を2名指名しなければならない。

(住基ネットセキュリティ管理者)

第6条 住基ネットを利用する部署においてセキュリティ対策を実施するため、住基ネットセキュリティ管理者を置く。

2 住基ネットセキュリティ管理者は年金係長をもって充てる。

3 住基ネットセキュリティ管理者は、住民基本台帳ネットワークのセキュリティ対策を職員へ徹底させるとともに、セキュリティに対する脅威が発生した場合は、情報収集を行い、その結果を住基ネットセキュリティ統括責任者に報告しなければならない。

(拠点管理者)

第7条 住基ネットを利用する部署において住基ネットに係る照合情報管理業務の適正な運営を行うため、拠点管理者を置く。

2 拠点管理者は、住基ネットシステム管理者から指名されたシステム操作者をもって充てる。

3 拠点管理者は、システム操作者の照合情報を新規登録、削除及び委託する操作権限の追加並びに委託した操作権限の返却をする場合は、住基ネットシステム管理者へ申請し、承認を受けなければならない。

(住基ネットセキュリティ会議の設置)

第8条 住民基本台帳ネットワークのセキュリティに関する審議を行うため、住基ネットセキュリティ会議を設置する。

2 住基ネットセキュリティ会議は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 住基ネットセキュリティ統括責任者
- (2) 本人確認情報管理責任者
- (3) 住基ネットシステム管理者
- (4) 住基ネットセキュリティ管理者
- (5) 拠点管理者

3 住基ネットセキュリティ会議は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 住民基本台帳ネットワークのセキュリティ対策の決定及び見直し
- (2) 前号のセキュリティ対策の遵守状況の確認
- (3) セキュリティ監査の実施

(4) 教育及び研修の実施

(5) 情報資産の機能が正常に動作しない場合の対応

(6) 住民基本台帳ネットワークの目的外使用、運営を阻害する行為又は本人確認情報に脅威を及ぼすおそれがある場合の対応

4 住基ネットセキュリティ統括責任者は、住基ネットセキュリティ会議を招集するとともに、議長を務めるものとする。

5 議長は、住基ネットセキュリティ会議において、関係職員及び外部の専門家に出席を求め、意見又は説明を聞くことができる。

6 住基ネットセキュリティ会議の庶務は、住基ネットの業務を運営する係において処理する。

(本人確認情報の取扱者)

第9条 本人確認情報は、システム操作者以外の者に取り扱いをさせてはならない。

2 システム操作者は、大量の本人確認情報を取り扱う際、あらかじめ本人確認情報管理責任者の承認を得なければならない。

(本人確認情報の利用制限)

第10条 本人確認情報を利用する事務は、年金である給付の支給に関するものであって、次の各号に掲げるものに限るものとする。

- (1) 給付の請求をすると見込まれる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認
 - (2) 給付の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答
 - (3) 給付を受ける権利に係る申出若しくは届出の受理又はその申出若しくは届出に係る事実についての審査
 - (4) 受給権者又は給付の額の加算の原因となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認
- (本人確認情報及び記録媒体の管理)

第11条 本人確認情報は、記録媒体に記録し、次の年金給付後は、遅滞なく当該本人確認情報を消去及び廃棄しなければならない。

2 本人確認情報管理責任者は、火災その他の災害及び盗難に備えて、システム操作者に記録媒体を所定の場所に保管させ、適切に管理を行わせなければならない。

3 記録媒体を外部に持ち出す場合には、本人確認情報管理責任者及び住基ネットシステム管理者の承諾を得なければならない。また、外部への搬送については、相手方、記録媒体の種類、数量及び当該記録媒体に記録された本人確認情報の件数を記録し、かつ、施錠できる容器を使用し、又は厳重な包装を行うことにより、滅失、き損及び盗難(以下「滅失等」という。)を防止する措置を講じなければならない。

4 記録媒体の本人確認情報の消去及び廃棄について

は、本人確認情報が第三者に漏えいすることがないよう措置を講じなければならない。

5 記録媒体を廃棄する場合には、破砕その他確実な措置を講ずるとともにその旨記録しなければならない。

6 住基ネットシステム管理者は、記録媒体の障害の有無について、記録しなければならない。

(ドキュメントの管理)

第12条 ドキュメントは、住基ネットシステム管理者が管理するものとし、所定の場所に保管するとともに、その保管状況を記録しなければならない。

2 ドキュメントを複製し、又は外部に持ち出す場合には、住基ネットシステム管理者の許可を得なければならない。

(入退室の管理)

第13条 住基ネットセキュリティ管理者は、次に掲げる住基ネットを運用している部屋において、それぞれのセキュリティ区分に応じた入退室管理を行うものとする。

セキュリティ区分	部屋
レベル3	記録媒体の保管室
レベル1	業務端末機（生体認証装置等を含む。）及びネットワーク機器の設置室

2 それぞれのセキュリティ区分に応じた入退室管理の方法は、次のとおりとする。

セキュリティ区分	入退室管理の方法
レベル3	住基ネットセキュリティ統括責任者から許可された者のみ入退室を行う。
レベル1	住基ネットセキュリティ管理者から許可された者のみ入退室を行う。

3 前項において、住基ネットセキュリティ管理者は、入退室管理簿により、入退室の状況を管理しなければならない。

4 住基ネットセキュリティ管理者は、機器の設置又は保守若しくは撤去に係る業者が入退室をする場合には、入退室管理簿に所要の事項を記載させ、識別を行うため、名札を着用させるとともに、システム操作者を同行させなければならない。

(アクセス管理)

第14条 住基ネットシステム管理者は、住基ネットの操作履歴を確認しなければならない。

2 住基ネットシステム管理者は、住基ネットに係るユーザIDをシステム操作者に配付し、不正なアクセスがないよう管理方法を定めるとともに、ユーザID管理簿を作成し、管理しなければならない。

(システム操作者の照合情報の管理)

第15条 住基ネットシステム管理者は、照合情報を保管

するとともに、これを紛失し、又は盗難されることがないよう管理方法を定め、併せて、照合情報管理簿を作成し、これに利用状況を記録しなければならない。

(システム操作者の責務)

第16条 システム操作者は、次に掲げることを遵守しなければならない。

(1) ユーザID及びパスワードの管理

(2) 照合IDの管理

(操作履歴の記録)

第17条 住基ネットシステム管理者は、住基ネットの操作履歴について、7年前まで遡って解析できるよう、保管するものとする。

(情報資産管理)

第18条 住基ネットシステム管理者は、情報資産を保管するとともに、当該資産を紛失し、又は盗難されることがないよう管理方法を定め、併せて、情報資産管理簿を作成し、これを管理しなければならない。

(職員の教育及び研修)

第19条 住基ネットセキュリティ管理者は、必要と認める職員に対し、住基ネットの操作及びセキュリティ対策について、教育及び研修を実施するものとする。

(事故発生時の対応)

第20条 システム操作者は、本人確認情報に関する事故、住基ネットの欠陥及び誤作動を発見した場合には、速やかに住基ネットシステム管理者に報告し、住基ネットシステム管理者は、別に定める緊急時対応計画書にしたがって対応しなければならない。

(守秘義務)

第21条 職員（職員であった者を含む。）は、本人確認情報に関し知り得た情報をみだりに他人に知らせ又は不当な目的に利用してはならない。

(委託)

第22条 本人確認情報に係る処理を外部に委託する場合には、本人確認情報に関する秘密保持、その他本人確認情報の保護の水準を満たしている者を委託先とし、委託先が講じるべき安全管理措置に関し必要な事項を委託契約書に明記するものとする。

2 前項に規定する委託契約書には、次の各号に掲げる事項を明記するものとする。

(1) 秘密保持義務

(2) 目的外使用の禁止

(3) 複写及び複製の禁止

(4) 第三者提供の禁止

(5) 再委託の禁止

(6) 作業場所

(7) 個人情報の授受の方法及び保管方法

(8) 個人情報の管理責任者

(9) 個人情報の管理状況に関する報告義務

- (10) 事故等の発生時における報告義務
- (11) 委託処理終了後の個人情報の返還及び消去並びに廃棄
- (12) 契約事項に違反した場合の契約解除及び損害賠償
- (13) 前各号に掲げるもののほか、個人情報の保護に関し必要な事項

3 住基ネットシステム管理者は、前項の場合において、必要と認められる場合には、記録媒体の授受の手続き、搬送の方法及びその経路並びに保管方法その他本人確認情報の滅失等を防止するための必要な事項につき、契約の相手方と覚書を締結するものとする。

(補則)

第23条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この規程は、公告の日から施行し、平成27年10月1日から適用する。ただし、第1条の規定は平成27年10月5日から、第2条の規定は平成28年1月1日から適用する。

職 員 共 済 組 合 公 告

川崎市共済公告第6号

川崎市職員共済組法定款第36条の規定に基づき、平成28年度決算を次のとおり公告します。

平成29年8月2日

川崎市職員共済組合
理事長 三 浦 淳

- 1 平成28年度決算 (別紙のとおり)
- 2 議決年月日 平成29年6月13日

平成28年度 決算書

川崎市職員共済組合

短 期 経 理
貸 借 対 照 表

平成29年3月31日現在

借 方		金 額	貸 方		金 額
	円	円		円	円
流動資産		5,369,416,554	流動負債		6,812,534
普通預金	3,132,262,078		前受収益	6,812,534	
定期預金	1,000,000,000		固定負債		559,508,776
金銭信託	1,200,000,000		支払準備金	559,508,776	
未収収益	305,408		剰余金		4,803,095,244
未収金	331,068		利益剰余金	4,803,095,244	
支払基金委託金	36,518,000		欠損金補てん 積立金	332,823,739	
			短期積立金	4,447,226,326	
			介護積立金	23,045,179	
資 産 合 計		5,369,416,554	負 債 ・ 資 本 合 計		5,369,416,554

短 期 経 理
損 益 計 算 書

自 平成28年4月 1日
至 平成29年3月31日

損		失		金 額	利		益	金 額
円		円		円	円		円	
経常費用				7,386,366,513	経常収益			7,188,463,750
事業費用		7,386,366,513			事業収益	6,714,220,985		
保健給付	3,230,531,789				短期負担金	3,035,082,145		
休業給付	431,163,393				介護負担金	308,202,955		
災害給付	620,000				短期掛金	3,007,246,926		
附加給付	40,095,152				介護掛金	310,687,750		
老人保健拠出金	34,555				短期任意継続掛金	46,923,782		
退職者給付拠出金	116,301,227				介護任意継続掛金	5,893,664		
前期高齢者納付金	724,576,840				雑収入	183,763		
後期高齢者支援金	1,617,098,432				補助金等収入	466,448,678		
病床転換支援金	7,288				高額医療交付金	121,091,000		
介護納付金	638,520,296				災害給付交付金	620,000		
一部負担金払戻金	42,462,500				育児・介護休業手当金交付金	344,737,678		
連合会払込金	115,258,901				事業外収益	7,794,087		
連合会拠出金	429,696,140				短期利息及び短期配当金	3,113,667		
					賠償金	4,680,420		
繰入金				24,773,465	前年度繰越支払準備金			552,695,010
業務経理へ繰入		24,773,465			前年度繰越支払準備金	552,695,010		
次年度繰越支払準備金				559,508,776	特別利益			11,912,731
次年度繰越支払準備金		559,508,776			前期損益修正益	11,912,731		
					当期損失金			217,577,263
					当期短期損失	203,841,336		
					当期介護損失金	13,735,927		
合 計				7,970,648,754	合 計			7,970,648,754

厚生年金保険経理
貸借対照表

平成29年3月31日現在

借		方		金 額	貸		方		金 額
	円	円		円		円		円	円
流動資産				1,216,009,207	流動負債				1,216,009,207
当座預金			0		未払金		1,216,009,207		
普通預金			1,214,999,810						
未収金			1,009,397						
資 産 合 計				1,216,009,207	負債・資本合計				1,216,009,207

厚生年金保険経理
損益計算書

自 平成28年4月 1日
至 平成29年3月31日

損		失		金 額	利		益		金 額
	円	円		円		円		円	円
経常費用				20,101,711,755	経常収益				20,101,711,755
事業費用			20,101,711,755		事業収益		20,101,711,755		
負担金払込金	12,367,029,146				負担金	12,367,029,146			
組合員保険料払込金	7,734,682,609				組合員保険料	7,734,682,609			
合 計				20,101,711,755	合 計				20,101,711,755

退 職 等 年 金 経 理
貸 借 対 照 表

平成29年3月31日現在

借 方		金 額	貸 方		金 額
	円	円		円	円
流動資産		84,924,322	流動負債		84,924,322
普通預金		84,881,864	未払金		84,924,322
未収金		42,458			
資 産 合 計		84,924,322	負 債 ・ 資 本 合 計		84,924,322

退 職 等 年 金 経 理
損 益 計 算 書

自 平成28年4月 1日
至 平成29年3月31日

損 失		金 額	利 益		金 額
	円	円		円	円
経常費用		1,327,537,274	経常収益		1,327,537,274
事業費用		1,327,537,274	事業収益		1,327,537,274
負担金払込金	663,785,126		負担金	663,785,126	
掛金払込金	663,752,148		掛金	663,752,148	
合 計		1,327,537,274	合 計		1,327,537,274

経過の長期経理
貸借対照表

平成29年3月31日現在

借		方		金 額	貸		方		金 額
	円	円		円		円	円		円
<u>流動資産</u>				1,076,867	<u>流動負債</u>				1,076,867
普通預金		1,076,867			未払金		1,076,867		
資 産 合 計				1,076,867	負 債 ・ 資 本 合 計				1,076,867

経過の長期経理
損益計算書

自 平成28年4月 1日
至 平成29年3月31日

損		失		金 額	利		益		金 額
	円	円		円		円	円		円
<u>経常費用</u>				173,466,401	<u>経常収益</u>				173,466,401
事業費用		173,466,401			事業収益		173,466,401		
負担金払込金	173,466,401				負担金	173,466,401			
合 計				173,466,401	合 計				173,466,401

経過の長期預託金管理経理

貸 借 対 照 表

平成29年3月31日現在

借 方		金 額	貸 方		金 額
	円	円		円	円
流動資産		円	固定負債		円
		118,435,928			1,618,435,928
普通預金		118,435,907	連合会預託金		1,618,435,928
未収収益		21			
固定資産		1,500,000,000			
長期貸付金		1,500,000,000			
資 産 合 計		1,618,435,928	負債・資本合計		1,618,435,928

経過の長期預託金管理経理

損 益 計 算 書

自 平成28年4月 1日
至 平成29年3月31日

損 失		金 額	利 益		金 額
	円	円		円	円
経常費用		円	経常収益		円
		46,027,768			46,027,768
事業費用		46,027,768	運用収益		46,027,768
支払利息	46,027,768		利息及び配当金	46,027,768	
合 計		46,027,768	合 計		46,027,768

業 務 経 理
貸 借 対 照 表

平成29年3月31日現在

借 方		金 額	貸 方		金 額
	円	円		円	円
<u>流動資産</u>			107,813,755	<u>流動負債</u>	2,629,821
普通預金		107,809,935		未払金	111,492
立替金		3,820		未払費用	2,385,825
				預り金	132,504
<u>固定資産</u>			160,902	<u>剰余金</u>	105,344,836
(有形固定資産)				資本剰余金	1,107,108
器具及び備品		2		別途積立金	1,107,108
	2			利益剰余金	104,237,728
(無形固定資産)		160,900		積立金	104,237,728
電話加入権	160,900				
資 産 合 計		107,974,657	負 債 ・ 資 本 合 計		107,974,657

業 務 経 理
損 益 計 算 書

自 平成28年4月 1日
至 平成29年3月31日

損 失		金 額	利 益		金 額
	円	円		円	円
<u>経常費用</u>			140,811,581	<u>経常収益</u>	197,922,096
事業費用		140,811,581		事業収益	134,380,387
役員報酬	26,000			負担金	134,375,350
職員給与	29,775,090			雑収入	5,037
旅費	607,980			連合会交付金	63,541,709
事務費	13,974,683			連合会交付金	63,541,709
委託費	17,106,890			<u>繰入金</u>	24,773,465
貸借料	4,862,670			短期経理より	24,773,465
普及費	2,184,839			繰入	
負担金	3,134,752			<u>特別利益</u>	8,214
連合会分担金	9,438,117			前期損益修正益	8,214
事務費負担金払込金	59,675,560				
雑費	25,000				
<u>当期利益金</u>		81,892,194			
当期利益金		81,892,194			
合 計		222,703,775	合 計		222,703,775

保 健 経 理
貸 借 対 照 表

平成29年3月31日現在

借 方		金 額	貸 方		金 額
	円	円		円	円
<u>流動資産</u>			<u>流動負債</u>		
		294,418,245			10,827,052
普通預金		269,246,352	未払金		7,355,814
未収金		25,171,893	未払費用		3,471,238
<u>固定資産</u>		450,000,000	<u>剰余金</u>		733,591,193
(無形固定資産)		450,000,000	資本剰余金		450,000,000
施設預託金	450,000,000		別途積立金	450,000,000	
			利益剰余金		283,591,193
			積立金	283,591,193	
資 産 合 計		744,418,245	負 債 ・ 資 本 合 計		744,418,245

保 健 経 理
損 益 計 算 書

自 平成28年4月 1日
至 平成29年3月31日

損 失		金 額	利 益		金 額
	円	円		円	円
<u>経常費用</u>			<u>経常収益</u>		
		308,401,225			319,773,160
事業費用		308,401,225	事業収益		319,773,160
職員給与	2,147,500		負担金	149,011,248	
厚生費	220,843,808		掛金	145,333,782	
特定健康診査等費	68,111,116		施設収入	25,428,130	
事務費	524,650				
委託費	10,613,485				
貸借料	576,468				
普及費	1,434,731				
負担金	349,361				
連合会分担金	3,800,106				
<u>当期利益金</u>		11,371,935			
当期利益金		11,371,935			
合 計		319,773,160	合 計		319,773,160

貯 金 経 理
貸 借 対 照 表

平成29年3月31日現在

借		方		金 額	貸		方		金 額
	円	円	円	円		円	円	円	円
流動資産				303,321,102	流動負債				8,506,263,656
普通預金		289,393,424			組合員貯金		8,479,661,575		
仮払金		15,616			積立貯金	8,479,661,575			
未収収益		13,912,062			未払費用		22,714,371		
					預り金		3,887,710		
固定資産				8,796,655,000					
金銭信託		1,700,000,000			剰余金				593,712,446
投資有価証券		7,096,655,000			利益剰余金		593,712,446		
国債	300,000,000				欠損金補てん積立金	423,983,079			
地方債	3,398,726,000				積立金	169,729,367			
社債	1,598,769,000								
諸債券	1,799,160,000								
資 産 合 計				9,099,976,102	負債・資本合計				9,099,976,102

貯 金 経 理
損 益 計 算 書

自 平成28年4月 1日
至 平成29年3月31日

損		失		金 額	利		益		金 額
	円	円	円	円		円	円	円	円
経常費用				47,072,321	経常収益				89,926,464
事業費用		47,072,321			運用収入		89,926,464		
事務費	145,800				利息及び配当金	86,304,464			
普及費	481,140				有価証券売却益	3,462,000			
支払利息	46,445,381				償還差益	160,000			
当期利益金				42,854,143					
当期利益金		42,854,143							
合 計				89,926,464	合 計				89,926,464

貸付経理
貸借対照表

平成29年3月31日現在

借 方			金 額	貸 方			金 額
	円	円	円		円	円	円
流動資産			116,334,520	流動負債			3,715,049
普通預金		101,636,034		未払金		2,928,720	
立替金		1,040		未払費用		170,726	
未収金		14,697,446		預り金		615,603	
固定資産			3,747,739,064	固定負債			1,500,000,000
投資その他の資産		3,747,739,064		長期借入金		1,500,000,000	
組合員貸付金	3,747,739,064			剰余金			2,360,358,535
				利益剰余金		2,360,358,535	
				欠損金補てん積立金	187,386,953		
				積立金	2,172,971,582		
資 産 合 計			3,864,073,584	負債・資本合計			3,864,073,584

貸付経理
損益計算書

自 平成28年4月 1日

至 平成29年3月31日

損 失			金 額	利 益			金 額
	円	円	円		円	円	円
経常費用			65,992,910	経常収益			109,362,617
事業費用		65,992,910		事業収益		109,362,617	
職員給与	2,594,725			組合員貸付金利息	108,926,617		
事務費	702,486			連合会交付金	436,000		
委託費	587,952			特別利益			97,940
賃借料	218,498			前期損益修正益		97,940	
普及費	3,136,621						
負担金	342,161						
支払利息	46,027,390						
連合会払込金	12,358,077						
雑費	25,000						
特別損失			935,221				
前期損益修正損		935,221					
当期利益金			42,532,426				
当期利益金		42,532,426					
合 計			109,460,557	合 計			109,460,557

幸 区 告 示

川崎市幸区告示第1号

次の自動車臨時運行許可番号標は、回収不能により無効とし、失効したので告示します。

平成29年 8月15日

川崎市幸区長 石 渡 伸 幸

自動車臨時運行許可番号標	失効年月日
川崎 3 - 12	平成29年 8月 3日

川 崎 区 公 告

川崎市川崎区公告第83号

住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第8条及び住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第12条第1項の規定により、別紙に記載の者について住民票を職権削除しましたので、同条第4項の規定により、その者に通知しなければならないところ住所及び居所が不明の為、通知の送達ができないので公示します。

平成29年 8月 4日

川崎市川崎区長 土 方 慎 也

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日(前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として(川崎市長が被告の代表者となります。)提起することができます。

(別紙省略)

川崎市川崎区公告第84号

川崎市印鑑条例(昭和51年川崎市条例第8号)第12条第1項第6号の規定により、別紙に記載の者について、印鑑の登録を抹消しましたので、同条第2項の規定により、その者に通知しなければならないところ住所及び居所が不明の為、通知の送達ができないので公示します。

平成29年 8月 4日

川崎市川崎区長 土 方 慎 也

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日(前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に

ついての裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として(川崎市長が被告の代表者となります。)提起することができます。

(別紙省略)

川崎市川崎区公告第85号

次の国民健康保険料に係る納入通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第78条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成29年 8月14日

川崎市川崎区長 土 方 慎 也

年 度	科 目	期 別	この公告により変更する納期限	件数・備考
平成29年度	国民健康保険料	過年4月	平成29年8月31日(過年4月)	計1件
平成29年度	国民健康保険料	過年5月	平成29年8月31日(過年5月)	計1件
平成29年度	国民健康保険料	第1期	平成29年8月31日(第1期)	計3件
平成29年度	国民健康保険料	第1期以降		計2件
平成29年度	国民健康保険料	第1期以降	平成29年8月31日(第1期・第2期)	計5件
平成29年度	国民健康保険料	第2期以降		計5件
平成29年度	国民健康保険料	第2期以降	平成29年8月31日(第2期)	計1件
平成29年度	国民健康保険料	第3期		計1件
平成29年度	国民健康保険料	第3期以降		計3件
平成29年度	国民健康保険料	10月第4期以降		計1件

(別紙省略)

川崎市川崎区公告第86号

次の国民健康保険料に係る納入通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第78条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交

付します。

平成29年 8月14日

川崎市川崎区長 土 方 慎 也

年 度	科 目	期 別	この公告により 変更する納期限	件数・備考
平成 29年度	国民健康 保険料	第1期 以降	平成29年 8月31日 (第1期分・ 第2期分)	計19件

(別紙省略)

川崎市川崎区公告第87号

次の国民健康保険料に係る納入通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成29年 8月14日

川崎市川崎区長 土 方 慎 也

年 度	科 目	期 別	この公示により 変更する納期限	件数・備考
平成 29年度	国民健康 保険料	第1期 以降	平成29年 8月31日	2件
平成 29年度	国民健康 保険料	第1期 以降		2件

(別紙省略)

川崎市川崎区公告第88号

納入通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成9年12月17日法律123号）第143条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成29年 8月14日

川崎市川崎区長 土 方 慎 也

年 度	科 目	期 別	変更する納期限	件数・備考
平成 29年度	介護 保険料	第1期 以降		計28件
平成 29年度	介護 保険料	特1期 以降		計3件

(別紙省略)

幸 区 公 告

川崎市幸区公告第40号

次の国民健康保険料に係る納入通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成29年 8月14日

川崎市幸区長 石 渡 伸 幸

年 度	科 目	期 別	この公告により 変更する納期限	件数・備考
平成 29年度	国民健康 保険料	第1期 以降	平成29年 8月31日 (第1期分)	計1件
平成 29年度	国民健康 保険料	第1期 以降	平成29年 8月31日 (第1期、 第2期分)	計30件
平成 29年度	国民健康 保険料	第2期 以降		計1件
平成 29年度	国民健康 保険料	過年4月 以降	平成29年 8月31日 (過年4月分)	計1件
平成 29年度	国民健康 保険料	過年5月 以降	平成29年 8月31日 (過年5月分)	計1件
平成 29年度	国民健康 保険料	過年6月 以降	平成29年 8月31日 (過年6月分)	計1件
平成 29年度	国民健康 保険料	第10期 以降		計1件

(別紙省略)

中 原 区 公 告

川崎市中原区公告第30号

川崎市印鑑条例（昭和51年川崎市条例第8号）第12条第1項第6号の規定により、別紙に記載の者について、印鑑の登録を抹消しましたので、同条第2項の規定により、その者に通知しなければならないところ住所及び居所が不明の為、通知の送達ができないので公示します。

平成29年 8月1日

川崎市中原区長 向 坂 光 浩

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知っ

た日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として（川崎市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

川崎市中原区公告第31号

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条及び住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定により、別紙に記載の者について住民票を職権消滅しましたので、同条第4項の規定により、その者に通知しなければならないところ住所及び居所が不明の為、通知の送達ができないので公示します。

平成29年 8月 1日

川崎市中原区長 向坂 光浩

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として（川崎市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

川崎市中原区公告第32号

次の国民健康保険料に係る納入通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226条）第20条の2の規定により公告します。

平成29年 8月 14日

川崎市中原区長 向坂 光浩

年 度	科 目	期 別	この公告により変更する納期限	件数・備考
平成29年度	国民健康保険料	過年7月	平成29年8月31日 (過年7月分)	計1件
平成29年度	国民健康保険料	第1期		計1件
平成29年度	国民健康保険料	第1期以降	平成29年8月31日 (第1期分・第2期分)	計8件
平成29年度	国民健康保険料	第1期以降		計1件
平成29年度	国民健康保険料	第1期以降		計2件
平成29年度	国民健康保険料	第1期以降		計2件

別紙省略

川崎市中原区公告第33号

次の国民健康保険料に係る還付通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226条）第20条の2の規定により公告します。

平成29年 8月 14日

川崎市中原区長 向坂 光浩

年 度	科 目	期 別	この公告により変更する納期限	件数・備考
平成29年度	国民健康保険料			計1件

別紙省略

高 津 区 公 告

川崎市高津区公告第35号

差押通知書及び差押解除通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成29年 8月 10日

川崎市高津区長 高梨 憲爾

(別紙省略)

川崎市高津区公告第36号

次の国民健康保険料に係る納入通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成29年 8月 14日

川崎市高津区長 高梨 憲爾

年 度	科 目	期 別	この公告により変更する納期限	件数・備考
平成29年度	国民健康保険料	第1期以降	平成29年8月31日 (第1期・第2期分)	計37件

平成29年度	国民健康保険料	第1期	平成29年8月31日 (第1期分)	計1件
平成29年度	国民健康保険料	第1期以降		計4件
平成29年度	国民健康保険料	第2期以降		計4件
平成29年度	国民健康保険料	第3期以降		計2件
平成29年度	国民健康保険料	4月第1期以降		計1件
平成29年度	国民健康保険料	第10期		計1件

(別紙省略)

宮 前 区 公 告

川崎市宮前区公告第39号

次の国民健康保険料に係る納入通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成29年 8月10日

川崎市宮前区長 小田嶋 満

年 度	科 目	期 別	この公告によって 変更する納期限	件数・備考
平成29年度	国民健康保険料	第1期		計3件
平成29年度	国民健康保険料	第2期		計1件
平成29年度	国民健康保険料	第3期		計3件

(別紙省略)

川崎市宮前区公告第40号

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条及び住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定により、別紙に記載の者について住民票を職権消除しましたので、同条第4項の規定により、その者に通知しなければならないところ住所及び居所が不明の為、通知の送達ができないので公示します。

平成29年 8月14日

川崎市宮前区長 小田嶋 満

この処分について不服がある場合は、この処分があっ

たことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として（川崎市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

(別紙省略)

川崎市宮前区公告第41号

川崎市印鑑条例（昭和51年川崎市条例第8号）第12条第1項第6号の規定により、別紙に記載の者について、印鑑の登録を抹消しましたので、同条第2項の規定により、その者に通知しなければならないところ住所及び居所が不明の為、通知の送達ができないので公示します。

平成29年 8月14日

川崎市宮前区長 小田嶋 満

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として（川崎市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

(別紙省略)

多 摩 区 公 告

川崎市多摩区公告第39号

次の国民健康保険料に係る配当計算書（謄本）を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成29年 8月 8日

川崎市多摩区長 石 本 孝 弘

年 度	科 目	期 別	変更する納期限	件数・備考
平成29年度				計1件

別紙省略

川崎市多摩区公告第40号

次の国民健康保険料に係る納入通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成29年 8月14日

川崎市多摩区長 石 本 孝 弘

年 度	科 目	期 別	この公告により変更する納期限	件数・備考
平成29年度	国民健康保険料	第1期以降		計2件
平成29年度	国民健康保険料	第1期以降	平成29年8月31日 (第1期分・第2期分)	計40件
平成29年度	国民健康保険料	第5期以降		計1件

別紙省略

麻 生 区 公 告

川崎市麻生区公告第41号

次の国民健康保険被保険者証返還請求書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成29年 8月 2日

川崎市麻生区長 北 沢 仁 美

別紙省略

川崎市麻生区公告第42号

次の国民健康保険料に係る納入通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成29年 8月14日

川崎市麻生区長 北 沢 仁 美

年 度	科 目	期 別	この公告により変更する納期限	件数・備考
平成26年度	国民健康保険料	第8期以降		計1件
平成29年度	国民健康保険料	第1期	平成29年8月31日 (第1期)	計1件
平成29年度	国民健康保険料	第1期以降	平成29年8月31日 (第1期および第2期)	計2件
平成29年度	国民健康保険料	第2期以降		計1件
平成29年度	国民健康保険料	第3期以降		計3件
平成29年度	国民健康保険料	第3期以降 (減額分)		計1件
平成29年度	国民健康保険料	第4期以降		計1件

別紙省略

辞	令
---	---

平成29年 8 月 1 日付人事異動

(病院局)

任 命	氏 名	前 職
(部長級)		
市立川崎病院呼吸器外科兼務	成 毛 聖 夫	市立井田病院呼吸器外科部長

平成29年 8 月 4 日付人事異動

(市長事務部局)

任 命	氏 名	前 職
(課長級)		
総務企画局危機管理室担当課長	佐 藤 正 典	新任

平成29年 8 月14日付人事異動

(市長事務部局)

任 命	氏 名	前 職
(部長級)		
市民文化局市民スポーツ室長／ 市民文化局オリンピック・パラリンピック 推進室担当部長兼務	寺 澤 昌 恵	市民文化局コミュニティ推進部協働・ 連携推進課長
(課長級)		
市民文化局コミュニティ推進部協働・連携推進 課長	藤 井 英 樹	市民文化局コミュニティ推進部協働・連携推進 課課長補佐

